

令和5年版

(令和4年度事業実績)

業 務 概 要

岩手県福祉総合相談センター

(岩手県精神保健福祉センター)

岩手県一関児童相談所

岩手県宮古児童相談所

は じ め に

日頃、岩手県福祉総合相談センターの業務に対し、関係機関の皆様から深い御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、年々増加し、令和3年度は207,660件と過去最多を更新しました。

児童虐待については、痛ましい事件が続いており、児童虐待通告から48時間以内の安全確認の徹底、在宅支援を行っている全てのケースの安全確認などに取り組みながら、児童の安全確保を最優先に迅速かつ的確な対応ができるよう体制強化を図っているところです。

本県では、平成30年9月に県保健福祉部と県警察本部生活安全部との間で締結した「児童虐待にかかる児童相談所と警察の相互連携に関する協定書」に基づき、連絡会議、情報共有、合同研修の開催等を通して、重傷事案への対応など連携を図っています。

児童家庭相談の第一義的な相談窓口となる市町村については、適切に児童虐待相談対応ができるよう職員の資質の向上のため研修を企画・実施し、日頃から連携・協働できるよう情報共有・後方支援等を行っています。

また、社会的養護を必要とする児童については、家庭養育優先原則に基づいて、里親制度の普及啓発、研修を実施するなど里親委託の推進に取り組んでいます。

なお、東日本大震災津波の孤児・遺児については、震災後12年余が経過していますが、引き続き市町村等と連携しながら現状把握を行っています。

女性支援では、婦人相談所機能に加えて、DV（ドメスティックバイオレンス）を始めとした様々な問題を抱える女性の相談に幅広く対応しています。

障がい者相談については、身体障がい・知的障がいに係る相談・判定・援助等に関する専門機関として、市町村・関係機関との連携の下、障がい者に対する各種施策の利用等地域生活支援の充実を図るとともに、来所・巡回相談を通じ、障がい者の自立と安定した生活の実現のための相談支援に取り組んでいます。

精神保健福祉領域では、統合失調症、依存症、ひきこもりなどの精神保健に関する各種相談や当事者会、家族教室等による支援を進めるほか、自殺対策については、各種専門研修や事例検討会の開催、自死遺族支援、市町村自殺対策計画の推進と評価などの地域技術支援に加え、自殺未遂者の再企図防止の取組として、医療機関における相談勧奨やケースマネジメントを行い、相談支援の充実に努めています。

本業務概要は、令和4年度の本県における当センター及び一関・宮古児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。関係各位の業務の参考としていただければ幸いです。

令和5年8月

岩手県福祉総合相談センター所長 小川 修

目 次

I 現 況

第1	岩手県福祉総合相談センター現況	1
第2	岩手県一関児童相談所の現況	3
第3	岩手県宮古児童相談所の現況	4

II 児童相談（岩手県福祉総合相談センター児童女性部、岩手県一関児童相談所、岩手県宮古児童相談所）

第1	概況	6
第2	業務のあらまし	7
第3	相談の受付	9
第4	児童虐待相談の状況	17
第5	相談の対応・措置	19
第6	診断指導	24
第7	一時保護	26
第8	里親	32
第9	特別事業	37

III 女性相談（岩手県福祉総合相談センター児童女性部）

第1	概況	42
第2	女性相談の状況	43
第3	一時保護の状況	46
第4	配偶者暴力相談支援センターの状況	47

IV 身体障がい者相談（岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部）

第1	概況	49
第2	更生相談・判定の状況	50
第3	地域リハビリテーション推進事業	54

V 知的障がい者相談（岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部）

第1	概況	56
第2	更生相談・判定の状況	57
第3	取扱人員の年度別推移	62

VI 精神保健福祉相談（岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部）岩手県精神保健福祉センター

第1	概況	67
第2	業務内容	69

VII 沿 革

87

I 現 況

第1 岩手県福祉総合相談センターの現況

1 所在地・電話

- ・ 所在地 〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19番1号
- ・ 電話 代表 019-629-9600 (FAX 019-629-9601)

直通

児童女性部

児童に関する相談 019-629-9614 (FAX 019-629-9612)

女性に関する相談 019-629-9610 (FAX 019-629-6907)

障がい保健福祉部 (岩手県精神保健福祉センター)

知的障がいに関する相談 019-629-9613 (FAX 019-629-9603)

心の健康・精神障がいに関する相談 019-629-9617 (FAX 019-629-9603)

身体障がいに関する相談 (矢巾町駐在)

所在地 〒028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号 (岩手県立療育センター内)

電話 代表 019-698-2411 (FAX 019-698-2414)

2 庁舎概要

完 成 昭和48年5月31日

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階・地上4階建て

総工費 267,240千円

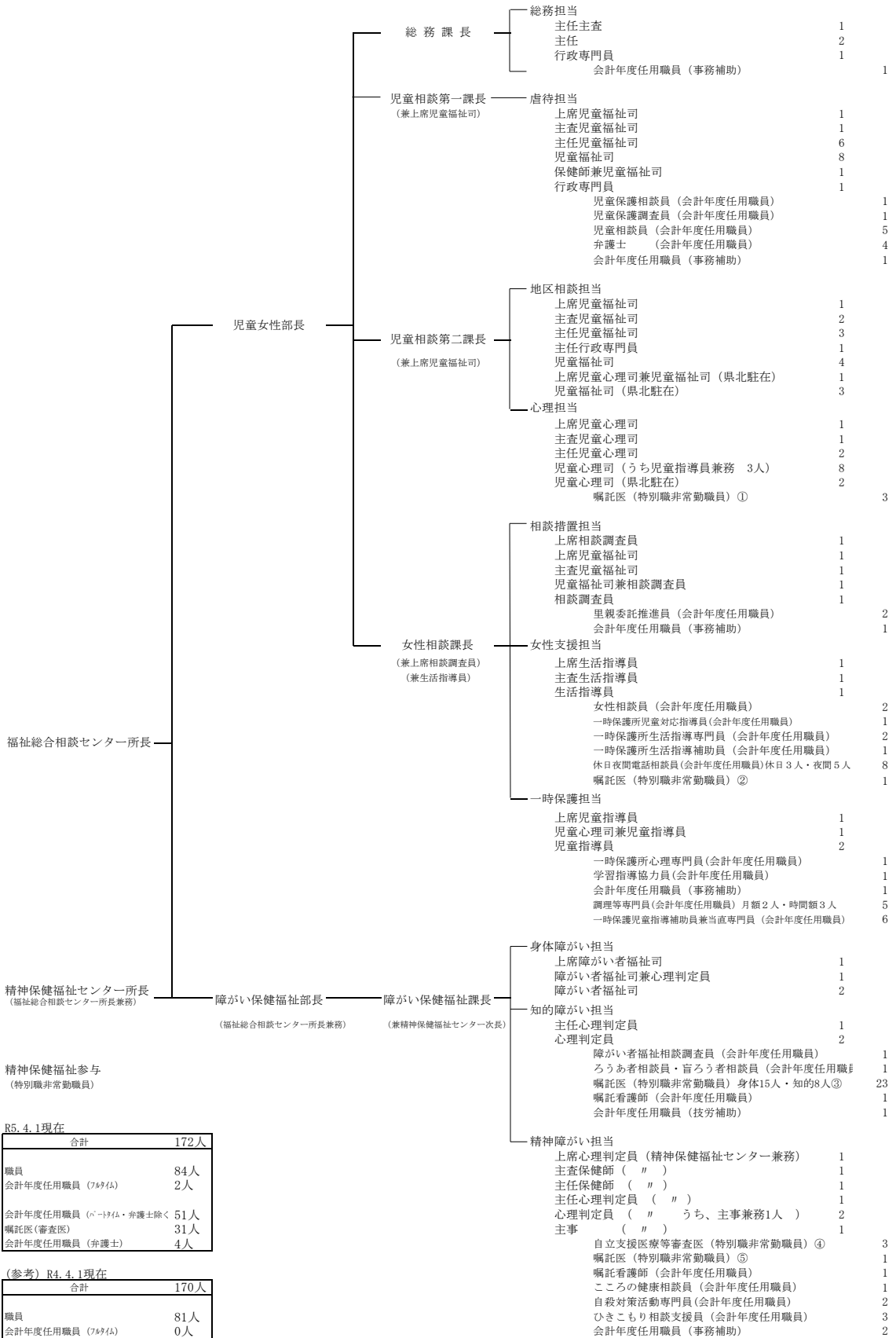
敷地面積 3,765.19 m²

建築面積 743.26 m²

延床面積 3,230.95 m²

3 職員配置

次頁のとおり



第2 岩手県一関児童相談所の現況

1 所在地・電話

所在地 〒021-0027 一関市竹山町5番28号
 電話 代表 0191-21-0560 (FAX 0191-21-0561)

2 庁舎概要

完成 昭和55年3月31日
 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
 総工費 128,245千円
 敷地面積 1,894.21 m²
 建築面積 366.41 m²
 延床面積 570.09 m²

3 職員配置 (令和5年4月1日)

(職員28人、会計年度任用職員11人、嘱託医(業務委託含む)2人)



第3 岩手県宮古児童相談所の現況

1 所在地・電話番号

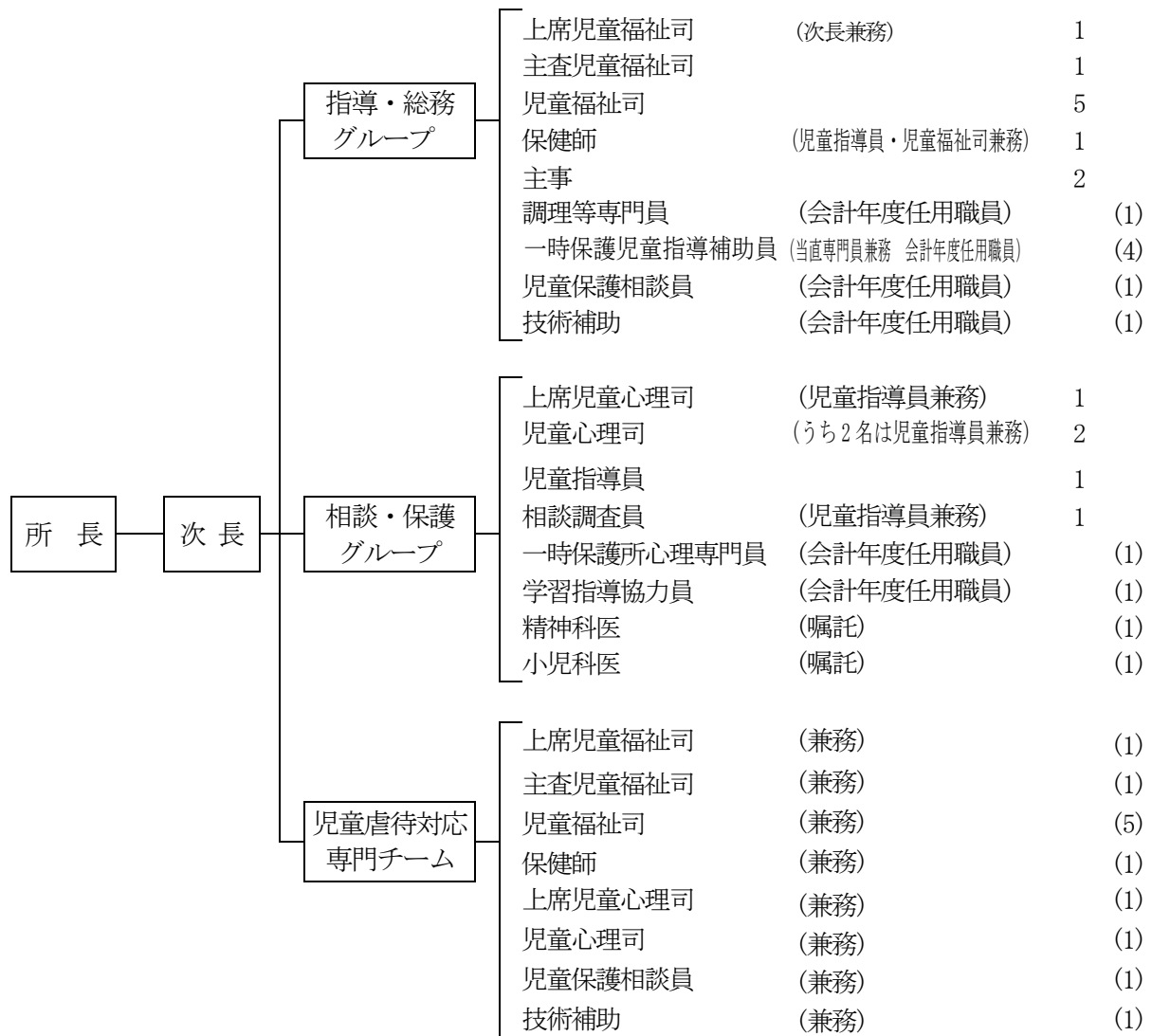
所在地 〒027-0075 宮古市和見町9番29号
 電話 代表 0193-62-4059 (FAX 0193-62-4054)

2 庁舎概要

完成 令和4年3月1日
 構造 鉄筋コンクリート造1階建て
 総工費 561,486千円
 敷地面積 2,785.56㎡
 建築面積 1,161.21㎡
 延床面積 1,133.54㎡

3 職員配置 (令和4年4月1日)

(職員16人、嘱託医2人、会計年度任用職員9人)



Ⅱ 児 童 相 談

岩手県福祉総合相談センター、岩手県一関児童相談所及び岩手県宮古児童相談所の業務を取りまとめたものです。

目 次

第1	概況	
1	管轄の状況	6
第2	業務のあらまし	7
1	業務内容	7
2	相談内容	7
3	業務の流れ	8
第3	相談の受付	9
1	相談受付状況	9
2	年齢別受付状況	10
3	通告経路別受付状況	11
4	相談種別受付状況の推移	12
5	相談種別による受付状況	13
6	相談種別・年齢（階級）別受付状況	14
7	市町村別・相談種別受付状況（合計）	15
8	巡回相談事業市町村別受付状況	16
第4	児童虐待相談の状況	17
1	児童虐待相談受理状況	17
2	虐待相談対応件数	18
第5	相談の対応・措置	19
1	相談の対応・措置の内容	19
2	相談種別による対応状況	20
3	養護相談の理由別対応	22
4	児童福祉施設等入所状況	23
第6	診断指導	24
1	医学的・心理的・社会的診断指導件数	24
2	指導状況	25
3	判定書等交付状況	25
第7	一時保護	26
1	一時保護状況	27
2	一時保護処理状況	29
3	市町村別一時保護状況	31
第8	里親	32
1	里親の状況	32
2	一時里親事業	36
3	里親委託推進・支援等事業	36
第9	特別事業	37
1	岩手県児童養育支援ネットワーク事業	37
2	家庭支援相談事業	38
3	ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業	40
4	治療的グループ（MCG・DKT）事業	40
5	東日本大震災に係る保育所等巡回相談事業（宮古児相）	40

第1 概 況

1 管轄の状況

岩手県は、西部に奥羽山脈、東部に北上山地が南北に縦走し、その間を南に流れる北上川流域を中心にした内陸部と太平洋に面した沿岸部からなっている。

面積は、15,275 k㎡で14市15町4村を有している。人口は、1,180,512人（令和4年10月1日現在）、うち児童人口は、155,358人となっている。

本州で最も広大な本県は、福祉総合相談センター、一関児童相談所及び宮古児童相談所が設置され、巡回相談等の実施により相談機会の提供の充実を図っている。



児童福祉施設と所在地
(令和5年4月1日現在)

- 児童相談所**
- 福祉総合相談センター (盛岡市)
 - 一関児童相談所 (一関市)
 - 宮古児童相談所 (宮古市)
- 乳児院**
- 日赤岩手乳児院 (盛岡市)
 - 善友乳児院 (盛岡市)
- 児童養護施設**
- 和光学園 (盛岡市)
 - 大洋学園 (大船渡市)
 - 青雲荘 (盛岡市)
 - 一関藤の園 (一関市)
 - 清光学園 (花巻市)
 - みちのくみどり学園 (盛岡市)
- 福祉型障害児入所施設**
- てしろもりの丘よつば (盛岡市)
 - たばしね学園 (奥州市)
 - らいず (宮古市)
 - 奥中山学園 (一戸町)
- 医療型障害児入所施設**
- 国立病院機構盛岡医療センター (盛岡市)
 - 岩手県立療育センター (矢巾町)
 - みちのく療育園 (矢巾町)
- 児童自立支援施設**
- 杜陵学園 (盛岡市)
- 児童心理治療施設**
- ことりさわ学園 (盛岡市)
- 指定医療機関 (重症心身障害児)**
- 国立病院機構岩手病院 (一関市)
 - 国立病院機構釜石病院 (釜石市)
 - 国立病院機構花巻病院 (花巻市)

福祉総合相談センター管内	(人口 770,762 人うち児童人口 104,703 人)
一関児童相談所管内	(人口 296,027 人うち児童人口 37,576 人)
宮古児童相談所管内	(人口 113,723 人うち児童人口 13,079 人)
(岩手県毎月人口推計：令和4年10月1日現在)	

第2 業務のあらまし

1 業務内容

児童相談所は児童福祉法第12条に定めるところにより設置され、子どもに関する診断治療機能と児童福祉法上の行政機能及び一時保護機能をもつ機関である。

業務内容は次のとおり。

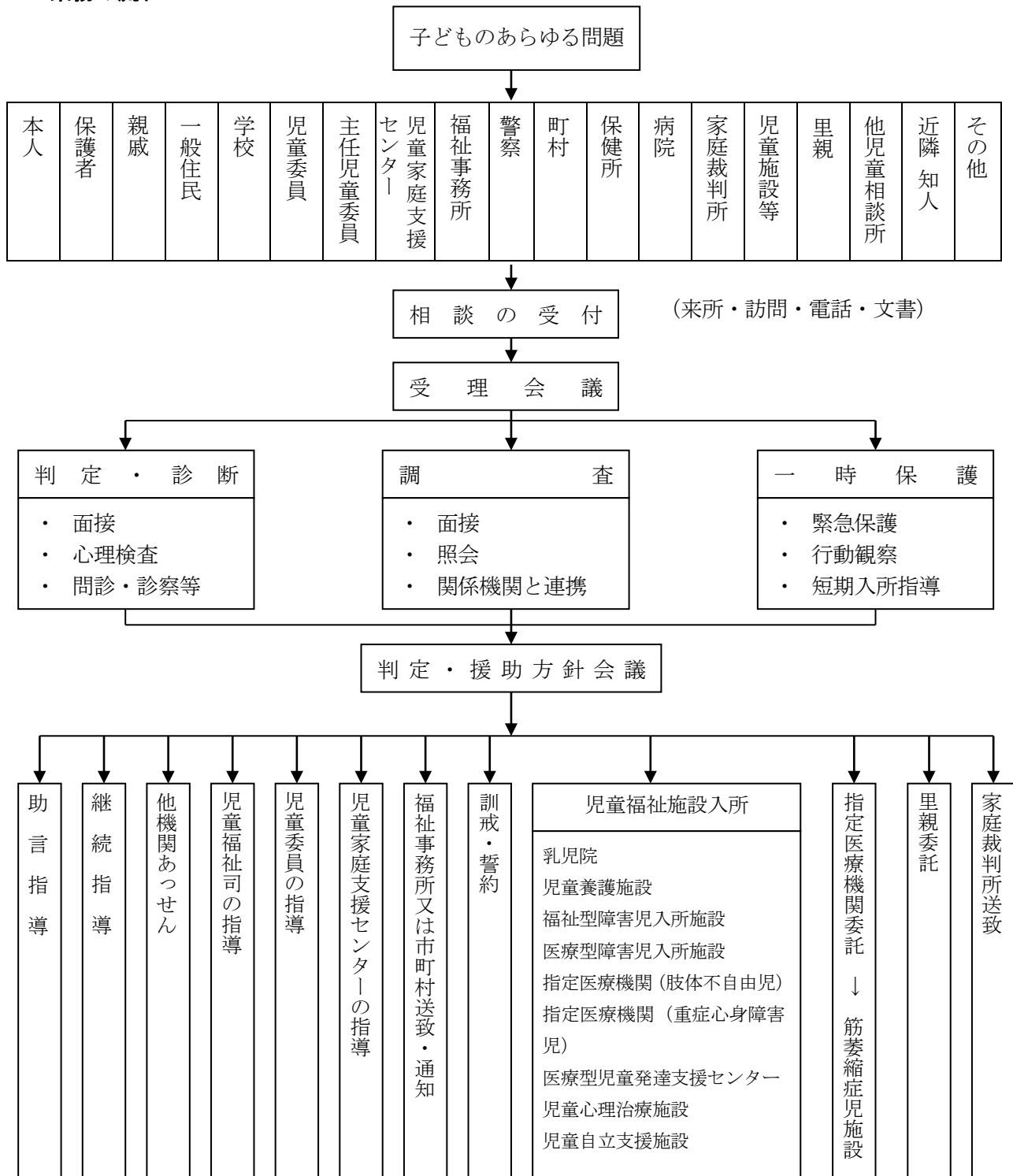
- (1) 子どもに関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- (2) 子ども及びその家庭について必要な調査を行い、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を実施し、その改善について指導を行う。
- (3) 子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させその福祉を図る。
- (4) 子どもの一時保護が必要と認められる場合に身柄の保護を行う。
- (5) 上記の業務に当たり、必要に応じ巡回相談を行う。また、市町村の児童家庭相談への後方支援を行う。

2 相談内容

区 分		説 明 例 示
養 護 相 談	養護虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び放置
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働、服役等による養育困難児、迷子、親権停止した親の子、後見人を持たない児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども及び養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関する相談
障がい 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児及び運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
非 行 相 談	発達障がい相談	自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談
	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども及び犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（通告が予定されている子どもに関する相談も含む。）

育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

3 業務の流れ



第3 相談の受付

1 相談受付状況

令和4年度における相談件数は3,210件で、前年度より321件(10%)減少した。

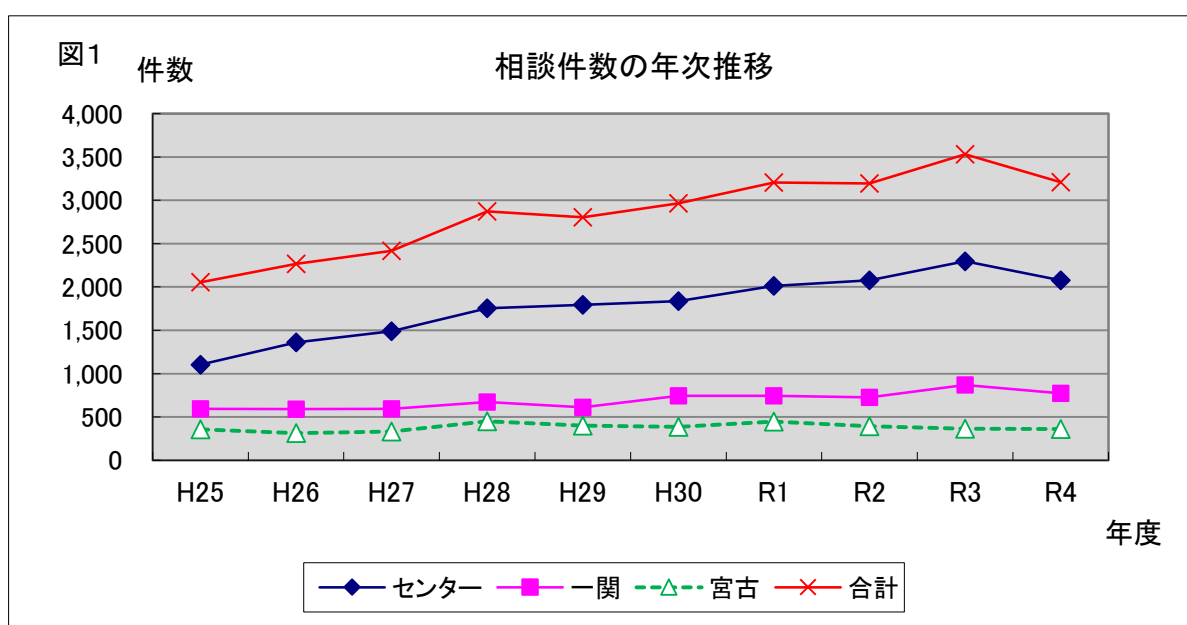
相談所別でも、3児童相談所において相談件数は減少している。

過去10年の相談件数の推移をみると、3児童相談所の合計で、平成25年度から令和3年度までは増加傾向となっていた。

表1 相談所別相談件数

(単位:件)

年 度	相談所別	相 談 件 数	年 度	相談所別	相 談 件 数
H25	センター	1,104	H30	センター	1,836
	一 関	594		一 関	743
	宮 古	356		宮 古	386
H26	センター	1,361	R1	センター	2,013
	一 関	591		一 関	770
	宮 古	313		宮 古	448
H27	センター	1,491	R2	センター	2,077
	一 関	593		一 関	725
	宮 古	332		宮 古	394
H28	センター	1,753	R3	センター	2,297
	一 関	671		一 関	869
	宮 古	450		宮 古	365
H29	センター	1,792	R4	センター	2,076
	一 関	611		一 関	773
	宮 古	400		宮 古	361



2 年齢別受付状況

令和4年度における年齢階級別の相談件数をみると、6～11歳が1,120件(34.9%)と最も多く、次が6歳未満845件(26.3%)、以下、12～14歳が662件(20.6%)、15歳以上が583件(18.2%)の順となっている。

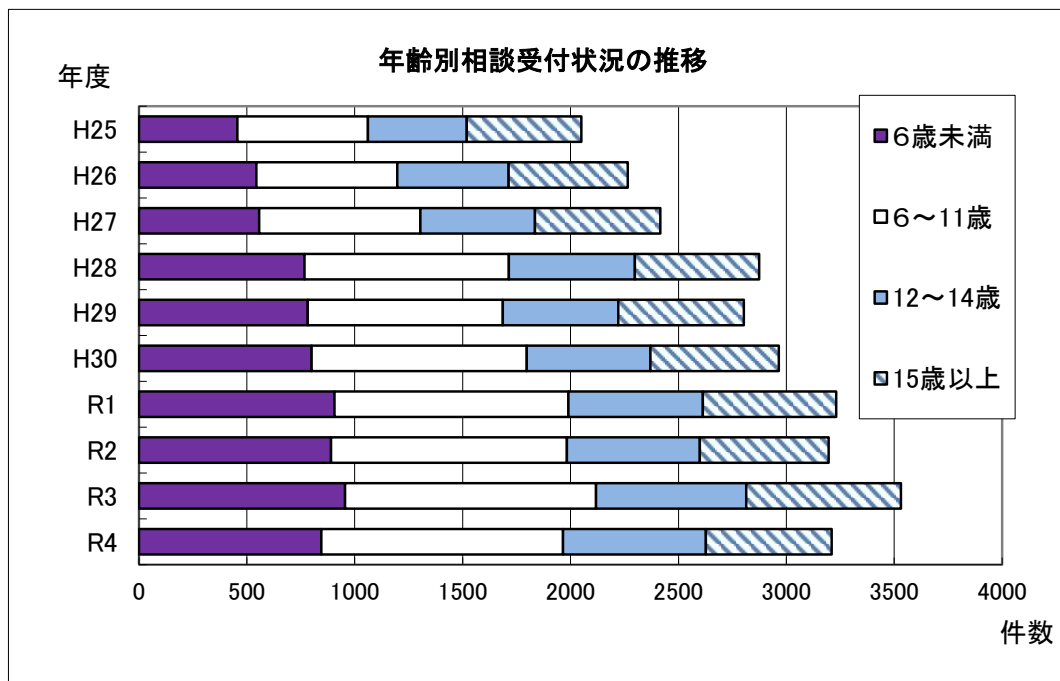
表2 年齢別相談受付状況

(単位:件:%)

年度	6歳未満		6～11歳		12～14歳		15歳以上		総数	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%		
H25	456	22.2%	605	29.5%	458	22.3%	531	25.9%	2,050	
H26	544	24.0%	653	28.8%	516	22.8%	552	24.4%	2,265	※1
H27	557	23.1%	747	30.9%	531	22.0%	581	24.0%	2,416	※1
H28	767	26.7%	947	33.0%	584	20.3%	576	20.0%	2,874	※2
H29	782	27.9%	904	32.3%	535	19.1%	582	20.8%	2,803	
H30	800	27.0%	997	33.6%	573	19.3%	595	20.1%	2,965	
R1	906	28.0%	1,084	33.5%	623	19.3%	618	19.1%	3,231	
R2	890	27.8%	1,093	34.2%	616	19.3%	597	18.7%	3,196	
R3	955	27.0%	1,163	32.9%	696	19.7%	717	20.3%	3,531	
R4	845	26.3%	1,120	34.9%	662	20.6%	583	18.2%	3,210	

※1 年齢不明2件未計上、※2 年齢不明4件未計上

図2



3 通告経路別受付状況

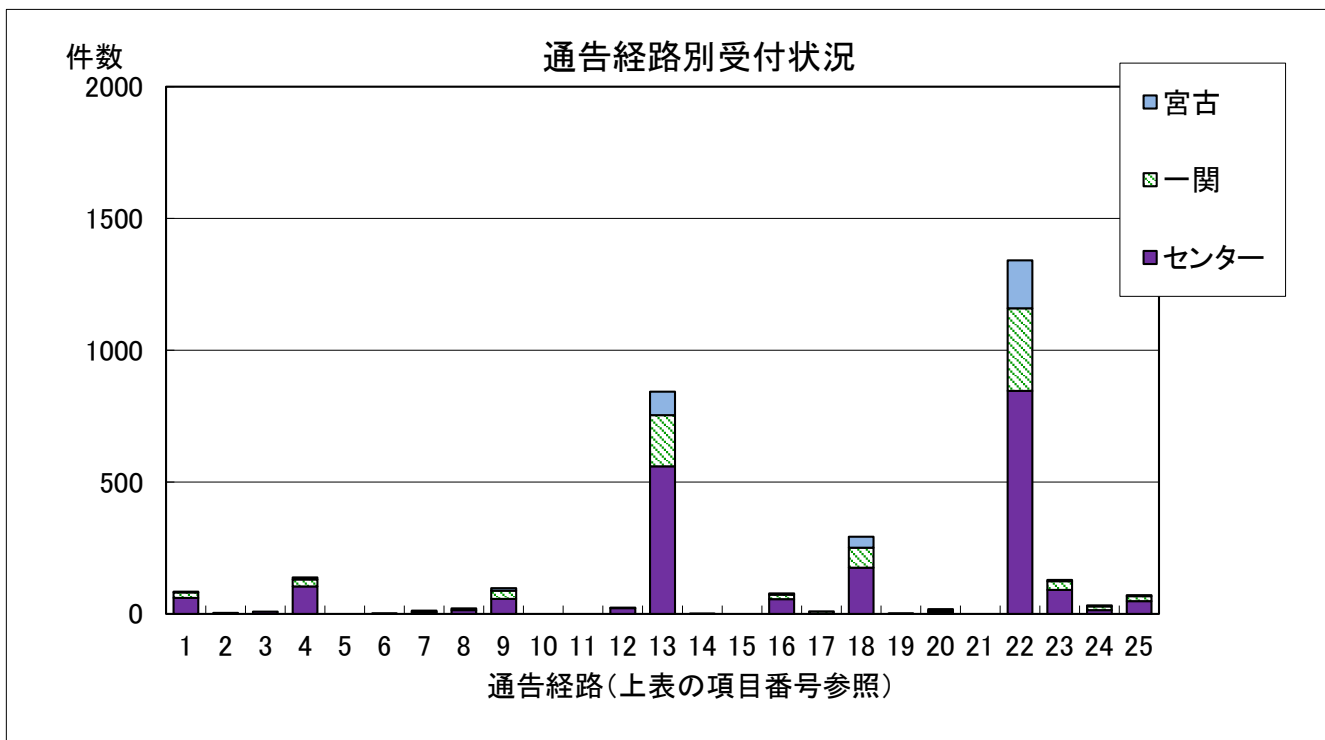
令和4年度における相談の主な通告経路としては、家族・親戚1,341件(41.8%)が最も多く、以下、警察等843件(26.3%)、学校293件(9.1%)、福祉事務所138件(4.3%)の順となっている。

また、通告経路別の構成比を見ると、家族・親戚、警察等、学校、福祉事務所からの通告が全体の約82%を占めている。

表3 通告経路別受付状況

相談所別	通告経路別	都道府県			市町村				児童福祉施設・指定医療機関			11 児童家庭支援センター	12 認定こども園	13 警察等	14 家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			20 里親	21 児童委員(通告仲介を含む)	22 家族・親戚	23 近隣・知人	24 児童本人	25 その他	計
		1 児童相談所	2 広域振興局	3 その他	4 福祉事務所	5 児童委員	6 保健センター	7 その他	8 保育所	9 児童福祉施設	10 指定医療機関					15 保健所	16 医療機関	17 幼稚園	18 学校	19 教育委員会等							
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件					件	件	件	件	件							
センター	件	61	4	9	104	0	0	6	14	57	0	0	22	560	0	0	56	1	175	0	8	0	846	91	14	48	2,076
	%	2.9	0.2	0.4	5.0	0.0	0.0	0.3	0.7	2.7	0.0	0.0	1.1	27.0	0.0	0.0	2.7	0.0	8.4	0.0	0.4	0.0	40.8	4.4	0.7	2.3	100.0
一関	件	21	0	0	27	0	0	3	7	31	0	0	2	194	0	0	17	9	76	2	4	0	313	33	15	19	773
	%	2.7	0.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.4	0.9	4.0	0.0	0.0	0.3	25.1	0.0	0.0	2.2	1.2	9.8	0.3	0.5	0.0	40.5	4.3	1.9	2.5	100.0
宮古	件	2	0	0	7	0	2	3	0	10	0	0	0	89	1	0	5	0	42	0	6	0	182	5	3	4	361
	%	0.6	0.0	0.0	1.9	0.0	0.6	0.8	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	24.7	0.3	0.0	1.4	0.0	11.6	0.0	1.7	0.0	50.4	1.4	0.8	1.1	100.0
計	件	84	4	9	138	0	2	12	21	98	0	0	24	843	1	0	78	10	293	2	18	0	1,341	129	32	71	3,210
	%	2.6	0.1	0.3	4.3	0.0	0.1	0.4	0.7	3.1	0.0	0.0	0.7	26.3	0.0	0.0	2.4	0.3	9.1	0.1	0.6	0.0	41.8	4.0	1.0	2.2	100.0

図3



4 相談種別受付状況の推移

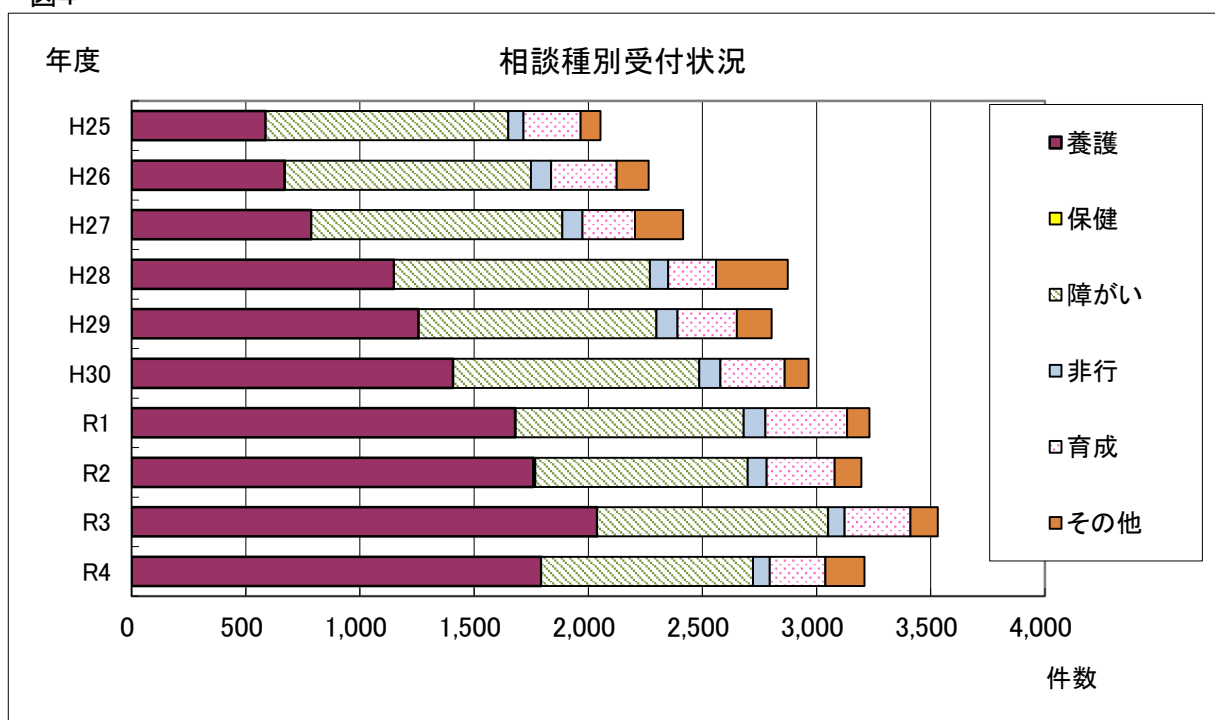
令和4年度における相談種別の相談件数は、養護相談が1,794件（55.9%）と最も多く、次いで障がい相談928件（28.9%）、育成相談243件（7.6%）、その他相談172件（5.4%）、非行相談73件（2.3%）の順となっている。

養護相談は児童虐待の増加に伴い増加傾向にあり、平成28年度において、それまで最も多かった障がい相談の件数を越えた。

表4 相談種別受付状況の推移

年度	養護相談		保健相談		障がい相談		非行相談		育成相談		その他の相談		総数 件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
H25	587	28.6	1	0.0	1,062	51.7	67	3.3	250	12.2	87	4.2	2,054
H26	670	29.6	2	0.1	1,077	47.5	88	3.9	287	12.7	141	6.2	2,265
H27	788	32.6	0	0.0	1,098	45.4	89	3.7	230	9.5	211	8.7	2,416
H28	1,149	40.0	0	0.0	1,121	39.0	80	2.8	210	7.3	314	10.9	2,874
H29	1,257	44.8	1	0.0	1,040	37.1	93	3.3	260	9.3	152	5.4	2,803
H30	1,407	47.5	2	0.1	1,077	36.3	93	3.1	281	9.5	105	3.5	2,965
R1	1,680	52.0	3	0.1	997	30.9	96	3.0	358	11.1	97	3.0	3,231
R2	1,760	55.1	8	0.3	931	29.1	82	2.6	298	9.3	117	3.7	3,196
R3	2,039	57.7	0	0.0	1,011	28.6	73	2.1	288	8.2	120	3.4	3,531
R4	1,794	55.9	0	0.0	928	28.9	73	2.3	243	7.6	172	5.4	3,210

図4

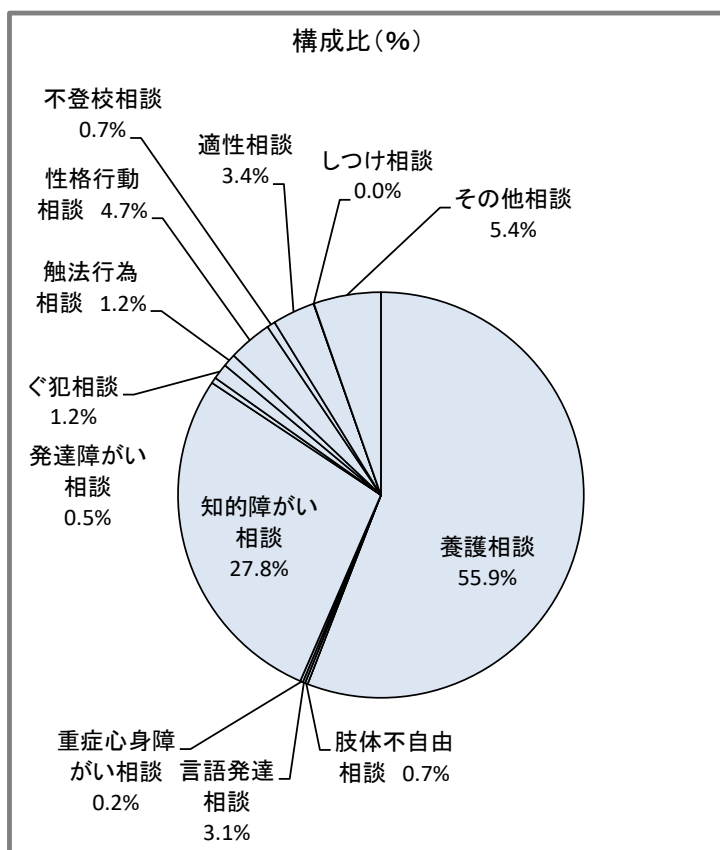


5 相談種別による受付状況

表5

相談種別区分	相談所別	相談受付件数		構成比 (%)	
養護相談	センター	1,123	1,794	54.1%	55.9%
	一 関	480		62.1%	
	宮 古	191		52.9%	
保健相談	センター	0	0	0.0%	0.0%
	一 関	0		0.0%	
	宮 古	0		0.0%	
肢体不自由相談	センター	4	7	0.2%	0.2%
	一 関	1		0.1%	
	宮 古	2		0.6%	
視聴覚相談	センター	0	0	0.0%	0.0%
	一 関	0		0.0%	
	宮 古	0		0.0%	
言語発達相談	センター	2	6	0.1%	0.2%
	一 関	1		0.1%	
	宮 古	3		0.8%	
重症心身障がい相談	センター	4	7	0.2%	0.2%
	一 関	3		0.4%	
	宮 古	0		0.0%	
知的障がい相談	センター	616	893	29.7%	27.8%
	一 関	189		24.5%	
	宮 古	88		24.4%	
発達障がい相談	センター	5	15	0.2%	0.5%
	一 関	1		0.1%	
	宮 古	9		2.5%	
ぐ犯相談	センター	26	40	1.3%	1.2%
	一 関	9		1.2%	
	宮 古	5		1.4%	
触法行為相談	センター	14	33	0.7%	1.0%
	一 関	7		0.9%	
	宮 古	12		3.3%	
性格行動相談	センター	60	112	2.9%	3.5%
	一 関	31		4.0%	
	宮 古	21		5.8%	
不登校相談	センター	10	21	0.5%	0.7%
	一 関	5		0.6%	
	宮 古	6		1.7%	
適性相談	センター	66	109	3.2%	3.4%
	一 関	32		4.1%	
	宮 古	11		3.0%	
しつけ相談	センター	0	1	0.0%	0.0%
	一 関	0		0.0%	
	宮 古	1		0.3%	
その他相談	センター	146	172	7.0%	5.4%
	一 関	14		1.8%	
	宮 古	12		3.3%	
合 計	センター	2,076	3,210	100.0%	100.0%
	一 関	773		100.0%	
	宮 古	361		100.0%	

図5



7 市町村別・相談種別受付状況(合計)

表7

市郡別	市町村名	養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計	前年度(参考)
合計		1794	0	7	0	6	7	893	15	40	33	112	21	110	1	171	3,210	2,795
内訳	市計	1495	0	6	0	2	7	746	7	34	25	88	17	89	1	128	2,645	2,215
	郡計	290	0	1	0	4	0	145	8	5	8	24	4	21	0	38	548	401
	県外	9	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	5	17	5
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174
市部	盛岡市	425	0	1	0	1	1	226	1	17	7	33	5	23	0	75	815	668
	宮古市	80	0	2	0	0	0	44	0	1	5	4	2	5	1	1	145	168
	大船渡市	56	0	0	0	0	0	22	0	1	2	5	1	6	0	2	95	87
	奥州市	172	0	0	0	0	0	76	0	4	2	9	1	12	0	2	278	213
	花巻市	128	0	1	0	0	1	59	0	1	2	2	1	7	0	13	215	135
	北上市	129	0	0	0	1	0	73	2	3	1	2	0	7	0	4	222	158
	久慈市	44	0	1	0	0	0	22	0	1	0	3	0	3	0	11	85	76
	遠野市	34	0	0	0	0	0	24	0	0	1	1	0	3	0	0	63	40
	一関市	178	0	1	0	0	3	72	1	2	2	15	3	14	0	8	299	234
	陸前高田市	23	0	0	0	0	0	8	0	0	0	1	0	0	0	0	32	31
	釜石市	44	0	0	0	0	0	22	3	1	1	3	3	2	0	0	79	122
	二戸市	33	0	0	0	0	1	21	0	0	1	1	1	1	0	1	60	54
	八幡平市	33	0	0	0	0	1	18	0	0	0	1	0	1	0	6	60	39
	滝沢市	116	0	0	0	0	0	59	0	3	1	8	0	5	0	5	197	190
岩手	雫石町	18	0	0	0	0	0	10	0	1	0	3	0	1	0	4	37	18
	葛巻町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13
	岩手町	12	0	0	0	0	0	11	1	0	0	1	0	2	0	1	28	24
紫波	紫波町	58	0	0	0	0	0	27	1	0	1	1	1	4	0	3	96	53
	矢巾町	37	0	0	0	0	0	29	0	0	0	2	2	2	0	6	78	39
和賀	西和賀町	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
胆沢	金ヶ崎町	22	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	1	0	1	33	22
西磐井	平泉町	25	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	31	15
気仙	住田町	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	6
上閉伊	大槌町	36	0	0	0	2	0	7	5	1	0	1	1	2	0	2	57	31
下閉伊	山田町	7	0	0	0	1	0	8	1	2	6	7	0	1	0	7	40	45
	岩泉町	20	0	0	0	0	0	7	0	0	0	5	0	1	0	2	35	21
	田野畑村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	7
	普代村	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	8
九戸	軽米町	17	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	1	27	17
	洋野町	2	0	1	0	0	0	12	0	0	0	1	0	1	0	4	21	32
	野田村	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
	九戸村	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	8
二戸	一戸町	21	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	4	0	4	34	32

8 巡回相談事業市町村別受付状況

(福祉総合相談センター実施分) 表8-1

市町村別	回数	相 談 種 別															
		養護	保健	肢体不自由	視覚	言語発達	障害が心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
盛岡市	0																0
花巻市	4							34						2			36
北上市	4							41						4			45
久慈市	4							29						5			34
遠野市	3							18						2			20
二戸市	3							13						1			14
八幡平市	0																0
滝沢市	0																0
雫石町	0																0
葛巻町	0																0
岩手町	0																0
紫波町	0																0
矢巾町	0																0
西和賀町	0																0
普代村	0																0
軽米町	0																0
洋野町	1							6									6
野田村	0																0
九戸村	0																0
一戸町	1							6						3			9
計	20	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	0	0	17	0	0	164

(一関児童相談所実施分) 表8-2

市町村別	回数	相 談 種 別															
		養護	保健	肢体不自由	視覚	言語発達	障害が心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
大船渡市	4							21						5			26
奥州市	7							43						2			45
一関市	0							0						0			0
陸前高田市	3							7						0			7
金ヶ崎町	3							8						1			9
平泉町	0							0						0			0
住田町	1							1						0			1
計	18	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	8	0	0	88

(宮古児童相談所実施分) 表8-3

市町村別	回数	相 談 種 別															
		養護	保健	肢体不自由	視覚	言語発達	障害が心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
宮古市																	0
釜石市	6							14	3			1	2				20
大槌町	4					2		6	4					2			14
山田町	2					1		2	1			1					5
岩泉町	3							3				1	1	3			8
田野畑村	2																0
計	17	0	0	0	0	3	0	25	8	0	0	3	3	5	0	0	47

合計(福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所) 表8-4

市町村別	回数	相 談 種 別															
		養護	保健	肢体不自由	視覚	言語発達	障害が心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
合計	55	0	0	0	0	3	0	252	8	0	0	3	3	30	0	0	299
比率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	84.3%	2.7%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	10.0%	0.0%	0.0%	

注) 1 この表は、15頁の「7 市町村別・相談種別受付状況」のうち、巡回相談における受付件数を再掲したものであること。

2 宮古児童相談所の震災対応巡回相談回数については、第9特別事業5(40頁)に掲載。

第4 児童虐待相談の状況

1 児童虐待相談受理状況

○ 相談件数は、過去の推移をみると、平成18年度から平成20年度まで緩やかに減少し、平成21年度から再び増加が続いていたが、令和4年度は前年度より減少した。(グラフデータは平成21年度から表示)

○ 虐待種別では、これまで顕著だった心理的虐待の増加傾向が令和4年度は減少に転じ、ネグレクトが増加した。

○ 相談対応(処理)では、助言指導が過半数を占め、次いで継続指導となっている。

(1) 年度別受理件数等の推移

図1 年度別児童虐待相談受理件数の推移

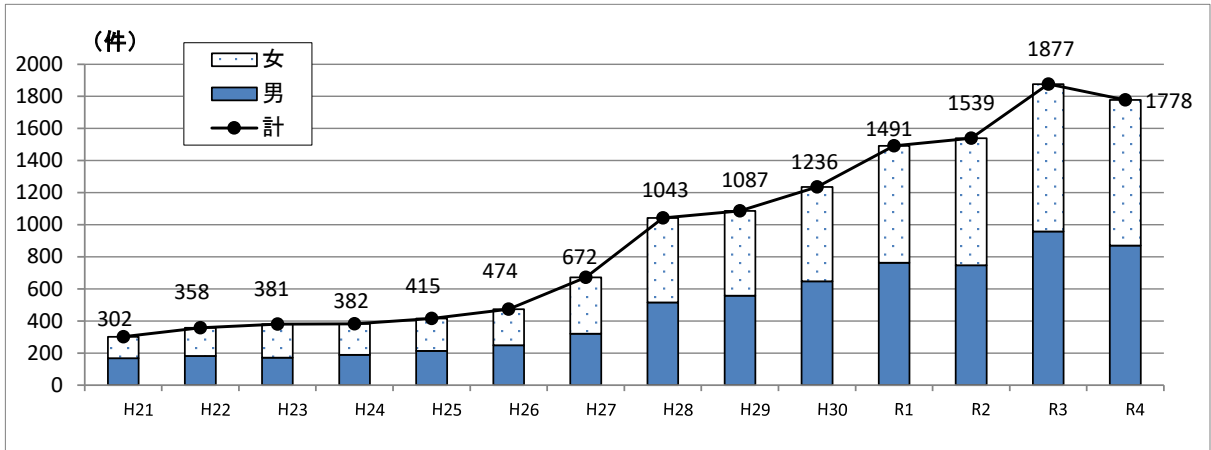


図2 虐待種別

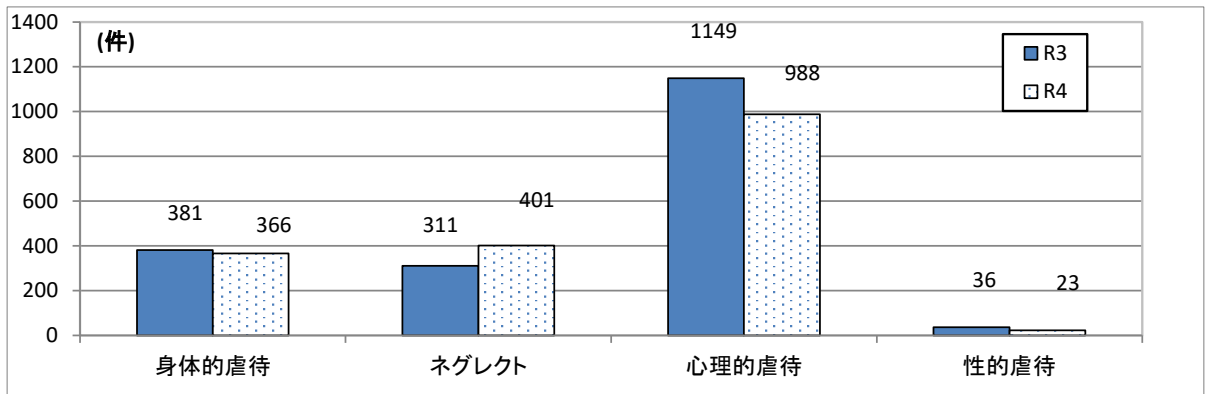
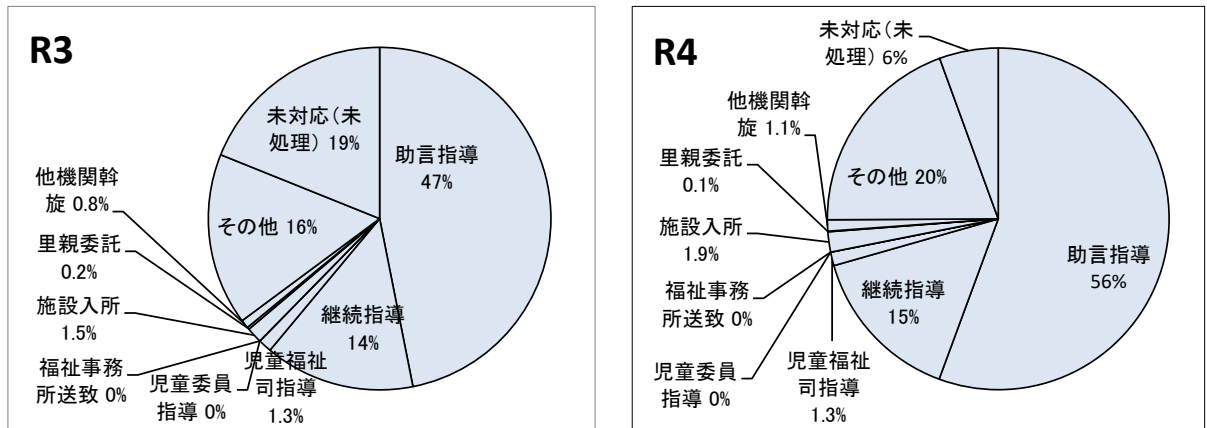


図3 対応(処理)件数状況



- 被虐待児の年齢区分では、0歳～3歳未満、3歳～学齢前児童、小学生、中学生、高校生・その他の各区分とも1～2ポイントの増減はあるが、令和3年度とほぼ同じ割合であった。
- 主たる虐待者では、実母が増加し、実父がやや減少した。
- 通告経路では、警察署が件数は減少したものの割合として最も高い状況が続いている。学校からの通告が増加している。

図4 被虐待児の年齢区分割合

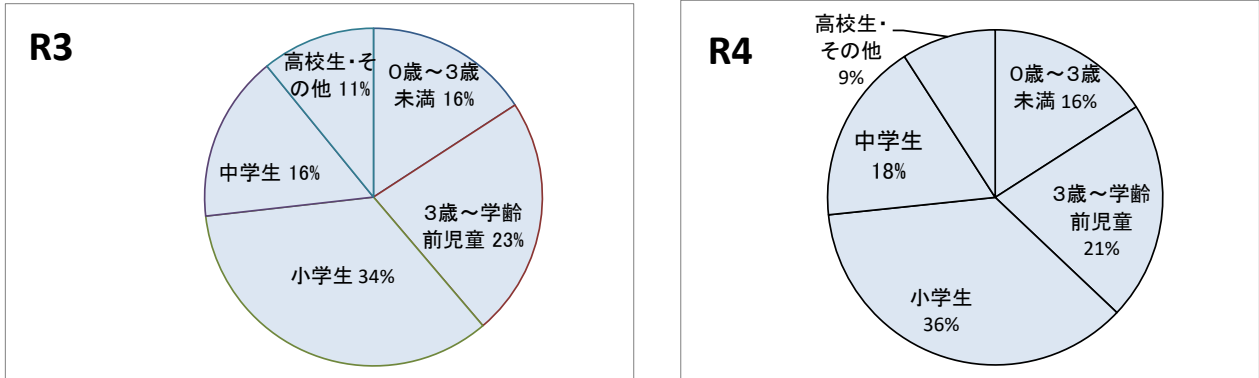


図5 主たる虐待者割合

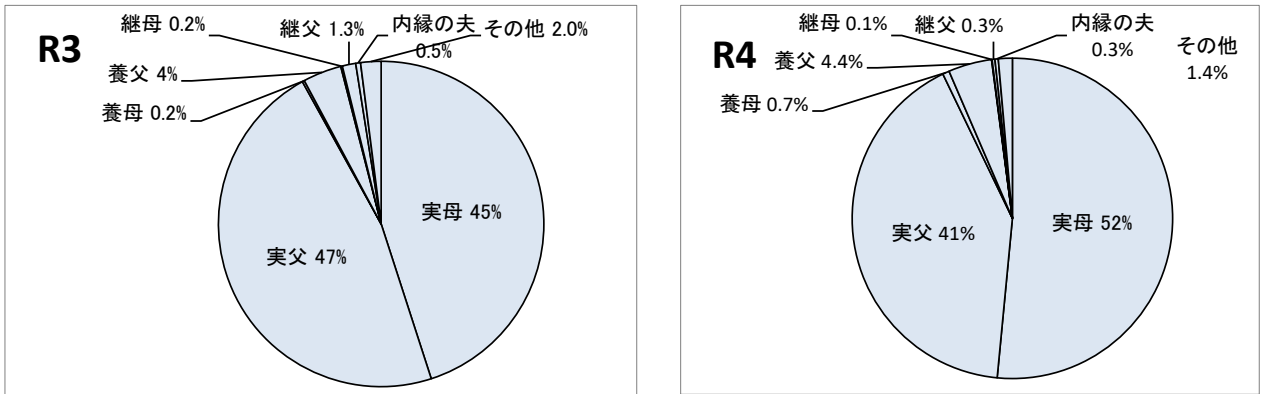
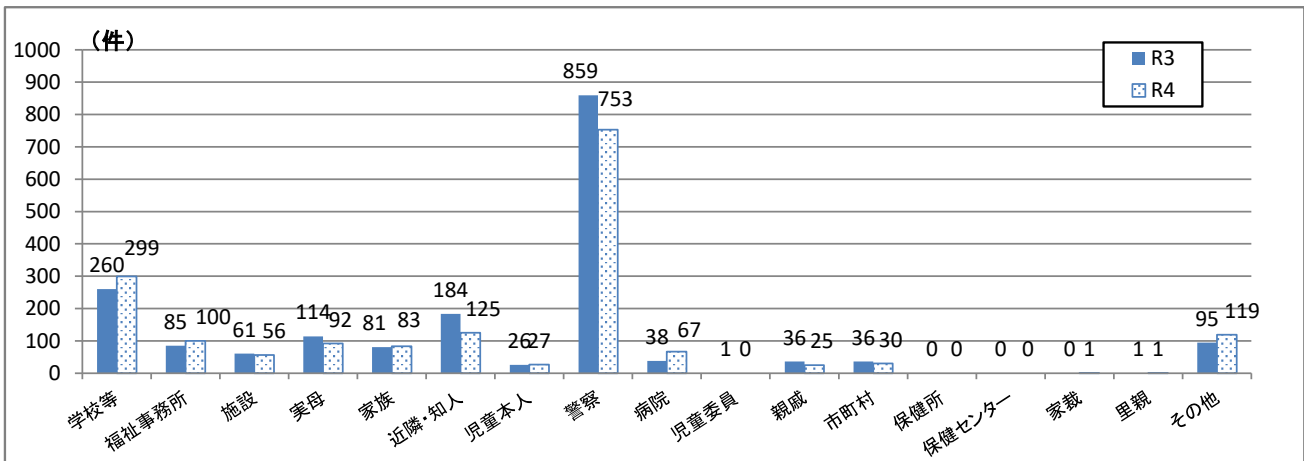


図6 通告経路の内訳件数



2 虐待相談対応件数

一時保護数	職権保護数	28条申請・承認件数		警察への援助要請数	
		申請件数	承認件数	立入調査	同行依頼
216	65	3	4	0	38

法律相談件数	個別ケース会議件数	精神科カウンセリング等件数
90	514	31

第5 相談の対応・措置

1 相談の対応・措置の内容

受け付けたケースについて、社会学・教育学・心理学・児童精神医学を背景とした専門的な調査、判定及び行動観察により援助方針を定めている。

措置の区分	措置の内容
1 訓戒・誓約	主に非行関係相談において、再びあやまちを犯さぬように注意又は約束をさせること。
2 児童福祉司の指導	在宅のままで、児童福祉司が家庭訪問等により、継続的、かつ専門的に指導を行うこと。
3 福祉事務所又は市町村送致・通知	ケースを福祉事務所（知的障がい者福祉司・社会福祉主事指導を含む。）で処理すべきものとして送ること。
4 児童委員の指導	近隣の児童委員に継続的に指導を行わせること。
5 児童家庭支援センター（委託）	地理的要件等の理由から児童家庭支援センター指導が相当であるとしてその指導に付すること。
6 里親委託	知事から里親と認定された者に児童の養育を委託すること。
7 児童福祉施設入所	児童を各種の児童福祉施設に入所（通園）させ、必要な指導及び養育を委託すること。
8 指定医療機関委託	指定医療機関に進行性筋萎縮症児、重症心身障がい児（者）の療育等を委託すること。
9 家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが相当であるとしてケースを送ること。
10 面接指導	① 助言指導 1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により指導を行うこと。 ② 継続指導 通所、訪問等によって、継続的に心理療法やカウンセリング等により指導を行うこと。 ③ 他機関あつせん 他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること及び関連する制度の適用が相当と認められるケースを当該機関にあつせんすること。
11 障害児施設等への利用契約	障害児施設等への入所に関して、児童相談所が障害児施設受給者証を交付すること。
12 その他	上記以外の対応によるもの

2 相談種別による対応状況

令和4年度における相談種別の対応状況をみると、「面接指導」が最も多く2,658件（80.7%）となっている。

表1

※次頁に続く

区分	相談所別	前年度 未対応件数	令和4年度 相談受付 件数		令和4年度相談対応件数															
					訓戒誓約		児童福祉 司の指導		福祉事務 所送致		児童委員 指導		里親委託		児童福祉施設		指定医療 機関委託			
													入所	通所						
養 護	センター	87	1123				12					4	37							
	一 関	72	480	1794		0	13	29		0		5	14	57						0
	宮 古	12	191				4					1	6							0
保 健	センター																			
	一 関			0		0		0		0		0		0						0
	宮 古																			0
肢体不自由	センター		4																	
	一 関		1	7		0		0		0		0		0						0
	宮 古		2																	0
視聴覚	センター																			
	一 関			0		0		0		0		0		0						0
	宮 古																			0
言語発達	センター		2																	
	一 関		1	6		0		0		0		0		0						0
	宮 古		3																	0
重症心身 障がい	センター	2	4																	
	一 関		3	7		0		0		0		0		0						0
	宮 古																			0
知的障がい	センター	7	616										6							
	一 関	4	189	893		0		0		0		0		8						0
	宮 古	2	88										2							0
発達障がい	センター	1	5																	
	一 関		1	15		0		0		0		0		0						0
	宮 古		9																	0
ぐ 犯	センター	9	26										4							
	一 関	3	9	40		0		0		0		0	1	6						0
	宮 古	1	5										1							0
触 法	センター	10	14				1													
	一 関	1	7	33		1	10	5		0		0	1	1						0
	宮 古	4	12			9		4												0
性格行動	センター	8	60									1	4							
	一 関	4	31	112		0	1	1		0		0	1	5						0
	宮 古	1	21										1							0
不登校	センター	1	10																	
	一 関		5	21		0		0		0		0		0						0
	宮 古		6																	0
適 性	センター		66																	
	一 関		32	109		0		0		0		0		0						0
	宮 古		11																	0
しつけ	センター	2																		
	一 関			1		0		0		0		0		0						0
	宮 古		1																	0
その他	センター	19	146																	
	一 関		14	172		0		0		0		0		0						0
	宮 古		12																	0
合 計	センター	146	2,076				13					5	51							
	一 関	85	773	3,210		1	10	14	35		0	0	6	16	77					0
	宮 古	20	361			9		8				1	10							0
構成比率 (%)							0.3%	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%		2.3%	0.0%						0.0%
													2.3%							

表1続き

区分	相談所別	令和4年度相談対応件数														未対応(次年度繰越)									
		家裁送致		児童家庭支援センター		面接指導					利用契約	市町村指導委託	市町村送致	その他		計		総件数		施設入所待機(再掲)					
						助言	継続	他機関																	
養護	センター					668		188		17					9		192		1127		83				
	一関	0		0		284	1095	99	306	6	23		0		0	11	20	93	306	520	1841	32	124		0
	宮古					143		19									21		194		9				
保健	センター																								
	一関	0		0			0		0		0		0		0		0			0		0		0	
	宮古																								
肢体不自由	センター											4							4						
	一関	0		0			0		0		0	2	8		0		0		2	8		0			0
	宮古										2								2						
視聴覚	センター																								
	一関	0		0			0		0		0		0		0		0			0		0			0
	宮古																								
言語発達	センター					2													2						
	一関	0		0		1	6		0		0		0		0		0		1	6		0			0
	宮古					3													3						
重症心身障がい	センター										3						3		6						
	一関	0		0			0		0		2	5		0		0		3	2	8		1	1		0
	宮古																								
知的障がい	センター					602						7							615		8				
	一関	0		0		193	881		0		0		9		0		0		193	898		8			0
	宮古					86						2							90						
発達障がい	センター					3						1							4		2				
	一関	0		0		1	13		0		0		1		0		0		1	14		2			0
	宮古					9													9						
ぐ 犯	センター					12		11		1							3		31		4				
	一関	0		0		5	19	5	19	1	2		0		0		0		12	49		4			0
	宮古					2		3											6						
触 法	センター					10		7									5		23		1				
	一関	0		0		4	14		7		0		0		0		8		6	45		2	3		0
	宮古															3		16							
性格行動	センター					30		16		1							4		56		12				
	一関	0	1	1		17	58	15	39		1		0		0		1	6	35	112		13			0
	宮古					11		8								1		21		1					
不登校	センター					5		5											10		1				
	一関	0		0		3	12	2	9		0		0		0		0		5	21		1			0
	宮古					4		2											6						
適 性	センター					66													66						
	一関	0		0		32	109		0		0		0		0		0		32	109		0			0
	宮古					11													11						
しつけ	センター					2													2						
	一関	0		0			3		0		0		0		0		0			3		0			0
	宮古					1													1						
その他	センター					37		1									117		155		10				
	一関	0		0		3	40		2		0		0		0		8	136	11	178		3	13		0
	宮古							1									11		12						
合 計	センター					1,437		228		19		15		0	9		324		2,101		121				
	一関	0	1	1		543	2,250	121	382	7	26	4	23		11	20	102	462	820	3,292	38	169			0
	宮古					270		33				4		0	0		36		371		10				
構成比率(%)		0.0%	0.0%	68.3%					11.6%			0.8%		0.7%	0.0%	0.6%	14.0%								
		80.7%																							

3 養護相談の理由別対応

令和4年度における養護相談の対応状況を理由別にみると、「家族環境(虐待)1,717件(93.3%)」、「家庭環境その他55件(3.0%)」、「その他50件(2.7%)」、「傷病15件(0.8%)」、「死亡3件(0.2%)」の順となっている。

表2

区分	相談所の別	家出	死亡	傷病	離婚	家族環境								家庭環境その他	その他	合計	構成比率(%)				
						虐待				身体的	ネグレクト	性的	心理的								
						身体的	ネグレクト	性的	心理的												
児童福祉施設入所	センター	0	1	2	0	4	14	0	2	11	3	37	57	3.1%							
	一 関	0	0	0	3	7	13	3	19	2	14	14									
	宮 古	0	0	1	0	2	2	2	0	1	0	6									
里親委託	センター	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4	5	0.3%							
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	宮 古	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1									
児童福祉司の指導	センター	0	0	0	0	0	6	3	1	1	1	12	29	1.6%							
	一 関	0	0	0	1	3	3	9	18	1	4	0			13						
	宮 古	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	4									
福祉事務所送致	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%							
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
児童委員指導	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%							
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
児童家庭支援センター指導	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%							
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
面接指導	助言指導	センター	1	0	6	0	120	87	1	435	16	2	668	1095	59.5%						
		一 関	0	1	0	7	49	193	29	138	1	3	186			704	2	25	17	24	284
		宮 古	0	0	1	0	24	22	1	83	7	5	143								
	継続指導	センター	0	0	1	0	59	54	4	62	6	2	188	306	16.6%						
		一 関	0	0	0	2	24	90	28	87	3	7	37			104	1	8	6	8	99
		宮 古	0	0	1	0	7	5	0	5	1	0	19								
	他機関あつせん	センター	0	0	0	0	6	3	0	8	0	0	17	23	1.2%						
		一 関	0	0	0	0	0	6	5	8	0	0	6								
		宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
市町村指導委託	センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%							
	一 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
市町村送致	センター	0	0	0	0	5	3	0	1	0	0	9	20	1.1%							
	一 関	0	0	0	0	1	6	6	9	0	0	4			5	0	0	11			
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
その他	センター	0	0	1	0	41	53	0	90	5	2	192	306	16.6%							
	一 関	0	0	1	2	16	57	24	77	1	2	45			149	0	5	6	14	93	
	宮 古	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	21									
合計	センター	1	3	10	0	235	220	8	599	41	10	1127	1841	100.0%							
	一 関	0	1	1	15	100	368	104	357	6	16	275			976	5	55	29	50	520	
	宮 古	0	0	4	0	33	33	2	102	9	11	194									
構成比率(%)		0.1%	0.2%	0.8%	0.0%	20.0%	19.4%	0.9%	53.0%	3.0%	2.7%	100.0%									
		0.1%	0.2%	0.8%	0.0%	93.3%				3.0%	2.7%										

4 児童福祉施設等入所状況

(1) 児童福祉施設

表3

区 分	施設数	定 員	入所(年度中)				退所(年度中)				年度末在籍				
			措置人員		その他		措置人員		その他		措置人員		その他		
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
乳 児 院	センター	2	43	12	0	8	0	23	0						
	一 関			3	16	0	0	3	11	0	0	6	30	0	0
	宮 古			1	0	0	0	0	0	1	0				
児 童 養 護 施 設	センター	6	274	24	0	27	0	132	0						
	一 関			11	40	0	0	11	45	0	0	62	213	0	0
	宮 古			5	0	7	0	19	0						
児 童 心 理 療 育 施 設	センター	1	35	0	0	6	0	11	0						
	一 関			0	1	0	0	2	8	0	0	4	18	0	0
	宮 古			1	0	0	0	0	0	3	0				
児 童 自 立 支 援 施 設	センター	1	45	6	0	2	0	7	0						
	一 関			1	7	0	0	0	4	0	0	2	9	0	0
	宮 古			0	0	2	0	0	0						
合 計	センター	10	397	42	0	43	0	173	0						
	一 関			15	64	0	0	16	68	0	0	74	270	0	0
	宮 古			7	0	9	0	23	0						

(2) 障害児施設

表4

区 分	施設数	定 員	入所(年度中)					退所(年度中)					年度末在籍									
			支給決定人員		措 置人員		その他	支給決定人員		措 置人員		その他	支給決定人員		措 置人員		その他					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)									
県内施設	福祉型障害児入所施設	センター	4	126	8	10	0	8	7	0	35	32	0									
		一 関			0	14	0	13	0	0	1	11	1	11	0	0	5	46	6	41	0	0
		宮 古			6	0	3	0	0	2	3	0	6	3	0							
	医療型障害児入所施設	センター	2	120	3	1	0	0	2	0	25	6	0									
		一 関			0	3	1	2	0	0	0	2	0	0	9	37	2	8	0	0		
		宮 古			0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0							
指定医療機関(重症心身障害児)	センター	4	330	0	0	0	0	0	0	3	0	0										
	一 関			1	1	0	0	1	1	0	0	2	5	0	0	0	0					
	宮 古			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
県外施設	福祉型障害児入所施設	センター			0	0	0	0	0	0	2	1	0									
		一 関			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		宮 古			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	医療型障害児入所施設	センター			4	1	0	6	0	0	6	2	0									
		一 関			3	9	0	1	0	0	3	11	0	0	0	0	6	0	2	0	0	
		宮 古			2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0							
指定医療機関(重症心身障害児)	センター			0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	一 関			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	宮 古			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
施設別計	福祉型障害児入所施設	センター			8	10	0	8	7	0	37	33	0									
		一 関			0	14	0	10	0	0	1	11	1	11	0	0	5	48	6	42	0	0
		宮 古			6	0	3	0	2	3	0	6	3	0								
	医療型障害児入所施設	センター			7	2	0	6	2	0	31	8	0									
		一 関			3	12	1	3	0	0	3	11	0	2	0	0	9	43	2	10	0	0
		宮 古			2	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0							
指定医療機関(重症心身障害児)	センター			0	0	0	0	0	0	3	0	0										
	一 関			1	1	0	0	1	1	0	0	2	5	0	0	0	0					
	宮 古			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
合 計	センター			15	12	0	14	9	0	71	41	0										
	一 関			4	27	1	13	0	0	5	23	1	13	0	0	16	96	8	52	0	0	
	宮 古			8	0	4	3	0	0	9	3	0	0	9	3	0	0					

第6 診断指導

1 医学的・心理的・社会的診断指導件数

表1

(単位:件)

区分		調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司	その他の所員
センター	児童	4,983	225	0	46	604	242	97	90	1,080	0	0	585	116	0
	保護者	14,338	176	0	0	1	0	0	2	571	0	0	227	232	0
	その他	30,493	11	0	30	0	0	0	0	145	0	0	63	54	0
	計	49,814	412	0	76	605	242	97	92	1,796	0	0	875	402	0
一関	児童	2,710	53	0	0	255	72	33	58	597	0	2	249	8	0
	保護者	7,009	48	0	0	0	0	0	0	346	0	0	162	23	0
	その他	12,166	5	0	0	0	0	0	0	117	0	8	97	1	0
	計	21,885	106	0	0	255	72	33	58	1,060	0	10	508	32	0
宮古	児童	571	18	0	0	114	23	29	35	177	0	0	1	20	0
	保護者	2,378	18	0	0	0	1	0	0	149	0	0	0	36	0
	その他	6,107	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	66	0
	計	9,056	36	0	0	114	24	29	35	355	0	0	1	122	0
計	児童	8,264	296	0	46	973	337	159	183	1,854	0	2	835	144	0
	保護者	23,725	242	0	0	1	1	0	2	1,066	0	0	389	291	0
	その他	48,766	16	0	30	0	0	0	0	291	0	8	160	121	0
	計	80,755	554	0	76	974	338	159	185	3,211	0	10	1,384	556	0

2 指導状況

表2

回数	相談所別	継	続	指	導	児	童	福	祉	司	の	指	導
2回	センター	54						3					5
	一関	28			91			2					
	宮古	9						0					
3~5回	センター	87						5					16
	一関	39			138			7					
	宮古	12						4					
6~9回	センター	63						8					16
	一関	35			100			7					
	宮古	2						1					
10回以上	センター	145						25					36
	一関	31			189			9					
	宮古	13						2					
計	センター	349						41					73
	一関	133			518			25					
	宮古	36						7					

3 判定書等交付状況

表3

区分	センター	一関	宮古	計
特別児童扶養手当	0	0	0	0
障害児福祉手当	58	20	7	85
療育手帳	597	188	88	873
税控除	0	0	0	0
養護学校・就学関係	0	0	26	26
障害児保育	1	0	0	1
幼稚園 (特別支援教育費補助等)	0	4	0	4
医療機関	2	0	23	25
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0
知的障害者施設	0	0	0	0
就労 (職業安定所・障がい者職業センター)	0	0	11	11
その他	32	80	75	187
計	690	292	230	1,212

第7 一時保護

1 一時保護の機能

(1) 緊急保護

ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命・身体・財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

エ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から児童福祉法第25条第12項に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

(2) アセスメント

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、通所等の方法による支援が困難、又は不適當であると判断される場合

2 保護実人員・延べ人員

令和4年度の一時保護児童の実人員は180人、延人員は3,084人となっている。

令和3年度と比べて実人員は20人の増、延人員は441人の減。一人当たりの平均保護日数は17.1日、一日当たりの平均保護児童数は8.4人となっている。(P27参照)

3 一時保護委託

令和4年度は、児童福祉施設に110人(延人数4,377人)、里親に4人(延人数23人)を委託した。(P27参照)

4 処理状況

令和4年度は、令和3年度繰越の11人と令和4年度に受理した176人を加えた187人のうち、180人について処置を決定した。内訳は「帰宅112人」「児童福祉施設入所15人」などとなっている。(P29参照)

5 まとめ

令和4年度の一時保護状況は、過去9年間の平均と比較すると、保護実人員では5.3人の増、延人員では220.2人の減となっている。(P27参照)

一時保護児童の相談種別ごとの状況は、前年度より養護相談、非行相談が増加。性格行動相談は減少。なお、一時保護児童数は令和元年度には200人を超えたが、令和2年度は再び減少し、以降180人前後を推移している。

また、令和4年度の一時保護委託の実人員は、過去9年間の平均と比較すると8.9人増加しており、平成29年度以降100人を超えている。

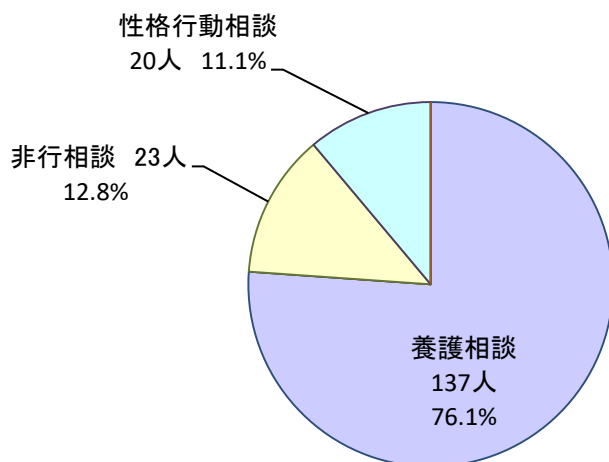
1 一時保護状況

表 1

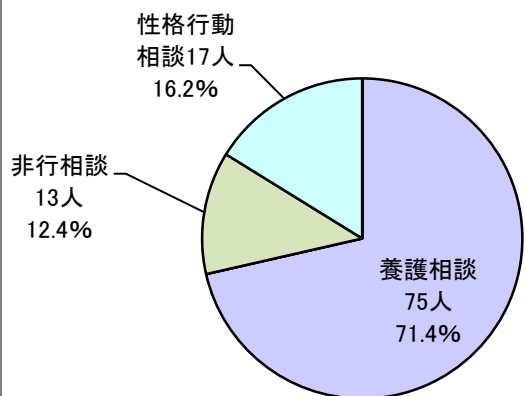
区分	センター	保護児童定員	保護実児童数（相談別）							保護延児童数	保一人当り日数	保一日当り平均児童数	委託の状況				
			養護相談	心身障がい相談	非行相談	育成相談		その他	計				児童福祉施設	里親	警察等	その他	計
						性格行動	不登校										
令和4年度	センター	20	75		13	17			105	2,099	20.0	5.8	61 (2387)	3 (23)		1 (6)	65 (2416)
	一関	10	39		5			44	647	14.7	1.8	37 (1990)			2 (86)	39 (2076)	
	宮古	10	23		5	3		31	338	10.9	0.9	12 (713)	1 (11)			13 (724)	
	計	40	137		23	20		180	3,084	17.1	8.4	110 (4377)	4 (23)		3	117 (4492)	
	対前年比		15		12	▲6	▲1		20	▲441	▲5	▲1	▲14	▲14	▲1	2	▲27
対5年平均比		0.6	▲0.6	7.8	▲7.0	▲2.0	▲0.8	▲2.0	▲168.8	▲0.9	▲0.5	6.4	▲17.4	▲0.2	▲9.8	▲10.0	
対9年平均比		9.1	▲1.1	2.4	▲1.9	▲2.6	▲0.7	5.3	▲220.2	▲2.0	▲0.7	18.3	▲10.4	▲0.1	1.1	8.9	
令和3年度	センター	20	78		6	19	1	104	2,307	22.2	6.3	81 (2106)	10 (161)	1 (1)		92 (2268)	
	一関	10	32		3	3		38	652	17.2	1.8	39 (1126)	5 (84)		1 (21)	45 (1231)	
	宮古	10	12		2	4		18	566	31.4	1.6	4 (21)	3 (96)			7 (117)	
	計	40	122		11	26	1	160	3,525	22.0	9.7	124 (3253)	18 (341)	1 (1)	1 (21)	144 (3616)	
令和2年度	センター	20	82		5	24	2	113	1,430	12.7	3.9	76 (1689)	10 (327)			86 (2016)	
	一関	10	37		4	6		47	858	18.3	2.4	34 (964)	7 (59)			41 (1023)	
	宮古	10	16		1	6		23	463	20.1	1.3	5 (196)				5 (196)	
	計	40	135		10	36	2	183	2,751	15.0	7.5	115 (2849)	17 (386)			132 (3235)	
令和元年度	センター	20	90	1	9	12	6	118	1,759	14.9	4.8	52 (1854)	25 (499)			77 (2353)	
	一関	10	43		5	3		51	997	19.5	2.7	31 (604)	3 (25)		5 (63)	39 (692)	
	宮古	10	23		2	9		35	611	17.5	1.7	5 (246)	1 (2)			6 (248)	
	計	40	156	1	16	24	6	204	3,367	16.5	9.2	88 (2704)	29 (526)		5 (63)	122 (3293)	
平成30年度	センター	20	93	1	12	6		113	2,039	18.0	5.6	69 (1341)	28 (373)		3 (95)	100 (1809)	
	一関	10	52		7	2	1	63	897	14.2	2.5	23 (290)	5 (20)			28 (310)	
	宮古	10	14		2	6		22	632	28.7	1.7	5 (112)	1 (6)			6 (118)	
	計	40	159	2	21	14	1	198	3,568	18.0	9.8	97 (1743)	34 (399)		3 (95)	134 (2237)	
平成29年度	センター	20	57		17	22		98	1,830	18.7	5.0	67 (1300)	6 (34)			73 (1334)	
	一関	10	39		1	12		52	787	15.1	2.2	18 (193)	3 (38)			21 (231)	
	宮古	10	14			1		15	436	29.1	1.2	9 (236)				9 (236)	
	計	40	110		18	35		165	3,053	18.5	8.4	94 (1729)	9 (72)			103 (1801)	
平成28年度	センター	20	73		15	5		93	1,938	20.8	5.3	49 (1143)	4 (43)		7 (180)	60 (1366)	
	一関	10	26		10	9		45	484	10.8	1.3	16 (318)				16 (318)	
	宮古	10	32		1	1	1	35	512	14.6	1.4	6 (65)				6 (65)	
	計	40	131		26	15	1	173	2,934	17.0	8.0	71 (1526)	4 (43)		7 (180)	82 (1749)	
平成27年度	センター	20	72		24	12	2	110	2,681	24.4	7.3	53 (1202)	3 (44)			56 (1246)	
	一関	10	26		6	5		37	789	21.3	2.2	11 (150)				11 (150)	
	宮古	10	14		4			18	365	20.3	1	11 (150)				11 (150)	
	計	40	112		34	17	2	165	3,835	23.2	10.5	75 (1502)	3 (44)			78 (1546)	
平成26年度	センター	20	72	5	14	11	4	106	2,156	20.3	5.9	41 (951)	11 (159)			52 (1110)	
	一関	10	24	1	11	4		40	836	20.9	2.3	11 (276)	1 (4)			12 (280)	
	宮古	10	23		4		1	28	540	19.3	1.5	10 (500)	4 (10)			14 (510)	
	計	40	119	6	29	15	5	174	3,532	20.3	9.7	62 (1727)	16 (173)			78 (1900)	
平成25年度	センター	20	63		14	7	2	86	1,761	20.5	4.8	41 (1104)			1 (86)	42 (1190)	
	一関	10	28		5	6	1	41	977	23.8	2.7	51 (552)				51 (552)	
	宮古	10	16	1	1	2	2	23	435	18.9	1.2	7 (89)				7 (89)	
	計	40	107	1	20	15	5	150	3,173	21.2	8.7	99 (1745)			1 (86)	100 (1831)	

(注)「委託の状況」欄の()は延べ人数

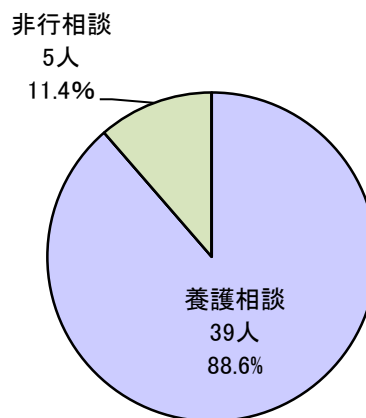
令和4年度相談種類別一時保護児童状況(実保護180人)



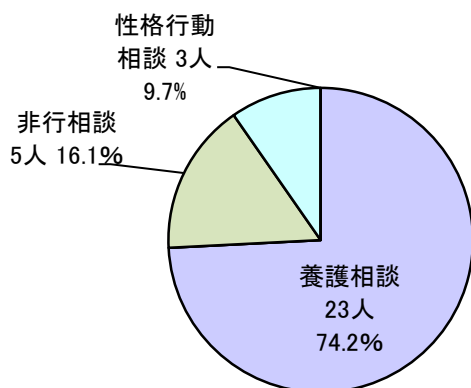
福祉総合相談センター 計105人



一関児童相談所 計44人



宮古児童相談所 計31人



2 一時保護処理状況

表2-1(所内保護分)

区分	相談所別	前年度末継続保護	受付(年度中)				処理(年度中)							年度末継続保護		
			0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		延日数	
養護	児童虐待	センター	3	6	22	19	9	1				35	21	57	722	2
		一関	1	6	18	3	7	2				26	6	34	531	1
		宮古		3	6	4	3					12	3	15	229	1
		小計	4	15	46	26	19	3				73	30	106	1,482	4
	その他	センター	1		12	5	3	3				9	6	18	483	3
		一関		2			3					2	3	5	26	
		宮古			5		2	1				4	2	7	42	
		小計	1	2	17	5	8	4				15	11	30	551	3
障がい	センター															
	一関															
	宮古															
	小計															
非行	センター	4			6	3	2				10	1	13	296		
	一関	1			2	2	1		1		2	1	5	90		
	宮古	1		3	1	1					6		6	40		
	小計	6		3	9	6	3		1		18	2	24	426		
育成	センター			8	8	1	5				6	6	17	598		
	一関															
	宮古			1	1	1			1			2	3	27		
	小計			9	9	2	5		1		6	8	20	625		
保健・その他	センター															
	一関															
	宮古															
	小計															
計		11	17	75	49	35	15		2		112	51	180	3,084	7	
延日数																

表2-2(委託保護分)

区分	相談所別	前年度未継続保護	受付(年度中)				委託解除(年度中)										年度未継続委託保護	委託解除後処理(年度中)						
			0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設					里親	その他	計	延日数		児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計
								児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設												
養護	センター	5	22	12	8	2		24	19			2			45	1,619	4	21		1		23		45
	一関	5	22	1	2	10		21	13		1		1	36	1,984	4	10				18	8	36	
	宮古	1	2	1		1		2	2			1		5	512		3	1				1	5	
	小計	11	46	14	10	13		47	34		1	2	1	86	4,115	8	34	1	1		41	9	86	
	センター		9	3	3	3		6	4		1	1	1	14	409	4	3	1				9	1	14
	一関					1		1						1	5							1	1	
その他	宮古	1	1	2		1		2	1					3	161	2					3		3	
	小計	1	10	5	3	5		9	5		1	1	1	18	575	6	3	1			12	2	18	
	センター				1						1			1	2						1		1	
	小計				1						1			1	2						1		1	
障がい	センター				1									1	2						1		1	
	一関																							
	宮古																							
	小計				1						1			1	2						1		1	
非行	センター	1										1		1	353						1		1	
	一関				1				1					1	4		1						1	
	宮古			2				2						2	18						2		2	
	小計	1		2	1			2	1		1			4	375		1				3		4	
育成	センター			3	1			1			1		2	4	33		3					1	4	
	一関	1											1	1	83									
	宮古			1		2			2		1			3	33		1				1	1	3	
	小計	1		4	1	2		1	2	1	1	2	1	8	149		4				1	2	7	
保健・その他	センター																							
	一関																							
	宮古																							
	小計																							
計		14	56	25	16	20		59	39	1	2	4	5	4	3	117	5,216	14	42	2	1	58	13	116
延日数							1	2,532	1,754	4	23	201	14	172	665	5,366								

3 市町村別一時保護状況（児童相談所保護分）

表3

相談所別	市町村名	養護	心身障がい	非行	育成		その他	計	市町村名	養護	心身障がい	非行	育成		その他	計
					性格行動	不登校							性格行動	不登校		
福祉総合相談センター	盛岡市	38		7	10			55	矢巾町	2			1			3
	花巻市	8		1	2			11	西和賀町							
	北上市	6		1				7	普代村							
	久慈市	3		2				5	軽米町							
	遠野市	3			1			4	洋野町							
	二戸市	4						4	野田村							
	八幡平市					1		1	九戸村							
	滝沢市	9		1	1			11	一戸町	1						1
	雫石町					1		1	県内管外							
	葛巻町								県外	1		1				2
	岩手町															
	紫波町								小計	75		13	17			105
一関児童相談所	一関市	9		1				10	住田町							
	奥州市	20		3				23	県内管外							
	大船渡市	5						5	県外			1				1
	陸前高田市	1						1								
	金ヶ崎町	3						3								
	平泉町	1						1	小計	39		5				44
宮古児童相談所	宮古市	12			1			13	岩泉町	2						2
	釜石市	5		1	1			7	県内管外				1			1
	大槌町	2						2	県外							
	山田町	2		4				6								
	田野畑村								小計	23		5	3			31
								合計	137		23	20			180	

第8 里 親

1 里親の状況（令和5年3月31日現在）

(1) 里親事業の概況

令和4年度は、新規里親登録数が15組、年度末現在の里親登録組数が220組であり、令和3年度末現在の登録組数より4組増加した。

また、新規委託実児童数は6人で、年度末現在55組の里親に65人（震災関連4人含む。）の児童を委託しており、前年度比9人の減少となっている。（震災関連は2人の減少）

震災により両親や片親を亡くした児童を養育する親族（親族による養育里親を含む。）に対しては、里親認定後も定期的に訪問する等里親支援に努めた。また、沿岸被災地において県里親会が開催する里親サロンに協力した。

未委託里親には各種研修等への参加を促すとともに、施設に配置された里親支援専門相談員と分担し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から未委託里親家庭を訪問が困難な場合には電話により情報交換や里親家庭の状況把握に努めた。

未委託里親へは「赤ちゃんお世話体験」研修会を開催し、育児体験のイメージを持たせる機会とした。

委託里親への支援として、里親支援専門相談員等と連携し訪問等による養育支援や委託里親へ受託児童の年齢に応じた養育支援の参考となるよう、FCP（フォスタリングチェンジプログラム）等、さまざまな里親トレーニング研修を企画した。また、児童養護施設のオンライン設備の活用協力を得て、ハイブリッドでの開催も行い、養育技術の向上を図った。

里親レスパイト・ケア事業については、令和4年度は2組の里親が利用した。

新規里親の開拓のために、養成研修（基礎研修及び登録前研修）を3箇所の子童相談所で分担して計30回実施したほか、里親制度周知のための里親出前講座を平成21年度から継続して実施している。

また、里親制度の普及・啓発及び新規里親開拓の取組として実施してきた里親制度説明会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、開催形式を個別相談会にするなど工夫しながら実施した。なお、パネル展示会場は令和3年度よりも会場を増やして開催したほか、里親出前講座を活用してもらうなどし、里親制度の周知を図った。

(2) 里親委託の状況

表1

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
新規委託児童数	センター	15	22	20	27	10	18	9	12	5	6		
	一 関	6		6		7		2					
	宮 古	1		1		1		1					
委託解除児童数	センター	16	26	12	25	23	36	14	22	6	14		
	一 関	7		7		8		5					
	宮 古	3		6		5		3					
当該年度末委託児童数	センター	50	98	58	101	45	84	40	74	38	65		
	一 関	22		22		22		19					
	宮 古	26		21		17		15					
(再掲) 委 託 解 除 事 由 別	家庭引取り	センター	4	7	5	8	6	6	2	2	1	1	
		一 関	3		3		0						
		宮 古	0						0				
	養子縁組	普通養子縁組	センター	1	1								
			一 関										
			宮 古							0			
	養子縁組	特別養子縁組	センター	4	4	1	1	5	6	2	2	1	1
			一 関					1					
			宮 古							0			
	就 職		センター	3	9	1	3	4	9	2	5	1	3
			一 関	3		0		2		1			
			宮 古	3		2		3		2			
	18歳経過 (進学時)		センター	1	1	1	2	1	5	3	7		4
			一 関			1		3		4			
			宮 古	0		0		1		0		4	
	措置変更	児童養護施設へ	センター	2	2	3	3	4	4	3	3		1
			一 関										
			宮 古							0			
	措置変更	児童心理治療施設へ	センター										
			一 関										
			宮 古							0			
	措置変更	児童自立支援施設へ	センター				1	1	1				
			一 関										
			宮 古			1				0			
そ の 他		センター	1	2	1	6	2	5	2	3	3	4	
		一 関	1		2		2						
		宮 古	0		3		1		1				

(3) 里親の分布状況

ア 児童相談所別・里親区分別

表2

区 分		センター	一 関	宮 古	計
認定及び登録里親		137	49	34	220
登 録	養 育 里 親	118	42	25	185
	養子縁組里親	71	18	10	99
	専 門 里 親	7	1	1	9
認 定	親 族 里 親	10	3	8	21

イ 市町村別里親組数

表3

児童相談所別	市 町 村 名	里 親 組 数	児童相談所別	市 町 村 名	里 親 組 数
センター	盛 岡 市	51	一 関	大 船 渡 市	6
	花 巻 市	25		奥 州 市	17
	北 上 市	14		一 関 市	16
	久 慈 市	7		陸前高田市	5
	遠 野 市	1		金ヶ崎町	2
	二 戸 市	5		平 泉 町	0
	八 幡 平 市	2		住 田 町	2
	滝 沢 市	7		盛 岡 市	1
	雫 石 町	2		小 計	49
	葛 巻 町	0		宮 古	宮 古 市
	岩 手 町	0	釜 石 市		8
	紫 波 町	7	大 槌 町		2
	矢 巾 町	8	山 田 町		5
	西 和 賀 町	1	田 野 畑 村		1
	普 代 村	1	岩 泉 町		4
	軽 米 町	1	小 計		34
	野 田 村	0	合 計		220
	九 戸 村	0			
	洋 野 町	5			
	一 戸 町	0			
小 計	137				

(4) 年度別里親認定及び登録及び辞退数

表4

(単位:組)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規認定及び登録数	17	17	22	15	21	15	30	8	15	15
辞 退 数	17	20	23	23	16	8	15	20	4	11
認定及び登録里親数	194	191	190	182	183	190	205	193	219	220
委 託 里 親 数	85	93	80	74	76	77	79	69	62	55

(5) 年齢階級別里親委託児童数

表5

(単位:人)

区 分	委 託 児 童 数												
	0 歳		1 ~ 6 歳		7 ~ 12 歳		13 ~ 15 歳		16 歳 以上		男 計	女 計	合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
セ ン タ ー	0	0	6	1	4	7	3	4	7	6	20	18	38
一 関	0	0	3	0	4	1	0	2	4	2	11	5	16
宮 古	0	0	0	2	1	0	2	1	3	2	6	5	11
計	0	0	9	3	9	8	5	7	14	10	37	28	65

(6) 委託期間

表6

(単位:人)

区 分	委 託 児 童 数												
	1 年 未 満		1 ~ 2 年		3 ~ 4 年		5 ~ 9 年		10 年 以上		男 計	女 計	合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
セ ン タ ー	3	1	8	4	0	2	7	6	2	5	20	18	38
一 関	0	0	4	2	4	0	2	2	1	1	11	5	16
宮 古	0	1	1	1	1	0	2	0	2	3	6	5	11
計	3	2	13	7	5	2	11	8	5	9	37	28	65

2 一時里親事業(昭和58年度～県単独事業)

一時里親事業は、県内の児童養護施設に入所中の児童のうち、家庭の事情等により一時帰宅できない児童を対象に、里親に5日間の範囲内で預けて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図るとともに里親の児童養育への関心を高め、もって要保護児童の福祉の向上を図ることを目的に実施している。

過去5年間の実施状況を見ると、令和元年度に大幅に増加したが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、夏季は中止、冬季は限定しての実施となり、大幅に減少している。令和3年度は、新型コロナウイルスに留意しながら夏季・冬季ともに実施した。

表7

年度別	相談所別	夏季		冬季		計		年 齢 別 委 託 児 童 数								男計	女計	合計
		里親	児童	里親	児童	里親	児童	幼 児		小 学 生		中 学 生		そ の 他				
								男	女	男	女	男	女	男	女			
平成 30年度	センター	17	19	21	25	38	44	2	4	6	8	0	1	3	4	11	17	28
	一 関	4	5	6	7	10	12	0	2	6	0	1	0	3	0	10	2	12
	計	21	24	27	32	48	56	2	6	12	8	1	1	6	4	21	19	40
令和 元年度	センター	21	25	23	29	44	54	1	3	8	18	4	10	3	7	16	38	54
	一 関	7	8	5	6	12	14	0	0	8	2	0	0	4	0	12	2	14
	計	28	33	28	35	56	68	1	3	16	20	4	10	7	7	28	40	68
令和 2年度	センター	0	0	6	8	6	8	0	1	1	5	0	0	0	7	1	13	14
	一 関	0	0	3	4	3	4	0	0	1	0	1	0	4	0	6	0	6
	計	0	0	9	12	9	12	0	1	2	5	1	0	4	7	7	13	20
令和 3年度	センター	11	16	13	15	24	31	0	3	3	16	4	3	1	1	8	23	31
	一 関	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	計	11	16	14	16	25	32	0	3	3	16	4	3	2	1	9	23	32
令和 4年度	センター	8	10	14	18	22	28	2	1	6	8	3	0	4	4	15	13	28
	一 関	0	0	4	4	4	4	0	0	2	1	1	0	0	0	3	1	4
	計	8	10	18	22	26	32	2	1	8	9	4	0	4	4	18	14	32

注) 宮古児童相談所管内分はセンターで対応している。

3 里親委託推進・支援等事業(平成18年度～国庫補助事業)

施設から里親への委託を総合的に推進し、里親を支援するため、次のとおり里親委託推進・支援等事業(以下「事業」という。)に取り組んだ。

- (1) 事業の企画・実施・関係機関との連絡調整の中心となる「里親委託推進員」を福祉総合相談センターに配置するとともに里親委託推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員からなる「里親委託等推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、2回開催した。
- (2) 委員会では、①里親のリクルート及びアセスメント ②里親研修の充実 ③子どもと里親のマッチング ④里親養育支援の充実について取り組むことを決めるとともに事業の成果と課題を確認した。
- (3) 令和4年度の成果として、①里親研修の体系化を図ったこと。その中で、FCP(フォスタリングチェンジプログラム)研修をこれまでのセンター管内での実施の他、一関児童相談所管内でも実施するなど充実化を図った。また、②啓発活動のパネル展、制度説明会を各地で実施したこと、③新規里親希望者に対してアセスメントシートを用いて、里親の強みを活用しながら、マッチングの参考につながるような取組を行った。
- (4) 里親トレーニング研修の内容は次のとおり。①「特別養子縁組希望者研修～家族を迎える」②「赤ちゃんお世話体験」「子どもを迎えるためのウェルカムノートを作ろう!」「助産師が伝えたい生と性のおはなし」「養子カフェ」「はじめて子どもを迎える前に準備すること」。いずれもそれぞれの年齢に応じた里親養育の支援に役立つ内容とした。

第9 特 別 事 業

1 岩手県児童養育支援ネットワーク事業

本事業は、県内における児童の心身ともに健やかな成長を支え、虐待を含む保護を要する児童の早期発見や適切な対応等を図るため、児童家庭相談に関わる関係機関の情報の共有及び県民に対する意識啓発や地域の支援体制等の整備促進を行うことを目的としている。

(1) 事業内容

- ・ 要保護児童対策推進事業

地域で活動する児童家庭相談援助関係者に対し、専門研修を実施するとともに、啓発活動を行うなど、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進を目的とした事業である。

(2) 令和4年度事業実績

要保護児童対策専門研修の実施状況

相談所別	開催地区名	開催年月日・会場・参集人員	内 容
福祉総合相談センター	管轄 全市町村	令和4年6月20日(月) 福祉総合相談センター(49人)	講義 第1回子ども虐待コミュニティプロテクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	管轄 全市町村	令和4年10月4日(火) 福祉総合相談センター(44人)	講義 第2回子ども虐待コミュニティプロテクト研修 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	滝沢	令和4年11月14日(月) 滝沢市ふるさと交流館(30人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	北上	令和4年11月21日(月) 北上市 hoKko(4人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	北上	令和4年12月5日(月) 北上市 hoKko(11人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	軽米	令和5年1月12日(木) 軽米町役場(15人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	遠野	令和5年1月26日(木) 遠野市役所(39人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	紫波	令和5年2月14日(火) 紫波町情報交流館(15人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	雫石	令和5年2月28日(火) 雫石町保健センター(15人)	講義 子ども虐待対応多層多職種研修(出前講座) 講師 福祉総合相談センター児童女性部職員
	各地区	その他、各市町村の要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議の機会や、各機関の依頼に応え、要保護児童対策地域協議会の仕組みや児童虐待に関する研修を行った。	
一関児童相談所	奥州地区	令和4年11月15日(火) 奥州市教育委員会(66人)	講義 「児童虐待への対応について」 講師 一関児童相談所職員
	気仙地区	令和5年2月22日(水) 県立大船渡病院(15人)	講義 「医療従事者での虐待ケースの発見と関係機関の連携について」 講師 一関児童相談所職員
	各地区	各市町の要保護児童対策地域協議会、代表者会議、実務者会等において、児童虐待に関する研修の機会を持った。	

宮古児童相談所	管轄 全市町村	令和4年11月14日(月) 宮古児童相談所 (10人)	講義 「安全パートナーリングについて」、情報交換 講師 宮古児童相談所職員
	管轄 全市町村	令和5年1月16日(月) 宮古児童相談所 (10人)	演習 事例検討、情報交換 講師 宮古児童相談所職員
	各地区	各市町村の要保護児童対策地域協議会代表者会議等において、児童虐待に関する研修の機会を持った。また、2市の要保護児童対策地域協議会実務者会議について、管轄市町村担当者が参集し、視察を行った。	

2 家庭支援相談事業

(1) 家庭支援相談(子育てテレフォン)事業(福祉総合相談センターにおいて実施)

平成3年10月1日に家庭支援相談事業「子育てテレフォン」を開設し、今年度で31年を経過している。

令和4年度の相談件数は192件となっており、月別の相談受付件数は、下記アに示したとおりである。

受付件数を月平均で見ると16.0件で、一日平均では0.53件となっている。

ア 相談内容

相談内容	育児・しつけ	性格行動	養護	その他	不登校	触法・く犯	障がい	計
件数	22	39	32	70	18	3	8	192
構成比(%)	11.4	20.3	16.7	36.4	9.4	1.6	4.2	100.0

イ 月別相談受付状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	11	15	16	17	16	17	14	22	15	21	17	11	192

ウ 曜日別の状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	計
件数	36	37	38	36	29	8	8	192

エ 時間帯別の状況

時間数	件数	時間数	件数	時間数	件数
5分未満	7	25分以上	12	50分以上	2
5分以上	27	30分以上	22	55分以上	2
10分以上	38	35分以上	7	60分以上	11
15分以上	26	40分以上	7	90分以上	0
20分以上	24	45分以上	7	計	192

オ 相談者の状況

区分	母親	父親	祖父	祖母	親戚	知人	児童本人	その他	計
件数	115	21	4	13	3	8	5	23	192

カ 居住地別の状況

区 分	管 内	管 外	不 明	県 外	計
件 数	132	1	58	1	192

キ 対応の状況

区分	助言指導	他機関あつせん・紹介				要面接	その他	計
		他児相	学 校	病 院	その他			
件数	166	0	0	0	8	5	13	192

3 ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業（福祉総合相談センターにおいて実施）

ひきこもり・不登校児童に対し、児童福祉司による指導の一環として、児童の兄や姉に相当する世代の大学生等をその家庭に派遣して、児童とのふれあいを通じて、児童福祉の向上を図ることを目的とした事業である。

- (1) 事業の実施期間
令和4年4月～令和5年3月
- (2) メンタル・フレンドの登録数 4人
- (3) 実績
 - ・ 要援護児童数 1人
 - ・ メンタル・フレンド数 1人
 - ・ 活動日数（延べ） 1日
- (4) 実施した結果
新規ケース1件に派遣。来年度も派遣を継続する予定。

4 治療的グループ（MCG・DKT）事業（福祉総合相談センターにおいて実施）

虐待が懸念されるケースについて、保護者指導の一環として具体的な養育方法を伝達することで養育の改善を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に実施している。

(1) MCG

- ア 事業の実施期間
令和4年4月～令和5年3月（計9回実施）
※岩手緊急事態宣言に伴い4～5月は開催中止。
- イ 参加メンバーの登録数 3人
- ウ 実績 参加延べ人数 14人
- エ 実施した結果
子育ての悩みを語り、保護者自身の気持ちを振り返る場となっている。

(2) DKT

- ア 事業の実施期間
令和4年4月～令和5年3月（計33回実施）
※岩手緊急事態宣言に伴い4～5月は個別での実施。
- イ 参加メンバーの登録数 12人
- ウ 実績 参加延べ人数 37人
- エ 実施した結果
日常的な出来事を取り上げてロールプレイ等で確認することで、参加者が子育てについて振り返り、適切な関わり方を学ぶ機会となっている。

5 東日本大震災津波に係る保育所等巡回相談事業（宮古児童相談所において実施）

※令和2年度で終了

東日本大震災津波による支援が必要な児童及びその支援者からの相談に応じるもの。震災対応事業として、通常の巡回相談事業とは別に実施している。なお、事業としては令和2年度で終了したが、令和3年度は希望のあった市町村に個別に実施したもの。令和4年度は保育所訪問の実績なし。

- (1) 事業の実施期間
令和3年4月～令和4年3月 計2回（延べ4人）
- (2) 実施市町村
大槌町

※ 平成27年度までは震災遺児孤児を対象として保育所等を訪問し相談対応を実施していたが、平成28年度からは被災地における保育所等の職員への支援を目的とし、子どもの発達等の相談対応を実施している。

Ⅲ 女 性 相 談

目 次

第1	女性相談（婦人保護事業）の概況及び業務	
1	岩手県における婦人相談所及び婦人相談員の設置状況	4 2
2	業務内容	4 2
第2	女性相談の状況	4 3
1	電話相談の状況	4 3
2	来所相談の状況	4 4
第3	一時保護の状況	4 6
1	一時保護の推移	4 6
2	利用者の状況	4 6
第4	配偶者暴力相談支援センターの状況	4 7
1	配偶者暴力相談支援センターの業務	4 7
2	相談事業について	4 7
3	関係機関との連携及び啓発活動	4 7
4	保護命令に関する書面提出の状況	4 7

第1 女性相談（婦人保護事業）の概況及び業務

1 岩手県における婦人相談所及び婦人相談員の設置状況

(1) 婦人相談所

婦人相談所は「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づき設置され、要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護に関する事項について、啓発活動、相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び婦人保護施設への入退所決定の業務を行っている。

本県においては、平成13年4月から岩手県婦人相談所が岩手県福祉総合相談センターに統合され、児童女性部女性相談課が婦人相談所の機能を担っている。

(2) 婦人相談員

婦人相談員は、岩手県福祉総合相談センター及び各市福祉事務所に設置されている。

ア 岩手県福祉総合相談センター	2人
イ 各市福祉事務所（計）	22人

2 業務内容

売春防止法に基づく婦人相談所としての業務に加え、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）による配偶者暴力相談支援センターとして、暴力被害女性への支援を行っている。

さらに、平成16年12月からは人身取引対策行動計画、平成25年6月からはストーカー規制法、平成29年4月からはアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策により、被害者への支援を行っている。

具体的な業務は以下のとおり。

(1) 電話相談

月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～16時00分

(2) 来所相談

月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～16時00分

(3) 一時保護

(4) 婦人保護施設への入所決定及び廃止

(5) 関係機関との連携

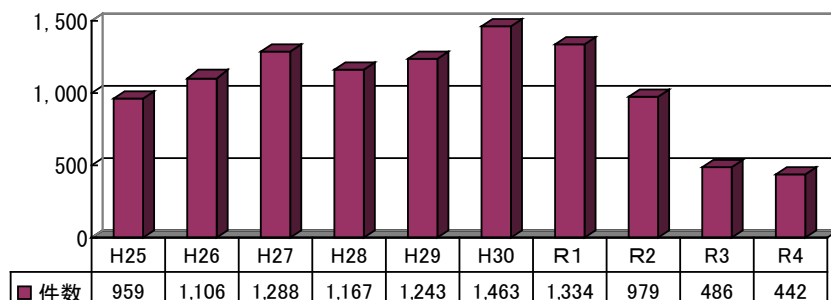
- ・ 会議及び研修会の開催
- ・ 各種連絡会議への出席

第2 女性相談の状況

1 電話相談の状況

(1) 相談受付件数の推移

令和4年度の電話相談件数は442件で、前年度より44件減少した。



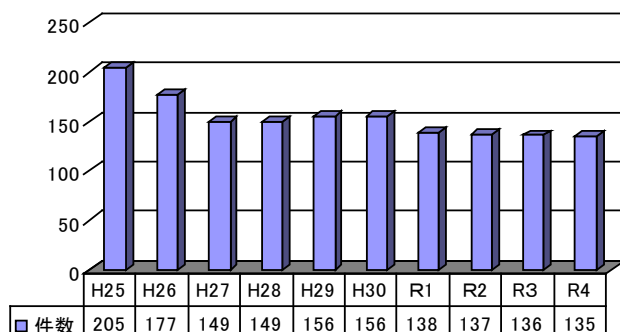
(2) 主訴

			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
人間関係	夫等	夫等の暴力	171	17.5%	130	26.7%	137	31.0%
		酒乱・薬物中毒	3	0.3%	1	0.2%	0	0.0%
		離婚問題	70	7.2%	84	17.3%	55	12.4%
		その他	38	3.9%	20	4.1%	24	5.4%
	子ども	子どもの暴力	6	0.6%	9	1.9%	10	2.3%
		養育不能	3	0.3%	1	0.2%	0	0.0%
		その他	54	5.5%	17	3.5%	13	2.9%
	親族	親の暴力	15	1.5%	20	4.1%	15	3.4%
		その他親族の暴力	9	0.9%	14	2.9%	10	2.3%
		その他	23	2.3%	18	3.7%	21	4.8%
	交際相手	交際相手からの暴力	8	0.8%	7	1.4%	12	2.7%
		同性交際相手からの暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他	14	1.4%	0	0.0%	1	0.2%
		家庭不和	3	0.3%	5	1.0%	10	2.3%
		その他の者の暴力	11	1.1%	2	0.4%	6	1.4%
	男女問題	2	0.2%	2	0.4%	2	0.5%	
	ストーカー被害	7	0.7%	5	1.0%	9	2.0%	
	その他	250	25.5%	55	11.3%	26	5.9%	
	住居問題	18	1.8%	6	1.2%	5	1.1%	
	帰宅先なし	3	0.3%	5	1.0%	4	0.9%	
経済関係	生活困窮	11	0.3%	2	1.0%	9	0.9%	
	借金・サラ金	1	0.1%	3	0.6%	3	0.7%	
	求職	7	0.7%	9	1.9%	2	0.5%	
	その他	13	1.3%	1	0.2%	2	0.5%	
医療関係	病気	20	2.0%	5	1.0%	2	0.5%	
	精神的問題	196	20.0%	54	11.1%	60	13.6%	
	妊娠・出産	2	0.2%	4	0.8%	3	0.7%	
	その他	21	2.1%	3	0.6%	1	0.2%	
	不純異性交遊	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%	
	売春強要	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	ヒモ・暴力団関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	5条違反	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	人身取引	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%	
合計			979	100.0%	486	100.0%	442	100.0%

2 来所相談の状況

(1) 相談実人員の推移

令和4年度に受け付けた来所相談の実人員は135人で、前年度より1人減少した。



(2) 主訴

			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
人間関係	夫等	夫等の暴力	70	51.1%	68	50.0%	74	54.8%
		酒乱・薬物中毒	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%
		離婚問題	30	21.9%	39	28.7%	37	27.4%
		その他	4	2.9%	5	3.7%	2	1.5%
	子ども	子どもの暴力	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%
		養育不能	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他	6	4.4%	2	1.5%	1	0.7%
	親族	親の暴力	7	5.1%	6	4.4%	7	5.2%
		その他親族の暴力	2	1.5%	2	1.5%	1	0.7%
		その他	3	2.2%	0	0.0%	2	1.5%
	交際相手	交際相手からの暴力	1	0.7%	0	0.0%	1	0.7%
		同性交際相手からの暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
		家庭不和	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
		その他の者の暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	男女問題	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	
	ストーカー被害	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	1	0.7%	2	1.5%	
	住居問題	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	
	帰宅先なし	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	
経済関係	生活困窮	0	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	
	借金・サラ金	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	
	求職	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
医療関係	病気	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	
	精神的問題	6	4.4%	10	7.4%	6	4.4%	
	妊娠・出産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	不純異性交遊	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	売春強要	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	ヒモ・暴力団関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	5条違反	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	人身取引	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合計			137	100.0%	136	100.0%	135	100.0%

(3) 年齢階級

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
18歳未満	3	2.2%	0	0.0%	1	0.7%
18～19歳	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%
20～29歳	19	13.9%	23	16.9%	22	16.3%
30～39歳	35	25.5%	37	27.2%	33	24.4%
40～49歳	46	33.6%	37	27.2%	39	28.9%
50～59歳	13	9.5%	16	11.8%	17	12.6%
60歳以上	20	14.6%	22	16.2%	22	16.3%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	137	100.0%	136	100.0%	135	100.0%

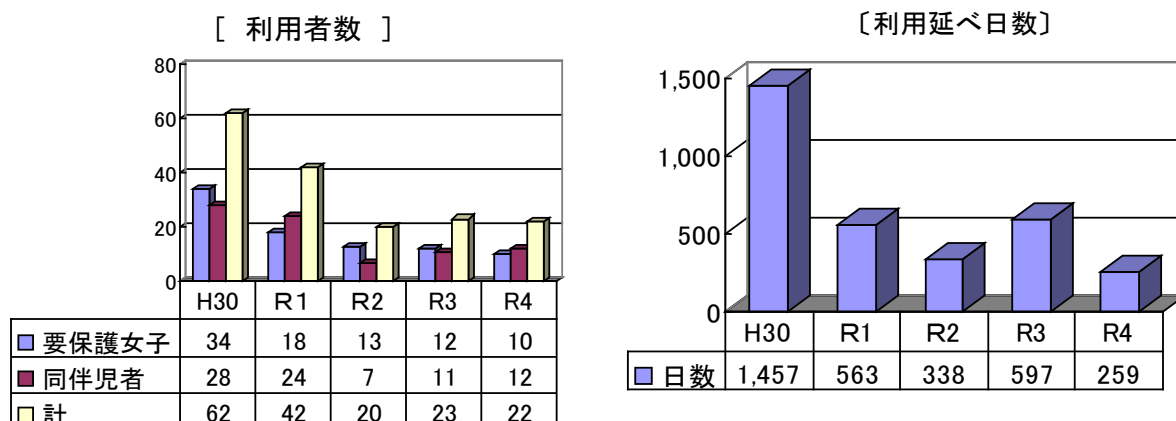
(4) 相談の処理状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
助言指導	138	100.0%	133	97.8%	133	98.5%
その他の機関・施設へ	0	0.0%	3	2.2%	2	1.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	138	100.0%	136	100.0%	135	100.0%

第3 一時保護の状況

1 一時保護の推移

令和4年度の要保護女子の一時保護利用者数は10人（要保護女子と同伴児者の合計は22人）、利用延日数は259日となった。



2 利用者の状況

(1) 主訴

令和4年度は、利用者全員が配偶者等からの暴力被害女性であった。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
人間関係	夫等の暴力	8	61.5%	12	100.0%	10	100.0%
	子どもの暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	親の暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他親族の暴力	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	交際相手からの暴力	3	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ストーカー被害		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家庭不和		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
帰住先なし		2	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
不純異性交遊		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計		13	100.0%	12	100.0%	10	100.0%

(2) 一時保護退所後の状況

令和4年度の退所先は帰郷が3人（27.3%）、婦人保護施設、母子生活支援施設がともに2人（18.2%）であった。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
婦人保護施設へ入所		0	0.0%	2	18.2%	2	20.0%
自立		3	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
帰宅		1	7.7%	1	9.1%	1	10.0%
帰郷		2	15.4%	3	27.3%	3	30.0%
入院		2	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
他の婦人相談所へ		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
民間団体へ		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子生活支援施設へ		3	23.1%	2	18.2%	2	20.0%
他の社会福祉施設へ		1	7.7%	1	9.1%	1	10.0%
入国管理局へ		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他		1	7.7%	2	18.2%	0	0.0%
合計		13	100.0%	11	100.0%	9	90.0%
次年度へ継続		0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%

第4 配偶者暴力相談支援センターの状況

1 配偶者暴力相談支援センターの業務

当センターは「配偶者暴力相談支援センター」として指定を受けており、次のような業務を行っている。

- (1) 相談又は相談機関の紹介
- (2) 医学的又は心理的な指導その他必要な指導
- (3) 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- (4) 自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- (5) 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

2 相談事業について

(1) 電話相談

ア 月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～16時00分、17時45分～21時40分

イ 土曜日・日曜日・祝祭日（12月29日から1月3日までを除く。）

9時00分～21時40分

(2) 専門相談

DV被害女性をはじめとする相談者が抱える複雑な問題に対応するため、精神科嘱託医及び弁護士による専門相談を実施した。

ア 精神科嘱託医相談 毎月第2・第4金曜日（通年） 34件

イ 女性法律相談 毎月第2水曜日（通年） 22件

3 関係機関との連携及び啓発活動

(1) 配偶者暴力防止連絡会議

関係機関との情報交換等を行うため、県内の各DVセンターが開催した配偶者暴力防止連絡会議に参加した。（※構成機関：DVセンター、警察署、福祉事務所、町村、地域包括支援センター、教育委員会、弁護士、関係施設・団体等）

令和4年度は2回参加した。

(2) DV相談担当職員専門研修

配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の保護支援を適切に行うため、関係職員の専門研修を年2回実施している。（※婦人保護事業啓発セミナーと同日開催）

4 保護命令に関する書面提出の状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項に基づき、裁判所に書面提出を行った。

令和4年度は1件提出した。

IV 身体障がい者相談

目 次

第1 概 況	
1 業務の概要	4 9
2 相談・判定	5 0
第2 更生相談・判定の状況	5 0
1 相談・判定の状況	5 0
2 来所相談の状況	5 1
3 巡回相談の状況	5 1
4 補装具の判定状況	5 2
5 更生医療の判定状況	5 2
6 身体障害者手帳交付状況	5 3
第3 地域リハビリテーション推進事業	5 4

第 1 概 況

1 業務の概要

- (1) 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談指導
- (2) 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定
 - ア 補装具の判定、処方及び適合判定
 - イ 自立支援医療(更生医療)の給付の要否判定
- (3) 市町村が行う援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、情報提供その他必要な援助及びこれに付随する業務
- (4) 身体障がい者支援施設(旧身体障がい者療護施設)の入所調整
- (5) 身体障がい者地域リハビリテーションの推進
- (6) 身体障害者手帳交付事務
- (7) 特別障害者手当、障害者福祉手当の医学的審査

2 相談・判定

- ◆ 一般更生相談 毎日
- ◆ 医学判定 (要予約)
 - 身体障害者手帳診断
 - ・ 整形外科 随時
 - ・ 耳鼻咽喉科・補聴器 月1回
 - 補装具相談(要否・適合判定) 月1回(来所)
..... 年20回(巡回)
- 書面審査
 - ・ 眼科 月1回
 - ・ 内科 月2回
 - ・ 泌尿器科 月2回
 - ・ 免疫 随時
 - ・ 肝臓 随時
 - ・ 整形外科 月4~5回
 - ・ 補装具 月2回

第2 更生相談・判定の状況

<福祉行政報告例より>

1 相談・判定の状況

利用者(実人員)は3,966人で、相談件数は3,986件、判定2,549件となっている。

(延人数、延件数)

	取扱人員	相談内容							計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他		
							身体障害者手帳	一般相談等	
来所	3,743	305	1,505	0	2	0	1,189	762	3,763
巡回	223	0	223	0	0	0	0	0	223
計	3,966	305	1,728	0	2	0	1,189	762	3,986

(件)

	判定内容								計	判定書交付
	医学的判定			心理学的判定	職能的判定	その他				
	手帳交付	更生医療	補装具			特障手当等	障害程度審査会			
来所	5	288	755	0	0	0	1,184	2,232	1,049	
巡回	0	0	317	0	0	0	0	317	317	
計	5	288	1,072	0	0	0	1,184	2,549	1,366	

(相談の年次推移)

年度	取扱人員	相談内容							計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他		
H26	4,188	581	1,524	18	48	29	1,994	4,194	
H27	4,391	511	1,853	9	21	66	1,953	4,413	
H28	4,470	525	2,086	3	15	12	1,849	4,490	
H29	4,252	454	1,913	1	7	16	1,870	4,261	
H30	4,092	310	1,895	2	1	6	1,898	4,112	
R1	3,980	326	1,963	2	0	6	1,695	3,992	
R2	3,896	305	1,808	0	0	8	1,790	3,911	
R3	4,043	331	1,634	1	2	15	2,080	4,063	
R4	3,966	305	1,728	0	2	0	1,951	3,986	

(判定の年次推移)

年度	判定内容							
	医学的判定			心理判定	職能判定	その他	計	判定書交付
	手帳交付	更生医療	補装具					
H26	9	447	1,504	0	0	1,213	3,173	1,946
H27	26	423	1,468	0	0	1,167	3,084	1,880
H28	14	514	1,640	0	0	1,125	3,293	2,099
H29	7	433	1,531	0	0	991	2,962	1,957
H30	10	307	1,489	0	0	991	2,797	1,795
R1	9	328	1,456	0	0	831	2,624	1,790
R2	2	314	1,215	0	0	1,114	2,645	1,531
R3	4	310	1,106	0	0	1,328	2,748	1,420
R4	5	288	1,072	0	0	1,184	2,549	1,366

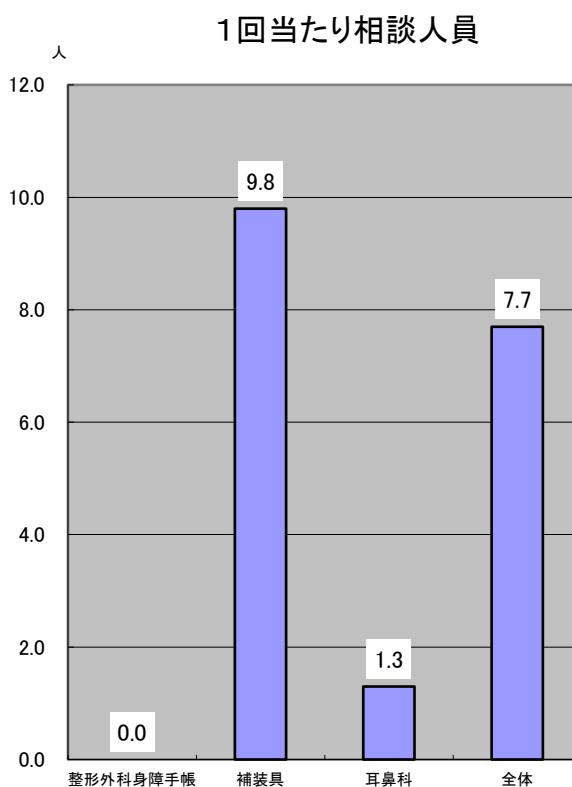
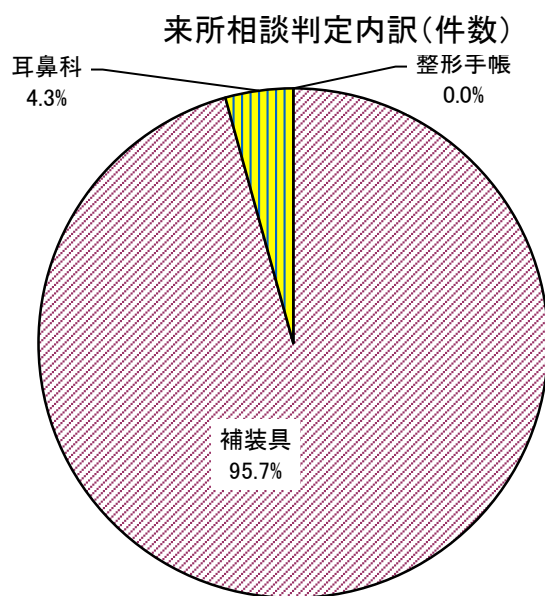
※ 1 来所には、書面による更生医療、身障手帳等級判定等を含む。

2 身障手帳に係る障害程度審査については、「その他」を含む。(業務概要のみの取扱い)

2 来所相談の状況

来所相談は、義肢・装具等補装具12回、耳鼻科4回を実施し、相談人員の95.9%、判定件数の95.7%が義肢・装具等補装具に関するものとなっている。

科	整形外科	義肢・装具等補装具	耳鼻科	合計
	身障手帳			
実施回数(回)	0	12	4	16
相談人員(人)	0	118	5	123
判定件数(件)	0	179	8	187



3 巡回相談の状況

巡回相談は、義肢・装具等補装具について20回実施した。

科	相 談		判 定				
	実施回数	相談人員	手帳交付	更生医療	補装具	その他	計
義肢・装具等	20	223			317	0	317
計	20	223			317	0	317

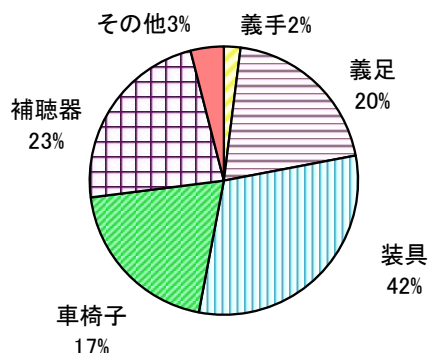
4 補装具の判定状況

補装具は、来所・巡回相談及び書面により購入の可否、修理及びその適合の判定を行った。その結果、購入・修理の必要があると判定されたもの又は適合の判定を受けたものの内訳は、書面530件(50.0%)、巡回相談306件(28.8%)、来所相談225件(21.2%)の計1,061件で前年度(1,097件)より36件減少した。

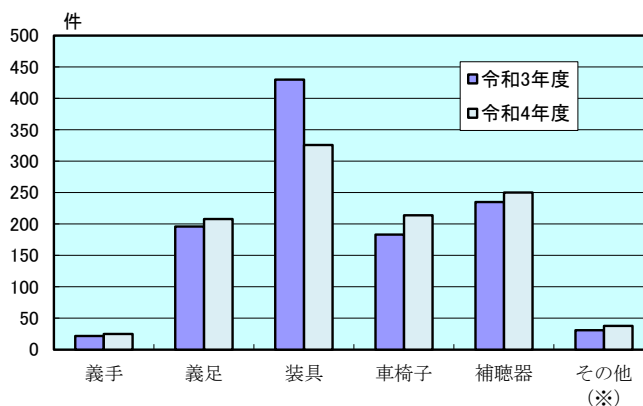
種類	来所			巡回			書面		合計		
	可否	修理	適合	可否	修理	適合	可否	修理	可否	修理	適合
義手	3	0	0	13	2	0	7	0	23	2	0
義足	28	57	12	45	52	0	7	7	80	116	12
装具	30	4	33	109	19	0	131	0	270	23	33
車椅子	41	3	9	60	5	0	87	9	188	17	9
補聴器	3	0	0	0	0	0	242	5	245	5	0
その他(※)	1	0	1	0	1	0	35	0	36	1	1
合計	106	64	55	227	79	0	509	21	842	164	55
	225			306			530		1,061		

(※) 座位保持装置、意思伝達装置、起立保持具、座位保持椅子、頭部保持具、歩行器、歩行補助杖、眼鏡等)

補装具判定の状況



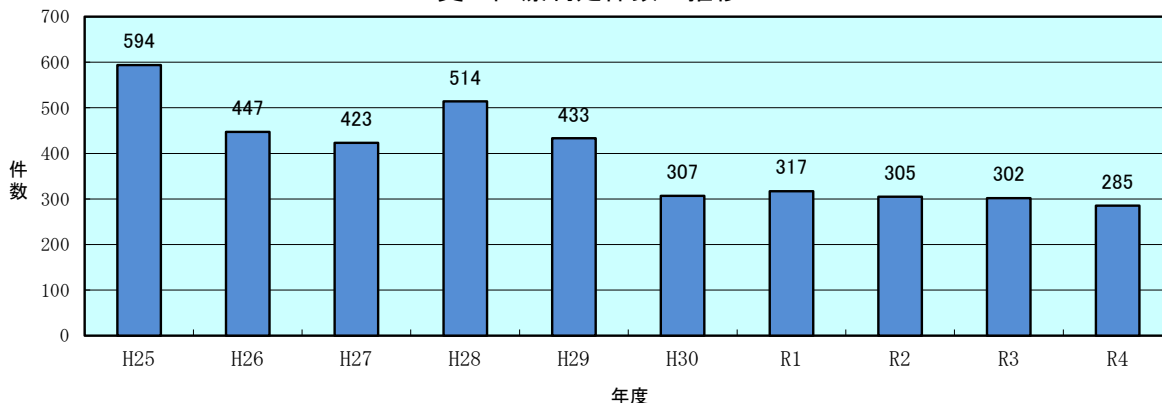
補装具の判定状況



5 更生医療の判定状況

区分	肢体不自由		聴覚・言語・そ しゃく		内部障害						合計
	新規	変更・ 延長	新規	変更・ 延長	腎臓		心臓		肝臓		
内容	新規	変更・ 延長	新規	変更・ 延長	新規	変更・ 延長	新規	変更・ 延長	新規	変更・ 延長	
件数	12	9	0	3	63	181	11	3	2	1	285

更生医療判定件数の推移



6 身体障害者手帳交付状況

＜身障手帳交付等管理システムより＞

身体障害者手帳交付事務のうち、新規申請及び再交付申請(程度変更・再認定・障害名追加等、等級認定に係る再交付)による身体障害者手帳の交付、県内転入・県外転出・死亡等による手帳返還等の処理を行っており、写真更新、破損等の再交付及び県内移動の処理については各広域振興局が行っている。

令和4年度の身体障害者手帳申請受付件数は3,362件で、そのうち新規申請が2,354件であり、再交付申請は1,008件であった。前年の申請受付件数3,457件より95件減少している。

令和4年度の身体障害者手帳交付件数は、前年度の繰越分92件を含め3,248件(新規2,280件、再交付968件)であった。前年の交付件数3,345件より97件減少している。

身体障害者福祉法に定める障害程度と認められないため県社会福祉審議会障害者部会等において却下とされたもの7件(1月3件、3月4件)、取下げにより返戻したもの33件、翌年度に繰越したものの74件であった。また、死亡等により身体障害者手帳を返還したものは、2,911件(死亡 2,844、治癒57件、その他10件)であった。

(1) 令和4年度身体障害者手帳交付件数

市町村	新規交付				再交付				合計 (交付)
	交付	却下	取下げ	繰越	交付	却下	取下げ	繰越	
宮古市	118		2	4	47		1	2	165
大船渡市	89		3	5	41				130
花巻市	219		1	4	99	3		2	318
北上市	190	1		2	73	1	1		263
久慈市	76		2	3	40				116
遠野市	73			1	34			1	107
一関市	285	1	3	5	127	1	2	5	412
陸前高田市	63				15				78
釜石市	96			1	35		1	3	131
二戸市	72		2		33			1	105
八幡平市	75				29				104
奥州市	242		2	3	101		1	2	343
滝沢市	105			4	60		1	1	165
小計	1,703	2	15	32	734	5	7	17	2,437
雫石町	42				23		2		65
葛巻町	16				3				19
岩手町	42		2	1	13		1		55
紫波町	88		2	2	27			2	115
矢巾町	72		1	1	30				102
西和賀町	19			1	7				26
金ヶ崎町	22			1	6				28
平泉町	15			2	5				20
住田町	15				6				21
大槌町	33			1	15			2	48
山田町	34		1	4	15			1	49
岩泉町	29				11			1	40
田野畑村	9		1		4			1	13
普代村	9				5				14
軽米町	26		1	2	12				38
野田村	7			1	4			1	11
九戸村	19				6				25
洋野町	44			1	21				65
一戸町	36				21				57
小計	577	0	8	17	234	0	3	8	811
合計	2,280	2	23	49	968	5	10	25	3,248

(※) 盛岡市は、平成20年4月1日に中核市へ移行したため、同市において身障手帳を交付している。

(2) 令和4年度県内転入等身体障害者手帳事務処理件数

県内転入	県外転出	手帳返還		
		死亡	治癒	その他
110	145	2,844	57	10

※ R5.3.31現在、岩手県の身体障害者手帳登録数は38,899人(盛岡市除く)となっている。(前年度より614人減少)

第3 地域リハビリテーション推進事業

本事業は、身体障害者の更生援護に係る関係機関が、地域リハビリテーションに係る情報交換、連絡協議等を実施し、相互の連携の下に、地域における身体障害者に一貫したリハビリテーションサービスを総合的に提供し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、平成8年から実施しているものである。

○身体障害者地域リハビリテーション推進協議会・身体障害者地域リハビリテーション関係職員研修会

研修会名	開催期日	実施内容
市町村等障がい福祉担当職員新任研修会(前期)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためリモート開催 (令和4年4月21日)	市町村及び広域振興局の障害者福祉担当者を対象に身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所業務等に関する研修を実施し、円滑な事務の執行並びに連携を図ることを目的とする。 <ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談センター障がい保健福祉課業務、来所相談・巡回相談 等 身体障害者手帳 障がい者支援施設等に係る入所調整 補装具の判定 自立支援医療(更生医療) 在宅進行性筋萎縮症者指導事業
市町村等障害者福祉担当者研修(後期)及び身体障害者地域リハビリテーション関係職員合同研修会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためリモート開催 (令和5年2月8日)	地域における身体障害者への一貫したリハビリテーション活動を推進するため、身体障害者の更生援護に係わる関係機関等において身体障害者福祉業務に従事する職員の資質の向上を図ることを目的とする。
補装具適正化専門部会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催 (令和5年3月13日) (参加補装具業者9業者)	身体障害者に対する補装具の適切な給付を目的として、補装具製作者と情報交換を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 補装具判定の実施状況について 令和5年度の来所相談・巡回相談の実施計画について 補装具判定に係る取り扱いについて 意見交換

V 知的障がい者相談

目 次

第1 概 況

- 1 業務の概要 5 6
- 2 相談判定業務の流れ 5 6

第2 更生相談・判定の状況

- 1 相談・判定取扱人員とその状況 5 7
- 2 障がい程度の状況 5 8
- 3 相談の内容と判定の状況 5 9
- 4 福祉事務所・広域振興局別相談取扱状況 6 0
- 5 巡回相談実施状況 6 1

第3 取扱人員の年度別推移 6 2

第1 概 況

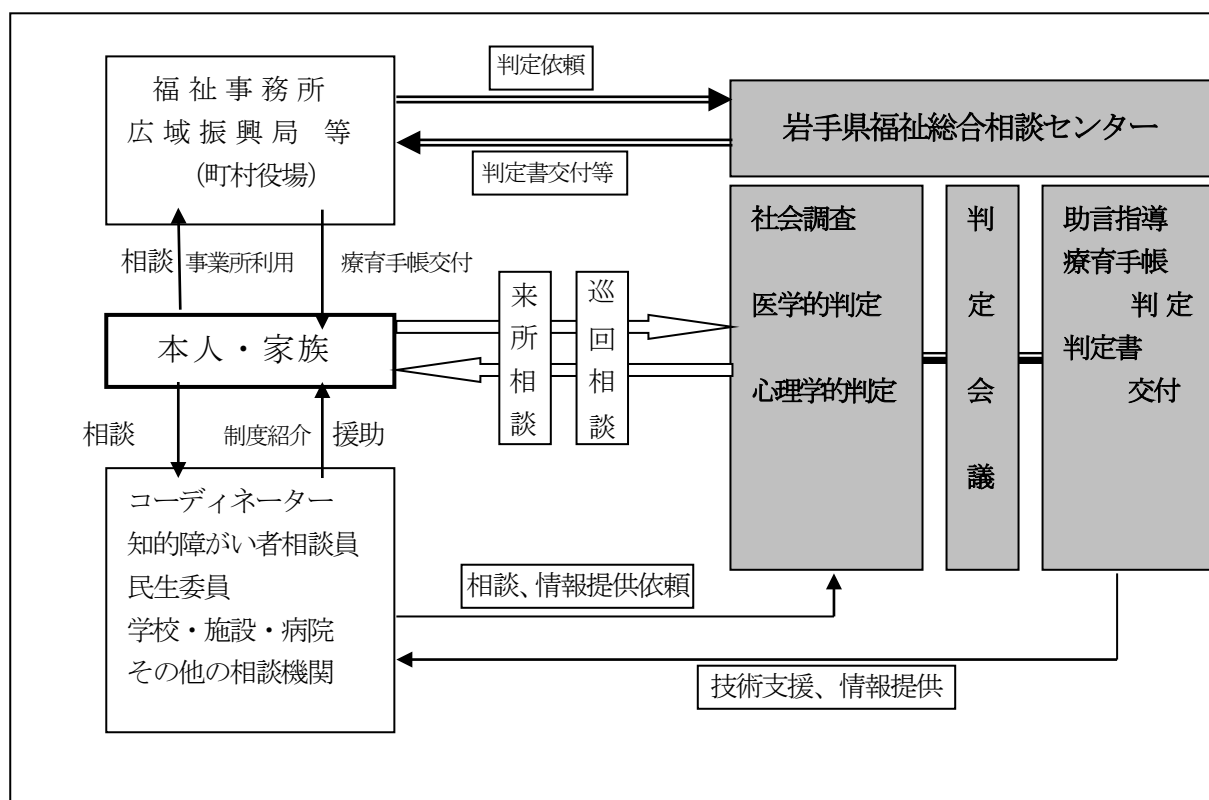
1 業務の概要

知的障がい者について、家族その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、知的障がい者の福祉に必要な業務を行っている。

相談・判定業務は、来所相談と巡回相談により行い、次の相談を取り扱っている。

- (1) 療育手帳に関すること。
- (2) 心理学的判定等の情報提供。
- (3) その他生活全般にわたる相談に関すること。

2 相談判定業務の流れ



第2 更生相談・判定の状況

1 相談・判定取扱人員とその状況

令和4年度の相談・判定取扱人員は798人。令和3年度の879人より減少して過去10年間の平均を下回った（表7、表11）。来所・巡回別では、来所相談者は678人（85.0%）、巡回相談者は120人（15.0%）となっている（表1）。

新規に相談があった人数は210人（26.3%）、再来相談者は588人（73.7%）となっている。

男女別では、男性490人（61.4%）、女性308人（38.6%）となっている（以上表1、図1～3）。

年齢階層別では、20歳代の相談者が多く、次いで18～19歳及び40歳代の相談者が多い。（表2、図4）。

表1 相談・判定取扱状況（人）

区分	総数	来所巡回別		新規再来別	
		来所相談	巡回相談	新規	再来
総数	798	678	120	210	588
男	490	413	77	130	360
女	308	265	43	80	228
構成比		85.0%	15.0%	26.3%	73.7%

図1 男女別取扱実人員
（単位：人）

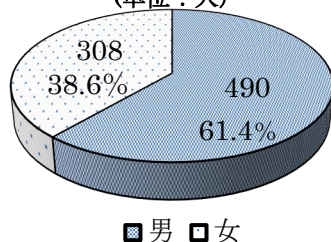


図2 来所巡回別取扱実人員
（単位：人）

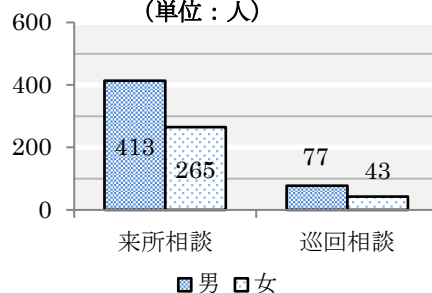


図3 新規再来別取扱実人員
（単位：人）

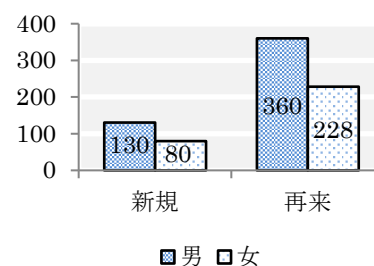
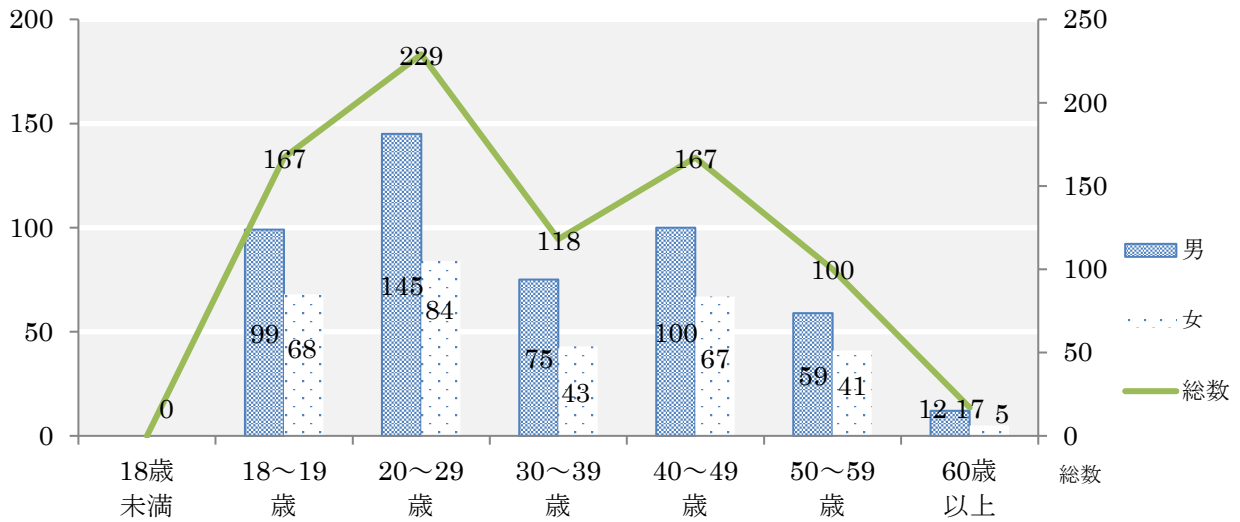


表2 年齢階層別取扱実人員（人）

区分	総数	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	798	0	167	229	118	167	100	17
男	490	0	99	145	75	100	59	12
女	308	0	68	84	43	67	41	5
構成比		0.0%	20.9%	28.7%	14.8%	20.9%	12.5%	2.1%

図4 年齢階層別取扱人員（単位：人）



2 障がい程度の状況

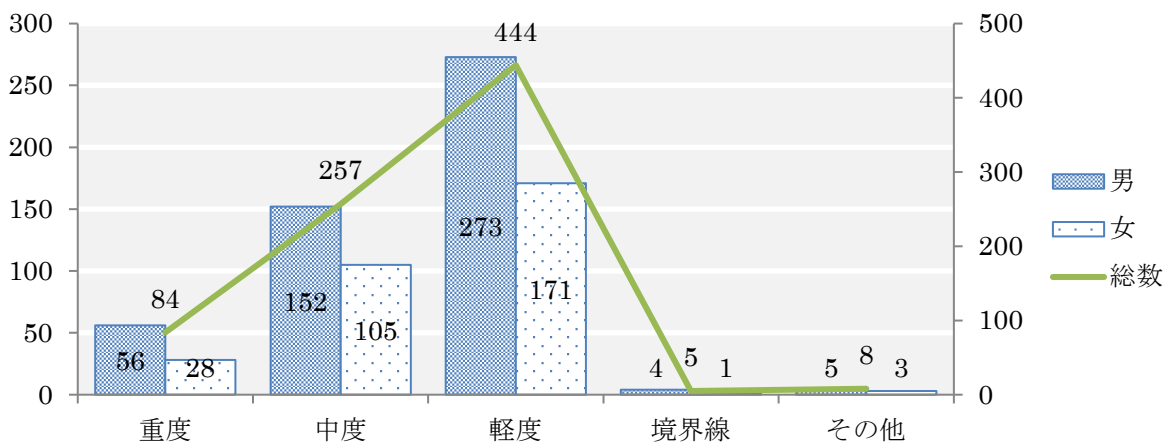
相談者の障がい程度は、「軽度」が55.6%と最も多く、次いで「中度」が32.2%、「重度」が10.5%の順となっている。

（表3、図5）

表3 知的障がいの程度（人）

区分	総数	重度	中度	軽度	境界線	その他
総数	798	84	257	444	5	8
男	490	56	152	273	4	5
女	308	28	105	171	1	3
構成比		10.5%	32.2%	55.6%	0.6%	1.0%

図5 障がい程度別構成人員（単位：人）



3 相談の内容と判定の状況

相談内容は、療育手帳に関する相談が 689 件(新規が 21 件、再判定が 668 件)で相談総数の 78.7%を占め、次いで障害基礎年金受給に係る相談が 106 件で、12.1%となっている。「その他」には、障害者総合支援法や成年後見制度利用に係る情報提供等が含まれている。(表 4、図 6)

判定は、嘱託医師による医学的判定、心理判定員による心理学的判定及び社会調査を行っている。判定の結果については、療育手帳に係るものが 678 件と最も多い。「その他」については、障害基礎年金受給等に係る判定記録等の本人への情報提供等が含まれている。(表 5)

表 4 相談内容別処理件数 (件)

区分	実人員	相 談 内 容											計
		施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育手帳		年金	手当	その他	
								新規	再判定				
総数	798	0	0	0	0	0	0	21	668	106	16	64	875
来所	678	0	0	0	0	0	0	18	552	81	11	59	721
巡回	120	0	0	0	0	0	0	3	116	25	5	5	154

図 6 相談内容別処理件数 (単位: 件)

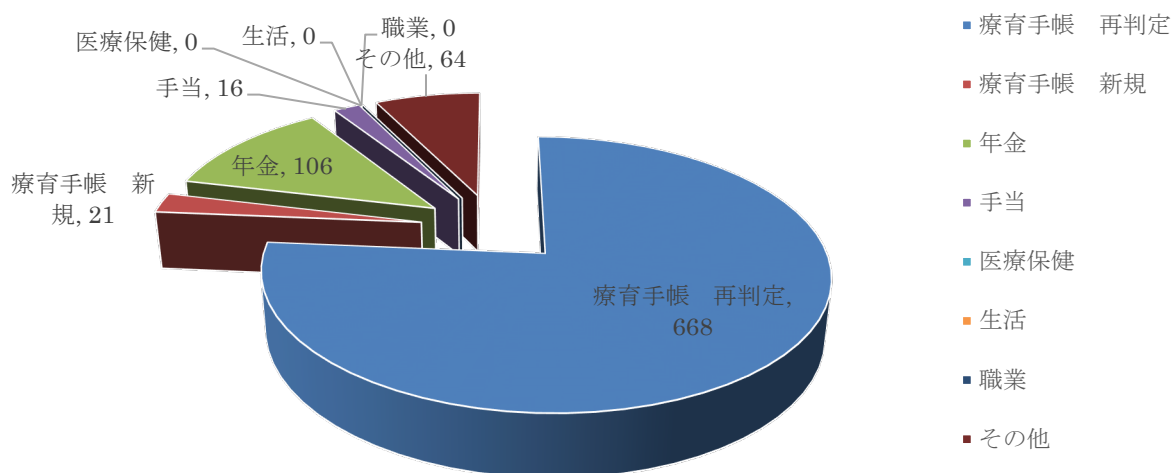


表 5 判定内容別処理件数及び判定書等交付件数 (件)

区分	実人員	判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数			
		総数	医学 的判定	心理学 的判定	職能 判定	その他	総数	障がい 程度区 分	療育 手帳	その他
総数	798	890	15	689	0	186	864	0	678	186
来所	678	733	12	570	0	151	713	0	562	151
巡回	120	157	3	119	0	35	151	0	116	35

4 福祉事務所・広域振興局別相談取扱状況

福祉事務所・広域振興局等管轄別の相談人員及び障がい程度別の内訳は表6のとおりとなっている。

表6 福祉事務所・広域振興局等別相談取扱状況（人）

区 分	相談人員 (延)	障がいの程度別内訳						
		重度	中度	軽度	境界線	非該当	その他	
福祉事務所	盛岡市	130 (1)	12 (1)	42 (0)	73 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
	花巻市	70 (12)	8 (6)	19 (2)	42 (4)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	北上市	57 (16)	6 (4)	22 (4)	29 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	奥州市	73 (14)	9 (3)	25 (4)	39 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	一関市	88 (29)	11 (6)	24 (5)	52 (18)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	大船渡市	31 (7)	3 (2)	8 (2)	20 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	陸前高田市	14 (1)	1 (0)	5 (1)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	遠野市	34 (2)	1 (1)	13 (0)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	釜石市	34 (7)	8 (2)	7 (1)	17 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	宮古市	31 (11)	6 (5)	9 (1)	16 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	久慈市	26 (4)	1 (1)	10 (2)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	二戸市	24 (3)	0 (0)	9 (1)	15 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	八幡平市	15 (0)	0 (0)	8 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
滝沢市	31 (0)	9 (0)	10 (0)	11 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
広域振興局	盛岡広域	47 (0)	3 (0)	17 (0)	26 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	県南広域	6 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	県北広域	48 (9)	3 (0)	18 (3)	26 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	沿岸広域	24 (1)	0 (0)	9 (0)	13 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
県外	6 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合計	789 (117)	83 (31)	256 (26)	438 (60)	4 (0)	8 (0)	0 (0)	

* 相談人員については、相談者の援護を管轄している福祉事務所又は広域振興局に計上している。(相談者の住所地とは一致しない。)

* () 内は巡回相談の再掲。

5 巡回相談実施状況

身近な場所で相談や判定を受けられるよう、相談者、その家族等の利便性の向上及び負担軽減に努めている。

令和4年度は12地区で32回実施。施設訪問等は2件実施。全相談人数に占める割合は15.0%となっている。

(1) 巡回相談実施状況

実施地区	実施年月日	相談者数 (人)	実施地区	実施年月日	相談者数 (人)
一関市	R4. 4. 21	8	久慈市	R4. 5. 25	3
	R4. 7. 28	6		R4. 10. 19	4
	R4. 9. 29	4	遠野市	R4. 7. 12	1
	R4. 11. 24	3		R4. 9. 6	1
	R5. 1. 12	3	二戸市	R4. 5. 12	5
奥州市江刺	R4. 6. 3	4		R4. 11. 10	3
	R4. 10. 28	4	花巻市	R4. 5. 17	5
奥州市水沢	R4. 7. 27	5		R4. 10. 4	5
	R4. 9. 14	5		R4. 12. 20	3
	R5. 1. 18	4	宮古市	R4. 6. 14	6
大船渡市	R4. 6. 2	5		R4. 10. 11	1
	R4. 12. 1	3		R4. 12. 13	4
釜石市	R4. 6. 24	1	陸前高田市	R4. 8. 2	3
	R4. 9. 6	1	合計	32回	118
	R4. 11. 18	3			
北上市	R4. 6. 8	5			
	R4. 7. 5	4			
	R4. 11. 29	3			
	R5. 1. 31	3			

(2) 巡回施設訪問等実施状況

実施年月日	相談者数 (人)
R4. 11. 18	1
R4. 11. 24	1

第3 取扱人員の年度別推移

過去10年間の取扱人員は表7及び図7のとおりで、平均932人の相談となっている。

障がいの程度について見ると、令和4年度は、重度の比率が10.5%、中度が32.2%、軽度が55.6%となっている。(表8、図8)また、令和4年度の年齢構成の比率は、20～29歳代が最も高く28.7%、以下、18～19歳代と40～49歳代が20.9%、30～39歳代が14.8%、50～59歳代が12.5%の順になっている。(表9、図9)

新規相談者における年齢構成の比率をみると、18～19歳が高くなっている。高校卒業後の通所先から療育手帳の提出を求められることが理由で、新規の若年層が多くなっていると考えられる。(表10)

療育手帳判定結果は表11及び図10のとおりで、新規の手帳取得者では、多くがB判定となっている。

表7 来所・巡回相談人員及び構成比の年度別推移(人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均	
総数	1,232	1,289	1,025	860	804	918	780	737	879	798	932	
来所 (書類)	1,077 (679)	1,051 (547)	828 (391)	662 (270)	617 (229)	741 (296)	642 (288)	575 (325)	731 (406)	678 (450)	760 (388)	
巡回	155	238	197	198	187	177	138	162	148	120	172	
構成比 (%)	来所 (書類)	87.4 (55.1)	81.5 (42.4)	80.8 (38.1)	77.0 (31.4)	76.7 (28.5)	80.7 (32.2)	82.3 (36.9)	78.0 (44.1)	83.2 (46.2)	85.0 (56.4)	81.3 (41.1)
	巡回	12.6	18.5	19.2	23.0	23.3	19.3	17.7	22.0	16.8	15.0	18.7

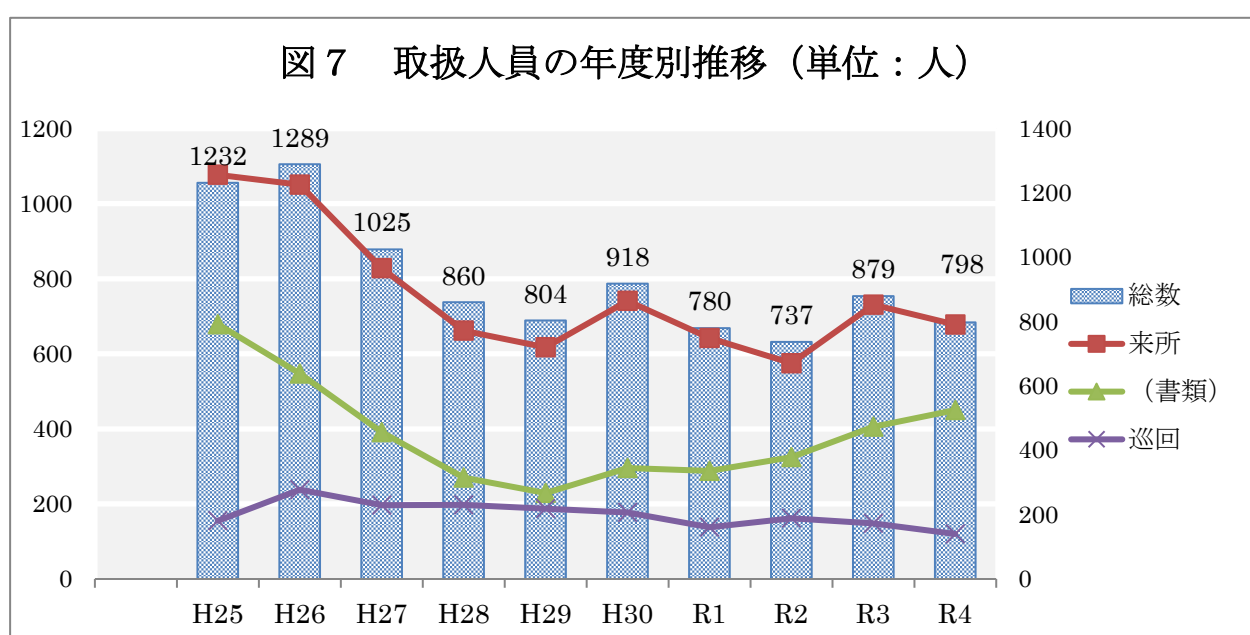


表8 知的障がい程度の年度別推移（人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均	
総数	1,232	1,289	1,025	860	804	918	780	737	879	798	932	
重度	399	392	184	149	142	166	153	105	113	84	189	
中度	284	346	283	224	189	251	217	133	215	257	240	
軽度	528	519	545	466	467	493	395	442	488	444	479	
境界線	15	15	7	10	6	5	1	12	42	5	12	
その他	6	17	6	11	0	3	14	45	21	7	13	
構成比 (%)	重度	32.4	30.4	18.0	17.3	17.7	18.1	19.6	14.2	12.9	10.5	19.1
	中度	23.1	26.8	27.6	26.0	23.5	27.3	27.8	18.0	24.5	32.2	25.7
	軽度	42.9	40.3	53.2	54.2	58.1	53.7	50.6	60.0	55.5	55.6	52.4
	境界線	1.2	1.2	0.7	1.2	0.7	0.5	0.1	1.6	4.8	0.6	1.3
	その他	0.5	1.3	0.6	1.3	0.0	0.3	1.8	6.1	2.4	1.0	1.5

図8 障がい程度の年度別推移（単位：%）

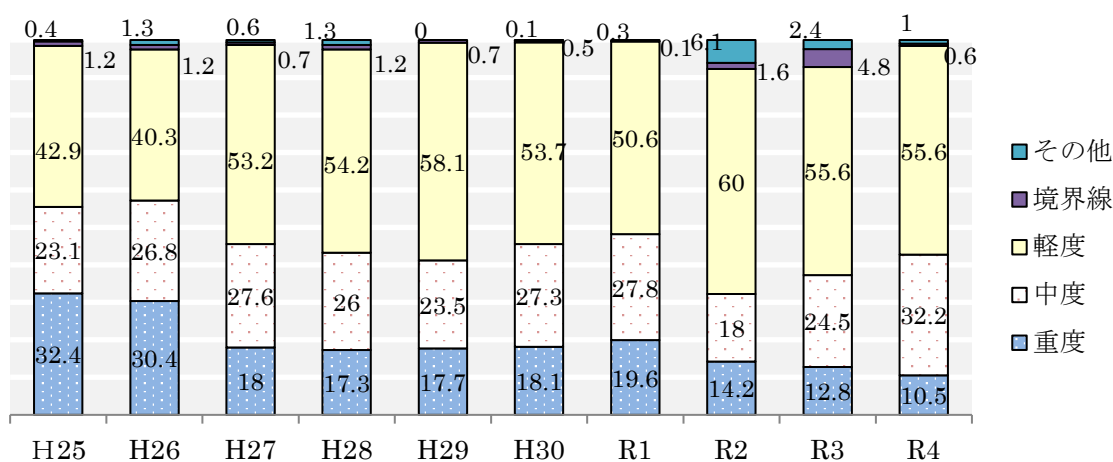


表9 年齢階層及び構成比の年度別推移（人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均
総数	1,232	1,289	1,025	860	804	918	780	737	879	798	932
18歳未満	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
18～19歳	226	247	267	272	236	295	217	225	228	167	238
20～29歳	247	292	243	227	222	254	214	185	233	229	235
30～39歳	287	238	195	124	113	120	105	110	143	118	155
40～49歳	175	232	161	118	109	121	145	134	155	167	152
50～59歳	155	148	106	89	91	93	81	65	89	100	102
60歳以上	140	132	50	30	33	35	18	18	31	17	50
構成比	18歳未満	0.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	18～19歳	18.3	19.2	26.0	31.6	29.4	32.1	27.8	30.5	25.9	26.2
	20～29歳	20.0	22.7	23.7	26.4	27.6	27.7	27.4	25.1	26.4	28.7

30～39 歳	23.3	18.5	19.0	14.4	14.1	13.1	13.5	14.9	16.3	14.8	16.2
40～49 歳	14.2	18.0	15.7	13.7	13.6	13.2	18.6	18.2	17.6	20.9	16.4
50～59 歳	12.6	11.5	10.3	10.3	11.3	10.1	10.4	8.8	10.1	12.5	10.8
60 歳以上	11.4	10.2	4.9	3.5	4.1	3.8	2.3	2.4	3.4	2.1	4.8

図9 年齢構成の年度別推移(単位：%)

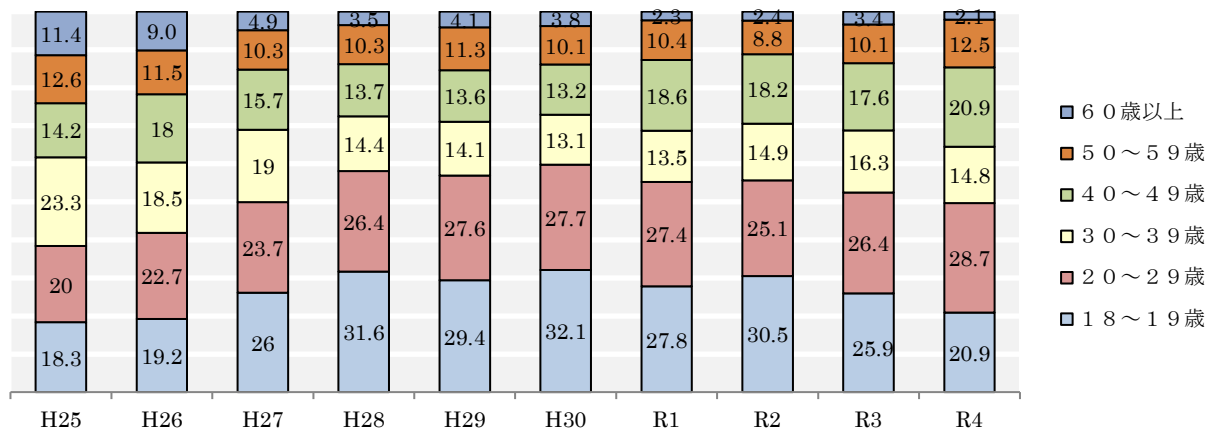


表10 新規相談者の性別・年齢別取扱人員の年度別推移(人)

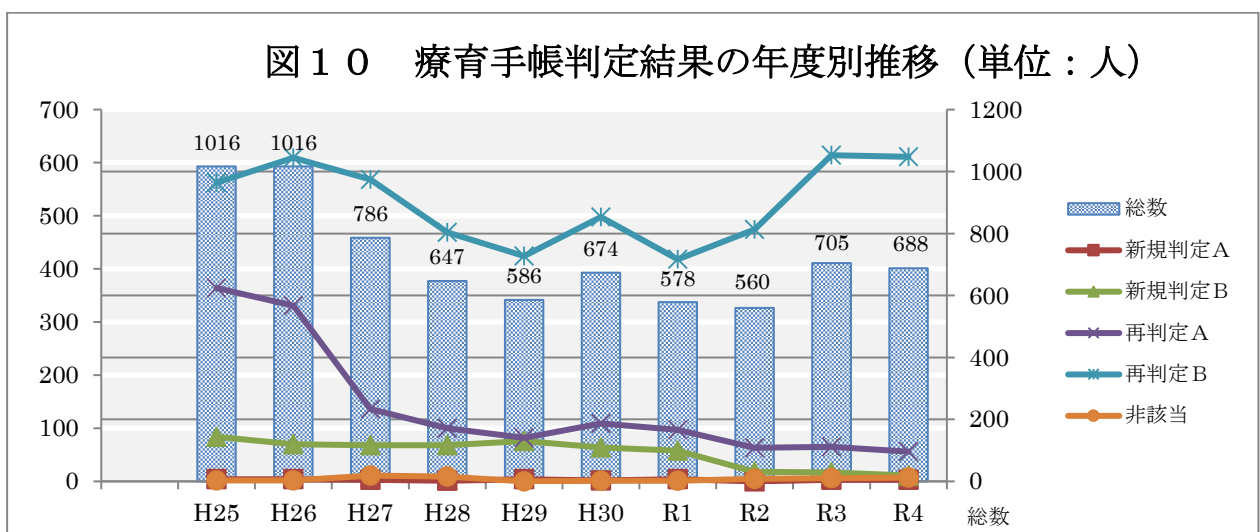
年度		H25		H26		H27		H28		H29	
新規相談人員		264		287		309		309		292	
性別		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小計		155	109	193	94	176	133	197	112	191	101
18 歳未満		1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
18～19 歳		99	57	105	49	109	74	122	63	105	51
20～29 歳		51	17	51	17	42	33	42	30	46	25
30～39 歳		13	5	16	9	8	13	11	6	11	8
40～49 歳		10	9	13	9	9	6	13	8	11	8
50～59 歳		6	5	6	6	5	6	4	4	11	6
60 歳以上		4	1	2	4	2	1	5	1	7	3
構成比 (%)	18 歳未満	0.6	0.9	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～19 歳	63.9	52.3	54.5	52.1	61.9	55.6	61.9	56.3	55.0	50.5
	20～29 歳	14.2	28.4	26.4	18.6	23.9	24.8	21.3	26.8	24.1	24.8
	30～39 歳	8.4	4.6	8.3	9.6	4.5	9.8	5.6	5.4	5.8	7.9
	40～49 歳	6.4	8.3	6.7	9.6	5.1	4.5	6.6	7.1	5.8	7.9
	50～59 歳	3.9	4.6	3.1	6.4	2.8	4.5	2.0	3.6	5.8	5.9
	60 歳以上	2.6	0.9	1.0	4.3	1.1	0.8	2.5	0.9	3.7	3.0
年度		H30		R1		R2		R3		R4	
新規相談人員		342		251		237		274		210	
性別		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小計		239	103	154	97	145	92	173	102	130	80
18 歳未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19 歳		157	54	93	50	106	58	110	67	72	56
20～29 歳		52	29	36	22	28	18	49	27	47	18
30～39 歳		8	0	6	9	1	4	6	2	2	2

40～49 歳	14	12	12	7	4	5	5	2	4	3
50～59 歳	6	6	6	4	6	5	3	3	3	0
60 歳以上	2	2	1	2	0	2	0	1	2	1
構成比 (%)	18 歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18～19 歳	65.7	52.4	60.4	51.5	51.5	63.0	63.6	64.7	55.4
	20～29 歳	21.8	28.2	23.4	22.7	22.7	19.6	28.3	27.5	36.2
	30～39 歳	3.3	0.0	3.9	9.3	9.3	4.3	3.5	2.0	1.5
	40～49 歳	5.9	11.7	7.8	7.2	7.2	5.4	2.9	2.0	3.1
	50～59 歳	2.5	5.8	3.9	7.2	7.2	5.4	1.7	2.9	2.3
	60 歳以上	0.8	1.9	0.6	2.1	2.1	2.2	0.0	1.0	1.5

表 11 療育手帳判定結果交付件数の年度別推移 (人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均
総数	1,016	1,016	786	647	586	674	578	560	705	688	726
新規判定 A	4	4	3	1	4	2	4	0	3	3	3
新規判定 B	84	70	68	68	76	64	58	18	17	11	53
再判定 A	364	331	136	100	82	109	97	63	65	56	140
再判定 B	562	609	568	469	424	498	418	474	614	611	525
非該当	2	2	11	9	0	1	1	5	6	7	4
構成比 (%)	新規判定 A	0.4	0.4	0.4	0.2	0.7	0.3	0.7	0.0	0.4	0.4
	新規判定 B	8.3	6.9	8.7	10.5	13.0	9.5	10.0	3.2	2.4	1.6
	再判定 A	35.8	32.6	17.3	15.5	14.0	16.2	16.8	11.3	9.2	8.1
	再判定 B	55.3	59.9	72.3	72.5	72.4	73.9	72.3	84.6	87.1	88.8
	非該当	0.2	0.2	1.4	1.4	0.0	0.1	0.2	0.9	0.9	1.0

※保留分は除く。



VI 精神保健福祉相談

目 次

第1 概 況	6 8
第2 業務内容	
1 企画立案	6 9
2 技術指導・技術援助	7 0
3 教育研修	7 1
4 啓発普及	7 2
5 調査研究	7 2
6 相談指導	7 3
(1) 来所相談	7 3
(2) 電話相談	7 4
(3) 思春期精神保健相談事業	7 5
(4) 特定相談	7 5
ア 岩手県ひきこもりケアネットワーク事業	7 5
イ アルコール関連問題相談指導事業	7 5
ウ 薬物関連問題相談事業	7 6
7 協力組織の育成	7 6
(1) 岩手県精神保健福祉協会	7 6
(2) 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉会連合会（略称：岩家連）	7 9
(3) 当事者グループ	7 9
(4) 精神保健ボランティアグループ	8 0
(5) 自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク「さん・Sunねっと」	8 0
8 精神医療審査会の審査状況	8 1
9 自立支援医療（精神通院医療）等審査会議における審査状況	8 2
10 自殺予防対策事業	8 3
11 災害時こころのケア対策	8 5
12 心の健康づくり推進事業	8 6

第1 概 況

精神保健福祉法第6条及び精神保健福祉センター運営要領に基づき、次の業務を行っている。

- 1 地域精神保健福祉施策推進に関する企画立案
- 2 保健所等関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
- 3 保健所職員等に対する教育研修
- 4 精神保健福祉の知識に関する啓発普及
- 5 精神保健福祉に関する調査研究
- 6 精神保健福祉に関する(複雑困難なものに対する)相談指導
- 7 精神保健福祉に関する組織の育成
- 8 精神医療審査会
- 9 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

平成21年7月、精神保健福祉センター内に岩手県自殺予防情報センターを設置し、保健所や市町村、民間団体等と緊密な連携を図りながら自殺対策を推進している(同センターは、平成28年4月に自殺対策基本法の一部改正により岩手県自殺対策推進センターに改称)。

平成21年8月には、岩手県ひきこもり支援センターを設置し、地域におけるひきこもり者への支援推進に取り組むとともに、令和2年9月には依存症対策に係る相談拠点の指定となり、依存症対策の推進に取り組んでいる。

本県は、自殺者が平成10年に500人を超え、種々の取組で平成15年の527人をピークに減少傾向となり、平成30年以降は250人台まで減少していたが、自殺死亡率では常に全国の上位(5位以内)にとどまっていた。コロナ禍の令和3年の自殺者は193人と特異的に減少し、自殺死亡率も全国26位と低くなったが、令和4年度は全国2位と再び上位となった。この状態を好転させていくためにも、包括的な自殺対策プログラムの実践を継続していくとともに、今後の社会動向を注視しながら、さらなる取組を推進していく必要がある。

第 2 業務内容

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、県本庁主管課及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

具体的には以下のとおりである。

- (1) 岩手県自殺対策推進会議
- (2) 岩手県精神保健福祉審議会
- (3) 岩手県医療観察制度運営連絡協議会
- (4) 岩手県精神科救急医療システム連絡調整委員会
- (5) 岩手県こころのケアセンター運営委員会
- (6) 岩手県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営委員会
- (7) 岩手県自立支援協議会地域移行・相談支援部会
- (8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業盛岡地域委員会
- (9) 岩手県アルコール健康障害対策推進協議会
- (10) 岩手県犯罪被害者等連絡会
- (11) 岩手県ひきこもり対策連絡協議会
- (12) 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会
- (13) 岩手県障がい者社会参加推進協議会
- (14) 岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議
- (15) 盛岡圏域自殺対策推進連絡会議
- (16) 盛岡市自殺対策推進連絡会議
- (17) 雫石町心の健康づくり対策連絡会議
- (18) 岩手町自殺対策こころのネットワーク会議
- (19) 矢巾町自殺対策策定懇話会
- (20) 紫波町いのち支える自殺対策協議会
- (21) 北上市ひきこもりネットワーク協議会
- (22) 再発防止「岩手モデル」策定委員会 自殺予防教育検討部会
- (23) 矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議
- (24) 遠野市つながる共有会議

2 技術指導・技術援助

精神保健福祉の課題は、保健、医療、福祉、教育等、多方面の領域に拡大している。このような状況下において、関係機関による精神保健福祉活動の活性化を図るため、保健・福祉・医療・教育機関等に対し技術指導及び援助を行っている。

対象機関別実施状況

(単位：件)

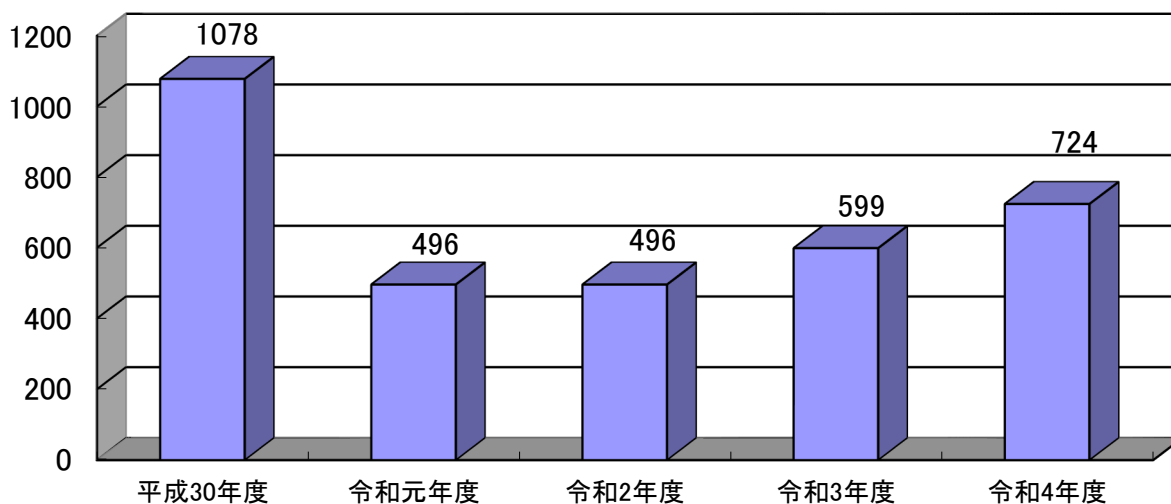
対象機関等	技術指導・援助（実施延べ件数）													
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関係	犯罪被害	災害	その他	計
保健所		19	2					2	14	22			3	62
市町村	3	39	16	2	3		1	1	25	155			1	246
福祉事務所		2	1						1	3				7
医療施設		17		1			1	1	2	33			1	56
介護老人保健施設	2	19	4						13	1			1	40
障害者支援施設	1	22	4				1		11	7				46
社会福祉施設		1								2				3
その他	3	49	17	3	3		1	3	78	81			26	264
計	9	168	44	6	6		4	7	144	304			32	724

再掲：医療観察法関係

平成17年7月15日から「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行された。これにより、対象者の地域社会における処遇の充実を図るため、ケア会議が随時開催され、処遇実施計画の見直しが行われている。

令和2年度対応件数：2件 令和3年度対応件数：12件 令和4年度対応件数：11件

表1 技術支援件数の年次推移（5年間）



区分	組 織 育 成					計
	患者会	家族会	依存症の自助団体・回復施設	職親会	その他	
支援延べ件数	70	16	4		49	139

3 教育研修

名 称	実施年月日・場所	研修等内容	対象者・参加者数
精神保健福祉基礎研修 ・ 精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者研修	R4年6月16・17日 オンライン開催	講義「精神疾患の理解と支援の基礎」 講師：岩手県精神保健福祉センター 精神保健福祉顧問 小井田 潤一 講義「社会資源と連携、家族支援」 講師：岩手県精神保健福祉連合会 理事長 下屋敷 正樹 氏 講義「当事者の思い」 講義「精神保健福祉法と関連施策」 「岩手県の自殺対策について」 「精神保健相談対応の基礎①②」 講師：岩手県精神保健福祉センター職員 演習「在宅生活を地域で支えていくために ～事例を通して考える～」 助言者：令和4年度精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者研修企画委員	精神保健医療福祉関係者で、経験年数が概ね3年未満の者 参加者 129人
ひきこもり公開講座・支援者研修	R4年8月7日 エスポワールいわて *公開講座のみ YouTube 事後配信 (限定公開)	(1) 公開講座 講演「ひきこもりの理解と支援～コロナ禍を経て～」 講師：筑波大学 医学医療系 社会精神保健学 教授 斎藤 環 氏 講話「不登校ひきこもりの親が幸せな理由」 講師：NPO 法人ワーカーズコープ北上笑いのたね事業所 所長 後藤 誠子 氏 (2) 支援者研修会 講義「ひきこもりの地域支援」及び演習 講師及び助言者：筑波大学 医学医療系 社会精神保健学 教授 斎藤 環 氏	(1) 公開講座 県民（当事者及び家族を含む）、相談支援に携わる関係者 参加者 71人 (事後配信申込者 96人) (2) 支援者研修会 ひきこもり相談支援に携わる関係機関の職員 参加者 37人
自死遺族交流会公開講座	R4年9月30日 エスポワールいわて *オンライン併用開催	(1) 公開講座 講演「家族を自死で亡くしたあなたに伝えたいこと ～悲嘆とケア～」 講師：岩手県精神保健福祉センター 精神保健福祉顧問 小井田 潤一 ご遺族からのメッセージ (2) 自死遺族交流会～わかちあい～	(1) 公開講座 自死遺族・支援者・県民 参加者 62人 (2) 自死遺族交流会 自死遺族 16人
ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修	R4年11月9日 オンライン開催	講義・演習 「ギャンブル障害の基礎知識と SAT-G を用いた支援」 講師：島根県立心と体の相談センター 所長 小原 圭司 氏 島根県立こころの医療センター 精神保健福祉専門員 佐藤 寛志 氏 *下記主催者と共催 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業「ギャンブル等依存症の治療・家族支援の推進のための研究」白川研究班	ギャンブル問題を抱える方の相談支援に携わる医療・行政・司法・相談支援機関等の職員 参加者 42人
地域精神保健活動における集団スクリーニング法と個別アセスメント技法研修	R4年11月24日 オンライン開催	講義「地域精神保健活動における集団スクリーニング法と個別アセスメント技法について」 講師：岩手医科大学 神経精神科学講座 教授 大塚 耕太郎 氏	保健所や市町村で地域精神保健活動に従事する保健師等 参加者 83人

自殺対策 企画担当者 研修会	R5年12月2日 オンライン開催	講義「自殺対策計画の評価方法と計画の見直しのポイント について」 講師：岩手医科大学 神経精神科学講座 教授 大塚 耕太郎 氏 行政説明・話題提供	市町村及び県保健所の自殺対策担当者 参加者 87人
ひきこもり 相談支援 実践研修会	R4年12月～ R5年2月 WEB開催 *右記研修動画の 期間限定配信	講義A「ひきこもりの基礎理解」 「ひきこもり相談への対応と支援」 講義B「中高年層のひきこもりについて」 「8050問題について」 講義C「発達障害の理解と支援」 講義D「30歳危機～ひきこもり予備軍への関わり～」 講義E「ひきこもり支援活動」 事例紹介 講師：鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏 主催：令和4年度地域保健総合推進事業「保健所、精神保健福祉センターの連携による、ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修と、地域包括ケアシステムによる市区町村と連携したひきこもり支援に関する研修の開催と検討」研究班 全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支援検討委員会	ひきこもり相談支援に携わる関係機関の職員 受講申込者 72人
若年層の 自殺予防 研修	R5年2月3日 オンライン開催	講義「若年者のメンタルヘルス課題と支援 ～臨床現場やSOSの出し方教室実施の現場から～」 講師：未来の風せいわ病院 理事長 智田 文徳 氏 話題提供「子どもを取り巻く現状と課題」 座長：岩手県精神保健福祉センター 精神保健福祉顧問 小井田 潤一 話題提供者： 「児童相談所児童虐待対応チームから」 岩手県福祉総合相談センター 児童相談第一課 主査児童福祉司 佐藤 公行 氏 「学校における自殺予防教育について」 岩手県教育委員会事務局 学校教育室 生徒指導担当 主任指導主事 小池 光浩 氏 「北上市要保護児童対策地域協議会の現状と課題」 北上市健康こども部 子育て世代包括支援センター 児童家庭係長 高橋 翔樹 氏	若年層の支援を行う保健医療福祉関係職員、教諭、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等 参加者 215人
地域ケア 検討会	年9回 岩手県福祉総合相談センター *ミニレクチャーのみ オンライン併用開催	ミニレクチャー「精神疾患について」 講師：岩手医科大学附属病院 精神科医師 福本 健太郎 先生 事例検討	精神保健福祉に関する相談対応従事者 参加者 延べ491人

4 啓発普及

広く県民に精神保健に関する知識の普及啓発を図るため、「関係機関に対する各種情報及び資料の提供、DVDの貸し出し」、「県民等を対象とした講演会への講師派遣」を行っている。

また、精神障害者等の社会復帰や自立等を促進するため、精神障害者等及びその家族を対象とした教室を開催している。

普及啓発実施件数

(単位：件)

区 分	地域住民への 講演・交流会	(再掲) 薬物関連問題 (アルコール を除く)	精神障害者(家 族)に対する教 室等	(再掲) 薬物関連問題 (アルコール を除く)
延べ人員	330	0	111	39

5 調査研究（学会発表等）

令和4年度 1件

○テーマ「自立支援審査件数から見た岩手県の精神疾患と動向」

東北・北海道精神保健福祉センター研究協議会及び全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表。

6 相談指導

(1) 来所相談

来所相談は、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く。）の午前9時から午後4時30分まで受け付けている。なお、あらかじめ電話による予約をお願いしている。

表2 来所相談件数の推移（6年間）

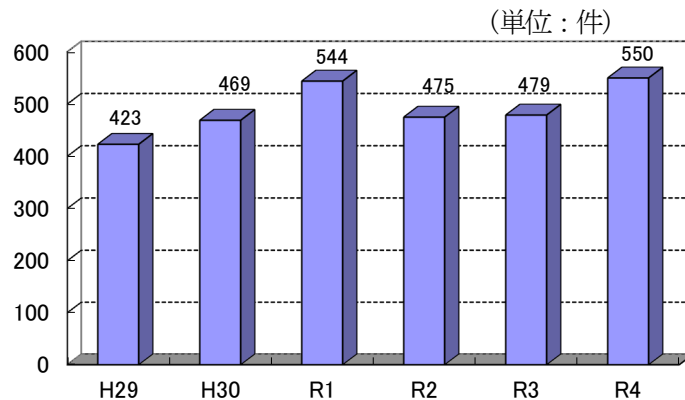
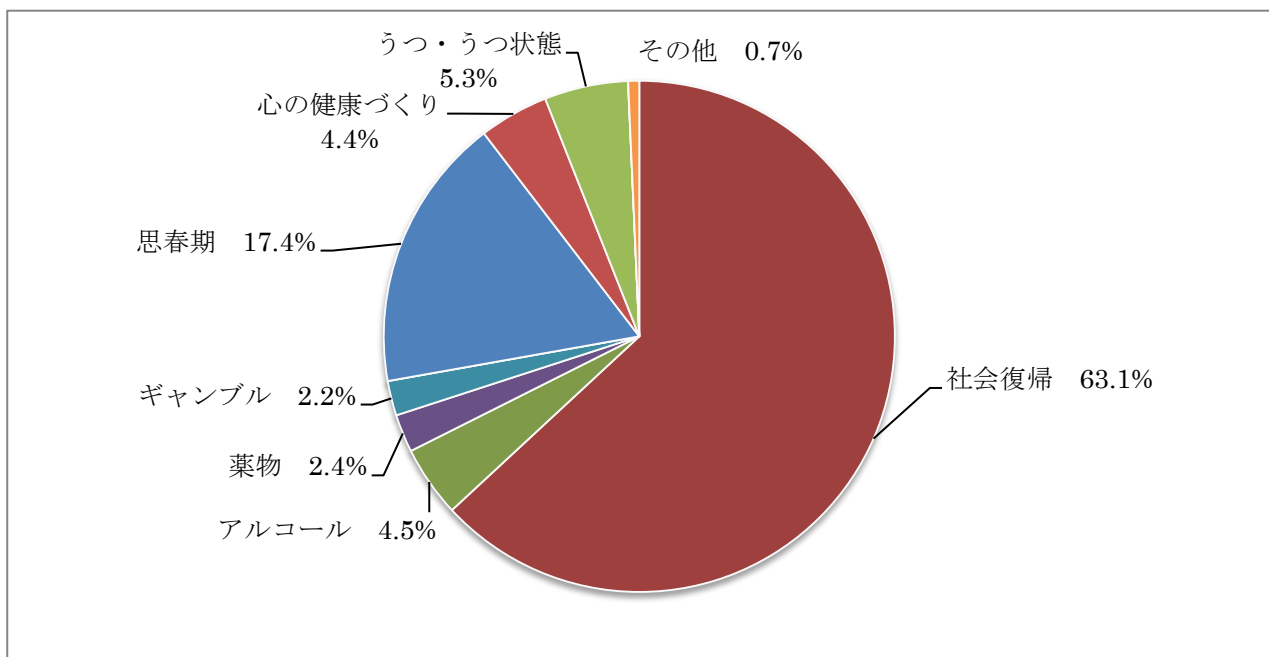


表3 来所相談内容別割合



区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	347	25	13	12	0	96	24	29	0	0	4	550
割合	0%	63.1%	4.5%	2.4%	2.2%	0%	17.4%	4.4%	5.3%	0%	0%	0.7%	100%

(2) 電話相談

「こころの相談電話」は、平成28年5月まで月曜日から金曜日まで（祝祭日除く。）の午前9時から午後4時30分までの受付としていたが、平成28年6月から相談時間を延長し、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く。）の午前9時から午後9時までの受付としていた。

令和3年2月から、全国共通「こころの健康相談統一ダイヤル」が平日午後10時までの受付へと拡充されたため、当センター「こころの相談電話」は、令和3年3月から、平日日中の相談体制強化のため、月曜日から金曜日まで（祝祭日除く。）の午前9時から午後6時までの受付としている。

表4 電話相談件数の推移（6年間）

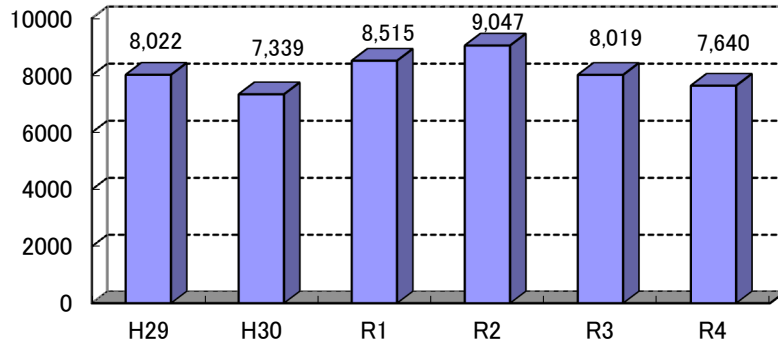
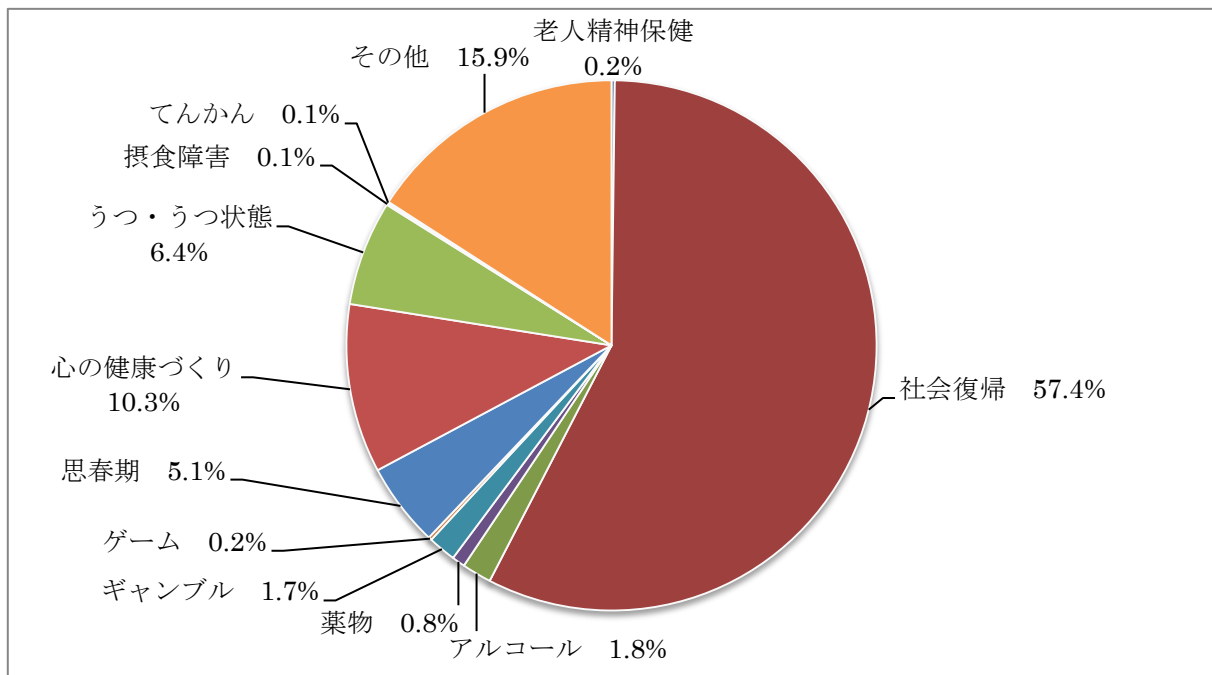


表5 電話相談相談内容別件数



区分	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	16	4,391	136	58	127	14	394	789	490	3	3	1,219	7,640
割合	0.2%	57.4%	1.8%	0.8%	1.7%	0.2%	5.1%	10.3%	6.4%	0.1%	0.1%	15.9%	100%

(3) 思春期精神保健相談事業

種 別	内 容 等	
思春期精神保健に関する相談指導	来所相談 (延べ)	96 件
	電話相談 (延べ)	394 件
	合計	490 件

(4) 特定相談

ア 岩手県ひきこもり地域ケアネットワーク事業 (岩手県ひきこもり支援センター事業)

ひきこもり相談支援体制の構築、家族及び本人への支援の推進、ひきこもりに対する地域社会の理解並びに本人の社会参加に当たっての支援ネットワーク形成を主な目的としている。平成 21 年 8 月からは、岩手県ひきこもり支援センターが当センターに設置され、保健所市町村等地域関係機関における事業に、相談員の派遣等、技術協力を行っている。

事業名	内 容	開催状況等
ひきこもり 専門相談	ひきこもり当事者及び家族のための専門相談を随時実施	来所相談 321 件 (延べ) 電話相談 431 件 (延べ) 合計 752 件
ひきこもり 当事者支援 事業「小さな 集まり」	社会復帰や社会生活に不安を抱える方を対象とした、小グループ。語り合いや、グループでの活動を通じて、対人関係やストレス対処の向上、活動性の増加等を目指す。	開催日：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 原則毎週火曜日 全 47 回 場 所：福祉総合相談センター 参加者：実 19 人 延べ 206 人
教育研修	ひきこもり支援者研修会 「3 教育研修 (P70)」に掲載	
技術支援	県内の相談機関が開催するひきこもり事業関連の講演会、研修会、家族教室、相談会、連絡会議等にスタッフを派遣し、技術支援を行った。	支援件数：30 件 (実件数) ※ 延べ件数は「2 技術指導・技術援助 (P69)」に掲載

イ アルコール関連問題相談指導事業

種 別	内 容 等
アルコール関連問題に関する相談指導	当所におけるアルコール関連問題に関する相談 来所相談 (延べ) 25 件 電話相談 (延べ) 136 件 合計 161 件
	断酒会員によるアルコール相談 相談窓口：県央保健所、久慈保健所 年間相談件数 (延べ) 10 件
断酒会等の民間団体の育成・指導	岩手県断酒連合会や AA と適宜連絡をとりながら、アルコール依存症の本人や家族に、ミーティングへの参加を勧めている。
教育研修	精神保健福祉基礎研修、地域ケア検討会 「3 教育研修 (P70)」に掲載
依存症家族教室	目的：アルコール依存や薬物依存等の問題を抱える家族が、依存症についての正しい知識と対処方法を習得し、適切な対応を実践できるようになるとともに、家族同士の出会いや話し合いを通じて、家族が心を癒し、家族自身の健康の回復を図る。 期日：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月の木曜日開催 計 12 回 場所：福祉総合相談センター 4 階大会議室 内容：教育セッション＋グループセッション (話し合い) 参加家族：12 人 (アルコール家族延べ)

ウ 薬物関連問題相談事業

種 別	内 容 等
薬物等に関する相談指導	来所相談（延べ） 13 件 電話相談（延べ） 58 件 合計 71 件
依存症家族教室	目的：アルコール依存や薬物依存等の問題を抱える家族が、依存症についての正しい知識と対処方法を習得し、適切な対応を実践できるようになるとともに、家族同士の出会いや話し合いを通じて、家族が心を癒し、家族自身の健康の回復を図る。 期日：令和4年4月～令和5年3月の木曜日開催 計12回 場所：福祉総合相談センター 4階大会議室 内容：教育セッション+グループセッション（話し合い） 参加家族：15人（薬物家族延べ）

7 協力組織の育成

地域精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉関係団体・グループの育成に努めている。

(1) 岩手県精神保健福祉協会

事務局を精神保健福祉センター内におき、精神保健福祉大会の実施のほか、岩手県からの委託事業である精神保健福祉思想普及の事業等を通じ、県民に対する精神保健福祉の普及活動を行っている。

ア 岩手県精神保健福祉大会

(ア) 開催方法 新型コロナウイルス感染症のため書面開催

(イ) 内容 「老いても病んでも」～手と手をつないで～をテーマに基調講演、大会会場地である二戸地域の状況等を収録した大会冊子を作成し関係機関に配布した。

(ウ) 大会式典

岩手県精神保健福祉協会会長表彰の表彰式を関係者のみで実施

期日：令和4年10月27日 場所：二戸パークホテル

イ 精神保健思想普及事業

(ア) 講演会等

時期・場所	事業内容	講 師	対象者 (参加人員)
R4. 12. 22 久慈市	◆講演会 [内容] ○健康と栄養フェア研修会 コロナ禍における健康と栄養	久慈市保健推進課 管理栄養士 道地 千晶 氏	会員、当事者、 地域住民 (13名)
R5. 3. 27 洋野町	◆講演会 [内容] ○令和4年度ひきこもりサポーター養成研修	NPO 法人レターポスト フレンド相談ネットワーク 田中 敦 氏 幕別町保健福祉部福祉課社会福祉係 ひきこもり支援アドバイザー 菊地 信二 氏 NPO 法人ジェルメ まるしえ 理事長 新田 大志 氏	支援者、関係者 (4名)

(イ) 交流会等

時期・場所	事業内容	講師	対象者 (参加人員)
R4.10.26 県内	◆リーフレットの作成・配布 [内容] ○岩福連リーフレット		家族会、県内医療機関、保健所、市町村担当課、社会復帰施設等 (303か所)
R5.1.14 紫波町	◆精神障がい者の交流事業 [内容] ○きらりの集い2023 岩手大会	紫波町地域おこし協力隊 星 真士香 氏 一般社団法人 みんなの健康らぼ シニア フェロー 杉山 賢明 氏	全国の生きづらさを抱えた方、ピアサポート、つながりを求めている方等参加者 (106名)
R5.2.8 大船渡市	◆絵画ワークショップ、交流会、音楽療法 [内容] ○こころの健康づくり地域交流会 In 奥中山	アートディレクター 板垣 崇史 ギタリスト 山家 章裕	二戸、一戸地域の障がい者、支援者、ボランティア (44名)

(ウ) 活動助成事業

	団体名	事業内容	対象者
1	滝沢市精神保健ボランティア 「あんずの会」	◆当事者支援 [内容] ○精神障がい者のサロン（あんずサロン）の主催 ○市の精神障がい者デイケアへの支援 ○こころサポーターTAKIZAWA（自殺ゲートキーパー）の活動 ○地域生活支援センター滝沢の活動への支援 ○自殺対策等、資質向上のための研修会等参加 ○健康づくり宣言に沿った活動	市内精神障がい者、その他住民
2	自助グループ 「りんどうの会」	◆交流会開催 [内容] ○自死遺族交流会（わかち合いの会）の開催 ○自死遺族交流会講演会の開催	自死遺族
3	盛岡市精神保健福祉家族会	◆家族相談サロン事業 [内容] ○家族相談サロンの実施 ○研修会や交流会の開催 ○先進事例の調査見学	家族
4	久慈地域傾聴ボランティア 「こころ」	◆心のオアシスづくり [内容] ○サロンの開催（久慈市、普代村） ○各種研修会や交流会の参加 ○セミナーでの活動報告	一般市民等
5	精神保健ボランティア 「風ぐるま」	◆共に歩む [内容] ○地域交流会等の開催 ○研修会、公開講座等への参加	精神障がい者

6	自助グループ 「おあしす・ばでい」	◆精神障がい者の交流事業 [内容] ○精神障がい者の居場所・交流・情報交換の場の提供 ○ピアサポート活動 ○他団体との交流 ○研修	精神障がい者
7	雫石町傾聴 ボランティア 「やまびこ会」	◆研修会開催 [内容] ○フォローアップ研修会の開催	一般住民
8	絵を通して心の健康を 考える仲間の会 「風の会」	◆絵を通しての精神障がい者の心の健康づくりと社会参加促進事業 [内容] ○絵画作成 ○交流会、絵画展示会の実施	精神障がい者、支援者、ボランティア
9	盛岡地域・精神保健 家族支援研究会	◆精神保健福祉のインフォーマルサービス 展開事業 [内容] ○公開報告会の実施 ○居場所づくり支援として、マージャン大会の実施	精神障がい者、支援者、ボランティア
10	精神保健ボランティア やまゆり	◆研修会開催 [内容] ○精神保健ボランティアやまゆり・あすなる合同 研修会	支援者、ボランティア、家族
計	10件		

(2) 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉会連合会（略称：岩福連）

精神障がい者の社会復帰を促進する啓発活動や相談事業、援助活動を通して、精神障がい者及び家族の福祉の増進に寄与することを目的に活動が展開されている。精神障がい者を抱える家族が話し合い、学習する場として、また地域での精神障がい者が過ごすための受け皿づくりの担い手として、家族会が地域で果たす役割は大きいものがあり、県内の家族会と連携した取組が行われている。

会議・研修会等の名称	内 容 等
岩手県精神保健福祉家族大会	令和4年度は未開催
精神保健福祉家族相談員養成講座（基礎講座）奥州会場	開催日時：令和4年11月20日 場 所：水沢地区センター 内 容：①精神疾患について ②情報化対応について ③家族相談会について ④相談対応の仕方について
令和4年度精神保健に関する家族支援・市民啓発推進事業 家族リフレッシュ交流研修会	開催日時：令和5年2月14日 場 所：ふれあいランド岩手 内 容：①携体操（ボッチャ） ②講演「在宅家族支援あれこれ」 ③講師を囲んでの質問・意見トーク

(3) 当事者グループ

支援団体名等	内 容	活動状況等
当事者グループ： 「ほほえみの会」	当所のデイケア等参加者などを中心に、平成8年4月に当事者グループ「ほほえみの会」が結成された。 会は、全て当事者が運営しており、レクリエーションを中心とした活動を行っている。 ◆支援者：精神保健ボランティア 「そよ風」	<ul style="list-style-type: none"> ・活動日：毎週木曜日 10:00～12:00 ・活動内容：レクリエーション（輪投げ、クリスマス会など）、わかちあい ・活動場所：岩手県福祉総合相談センター4階 デイケアルームほか
精神障がい者ピアサポートグループ： 「麦の会」	当事者自らのセルフヘルプや力量を相互に高めることを目的に、平成12年度からピアサポートグループ「麦の会」として活動している。 会は、全て当事者が運営しており、日常の困っていること等についての話し合いを中心とした活動を行っている。 ◆支援者：精神保健ボランティア 「ハーモニー」、「ハーブ」	令和3年度以降は活動を休止
絵を描く仲間会の会： 「風の会」	精神障がい者自身の生活意欲・社会参加意欲の高揚と仲間づくりを目的として平成12年度から活動。平成18年度自助グループとして、「風の会」が発足し、心の健康づくりに関する交流会などの企画・運営を担っている。 ◆支援者：精神保健ボランティア 「そよ風」、「ハーモニー」	<ul style="list-style-type: none"> ・運営スタッフミーティング 原則毎月第4月曜日 10:00～12:00 ・活動場所：岩手県福祉総合相談センター4階 デイケアルーム等 ・風の会 交流会 1回開催 ・リトル風の会（自主交流会） 2回開催 ・盛岡赤十字病院での絵画展示（こころの絵画展）

(4) 精神保健ボランティアグループ

支援団体名等	内 容
精神保健ボランティアグループ： 「そよ風」、「ハーブ」、 「ハーモニー」	平成7年度～平成9年度に当所の精神保健ボランティア養成講座を受講した者がグループを結成し、活動している。 精神保健福祉センターでは、その活動に対する助言や支援を随時行っている。
岩手県精神保健ボランティア連絡会	精神保健思想の向上を目指し、県内の精神保健ボランティアのつながりを深め、精神障がいを伴う人々と共に生きる社会を作り出すことを目的とし、平成10年1月30日に岩手県精神保健ボランティア連絡会が結成され、活動を展開している。 精神保健福祉センターでは、その活動に対する助言や支援を随時行っている。

(5) 自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sunねっと』

支援団体名等	内 容	活動状況等
自殺対策ボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sunねっと』	生きることを支え合い、自殺を防ぐため、傾聴活動や様々な地域活動をしているグループや団体がつながりを深め、個々の活動により、一人一人を大切にしたいあたたかなつながりのある、生き心地のいい地域をつくっていくことを目的として、平成 22 年 5 月 17 日に発足した。 県内各地域の 15 団体が加入している。 (令和 5 年 3 月 31 日現在)	自殺予防や心の健康に係るボランティア活動の情報交換及び交流、各団体への活動調査、自殺予防や傾聴活動に関する研修、情報発信、関係団体機関への協力などを行っている。

8 精神医療審査会の審査状況

(1) 令和4年度岩手県精神医療審査会における審査状況

(単位：件)

審査区分		件 数					審 査 結 果										
		審 査 件 数					現在の入院形態が適当					他の入院形態への移行が適当					
		1部会	2部会	3部会	4部会	計	1部会	2部会	3部会	4部会	計	1部会	2部会	3部会	4部会	計	
定期の報告等の審査	医療保護入院届	277	317	235	383	1,212	277	317	235	383	1,212	0	0	0	0	0	
	定期	医療保護	103	126	122	119	470	103	126	122	119	470	0	0	0	0	0
		措置	1	0	2	1	4	1	0	2	1	4	0	0	0	0	0
	小 計		381	443	359	503	1,686	381	443	359	503	1,686	0	0	0	0	0
退院請求等の審査	退院の請求	5	2	5	8	20	5	1	5	8	19	0	1	0	0	1	
	処遇改善の請求	0	1	1	2	4	0	1	1	2	4	0	0	0	0	0	
	小 計		5	3	6	10	24	5	2	6	10	23	0	1	0	0	1
合 計		386	446	365	513	1,710	386	445	365	513	1,709	0	1	0	0	1	

(2) 審査件数の推移

(単位：件)

区 分		年 度							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
定期の報告等の審査	医療保護入院届	1,309	1,377	1,289	1,354	1,311	1,285	1,212	
	定期	医療保護	485	447	452	461	478	475	470
		措置	14	11	13	9	11	7	4
	小 計		1,808	1,835	1,754	1,824	1,800	1,767	1,686
退院請求等の審査	退院の請求	21	17	12	16	24	25	20	
	処遇改善の請求	9	3	2	0	1	3	4	
	小 計		30	20	14	16	25	28	24
合 計		1,838	1,855	1,768	1,840	1,825	1,795	1,710	

9 自立支援医療（精神通院医療）等審査会議における審査状況

障害者総合支援法第 52 条及び精神保健福祉法第 45 条の申請に対する事務のうち国が定める自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針及び精神保健福祉手帳の障がい等級の判定基準に基づき審査を行っている。

(1) 審査、承認件数

表 1 精神保健福祉手帳

(単位：件)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神保健福祉手帳承認件数		2,761	2,978	3,069	3,610	3,843
等級内訳	1 級	748	804	825	961	1,049
	2 級	1,466	1,579	1,614	1,920	2,013
	3 級	547	595	630	729	781
非該当		15	18	10	16	14

表 2 自立支援医療（平成 17 年度までは通院医療費公費負担）

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援医療（精神通院医療）承認件数	10,275	12,334	6,711	11,801	12,881
非該当	2	10	9	14	17

(2) 審査会開催回数

平成 30 年度 19 回

令和元年度 19 回

令和 2 年度 19 回

令和 3 年度 19 回

令和 4 年度 19 回

10 自殺予防対策事業

本県においては、自殺対策は最重要課題であることから、平成21年7月には岩手県自殺予防情報センターを設置し、また、平成28年4月からは自殺対策基本法の改正を受け、「岩手県自殺対策推進センター」として地域レベルの実践的な取組を支援する機能を一層強化した。岩手県の令和4年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は21.3（前年16.2）で全国第2位と増加に転じた。

令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定したことを踏まえ、自殺対策計画策定の見直しへの準備時期とし、研修会等を開催した。

事業名	内容	開催状況
自殺対策ホームページの常時開設	県内自殺予防対策の情報を精神保健福祉センターホームページ上に公開	平成18年6月から常時開設 ニュースレターの発信 ※久慈モデルの取組強化のため、H24年11月からH25年3月まで増刊号を発行。内陸部の保健所、市町村の取組を取材し、情報発信を行った。R4年度は年5回発行。発信機関数515機関。新型コロナウイルス感染症拡大により、R3年度に引き続き集合型研修が実施できない状況にあるため、読むことで知識の習得とスキルの向上となるよう著名な先生方へインタビューを行った。
自死遺族こころのケア支援事業	自死遺族自助グループりんどうの会「分かち合いの会」の開催支援 自死遺族交流会公開講座の開催 「りんどうの会」への支援、事務局運営など	① りんどうの会「分かち合いの会」 参加者：延90人（開催12回） ※新型コロナウイルス感染症拡大により開催回数を減らして実施 ② 自死遺族交流会公開講座 ※遺族のみ参加とした。 遺族18名、支援者46名 計64名 ③ 岩手県警リーフレットは配布枚数 R4 376枚
自殺対策関連ボランティア団体等の組織育成	自殺対策に係るボランティア・団体活動ネットワーク『さん・Sunねっと』組織運営支援 民間の自殺予防活動の推進を図るためボランティア交流会への参加支援	① さん・Sunねっと組織運営支援 計1回 ② 第17回北東北自殺対策等活動民間団体交流会秋田県開催に参加し、交流を深めた。
包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策の取組状況調査の実施・自殺対策計画の進捗調査の実施	県内の保健所・市町村へ包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策の進捗状況及び課題に関する調査の実施及び自殺対策計画の進捗調査をヒアリングにて実施。 各市町村が課題と抱える事項については、技術的助言を実施した。	包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）による自殺対策取組状況調査 令和4年度 33市町村実施 令和4年度 自殺対策計画見直し済み 市町村 2市町村 （矢巾町、滝沢市） ・県内33市町村全て訪問にて技術支援を行った。
関係機関への技術支援	保健福祉・教育関係機関等が主催する自殺予防やメンタルヘルス関連の講習及び事例検討への技術支援を行った。	「2 技術指導・技術援助」（P69）に掲載

＊ 自殺未遂者支援事業（令和4年度実績）

平成21年度から、当時（H18～H20実績）県内で最も自殺率の高い地域であった二戸地域を選定し、3救急基幹病院（県立一戸病院、県立二戸病院、県立軽米病院）の救急外来を受診した自殺未遂者に対する支援体制の構築と支援実施・評価を行っている。

- ① 自殺未遂者相談用リーフレット（医療機関配布版、警察機関配布版）の作成及び配布
自殺未遂者へのリーフレット配布数：54枚
- ② 精神保健福祉センターにおける専用相談電話の設置
なやみ解決サポートダイヤルアクセス件数：61件
- ③ 自殺未遂者の地域ケアの体制整備
市町村連絡会ケース会議によるケアマネジメント利用者数：89人
退院時ケア会議によるケアマネジメント利用者数：1人
新規サポートコール対象者数：5人
- ④ 自殺未遂者支援に係る研修会の開催
病院職員研修：2回（31名参加）
未遂者支援研修：若年層の自殺予防研修を開催
令和4年度1回（215名）

11 災害時こころのケア対策

(1) 岩手県災害時こころのケア活動実施要綱の策定

大規模災害等が発生した場合に、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携の下に適切な支援や情報提供等のこころのケア活動を総合的に推進することを目的に、平成18年6月27日に県障がい保健福祉課において「岩手県災害時こころのケア活動実施要綱」を策定した。

(2) 岩手県災害時こころのケアマニュアル〔第2版〕の作成

平成16年10月の新潟中越地震にこころのケアチームを派遣した経験を基に、平成18年3月にこころのケア研究会の協力の下、本マニュアルの初版を作成。平成20年度岩手・宮城内陸地震等を経験し、実際に本マニュアルを活用した結果を踏まえて、修正を加えた第2版を平成21年度に作成した。

(3) 東日本大震災津波におけるこころのケア活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波後、「岩手県災害時こころのケア活動実施要綱」及び「岩手県災害時こころのケアマニュアル」に基づき、こころのケアチームの受入れ調整、活動調整、災害後のこころのケアに関する研修及び相談窓口の設置を行った。

相談窓口については、「災害時ストレス健康相談窓口」（電話相談）を設置し、県臨床心理士会の協力を得ながら、平成23年3月16日から継続設置している。

* 平成28年11月岩手県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営要綱、岩手県DPAT運営計画が策定され、平成30年に一部改正された。

(4) 岩手県の学校における事件事故後のこころのケア～中長期ケアにつなげるために～第2版手引書の作成

平成20年度に岩手県の学校における事件事故後のこころのケア体制整備検討会を3回開催し、その検討結果を踏まえて、学校関係者や支援者が緊急時に使用する手引書（初版）として作成したものであるが、平成21年度に、手引書の周知状況、使用結果等を調査し、検討会における修正意見を得て、同年度に第2版（改訂版）を作成した。

12 心の健康づくり推進事業

精神障がい者が、絵画等を通じて精神障がい者自身の生活意欲・社会参加意欲の高揚を目指し、心の健康について考える機会とするとともに、県民に対し精神障がいや心の健康についての正しい知識の普及啓発を図っている。

事業名	内容	開催状況
「風の会」交流会 (絵を通じて心の健康を考える仲間 の会)の活動支援	自分自身の生活、病気、障がいに関することや絵を描くこと等について自由に語り合いながら、絵画を通じた当事者活動、仲間づくりを進める。	① 令和4年7月25日 場所：岩手県福祉総合相談センター ② 令和4年10月12日 場所：岩手県福祉総合相談センター ③ 令和5年1月23日 場所：岩手県福祉総合相談センター 参加者：延べ37人
心の絵画展及び交流会開催の活動支援	精神障がい者自身が描いた絵画を展示するとともに、絵画を媒体とした交流を行い、心の健康や精神障がい者への理解を深める。	盛岡赤十字病院での絵画展示（こころの絵画展） 令和5年2月20日～3月13日

VII 浴 革

○ 岩手県福祉総合相談センター（旧中央児童相談所一国の基準によるB級）

昭和23. 3. 1	岩手県児童相談所設置 盛岡内丸1県庁舎児童課と共有 付属一時保護所設置 盛岡市平山小路 職員構成 相談所 所長1、相談員3、鑑別員1、看護婦1、書記2、 嘱託医1 一時保護所 所長兼務、指導員3、書記2 児童福祉司 相談所1、西磐井地方事務所1、 下閉伊地方事務所1
24. 6	庁舎落成 県児童課と共用、2階に一時保護所移転。
24. 7	児童福祉司 1名増（気仙地方事務所）
25. 1	児童福祉司 1名増（九戸地方事務所）
25. 8	児童福祉司 1名増（稗貫地方事務所）
26. 4.1 2	宮古児童相談所設置に伴い中央児童相談所と改称
27. 7	法改正に伴い児童福祉司の身分が相談所員となる。
27. 7.1 4	県定数条例による職員数 所長1、相談員3、判定員1、看護婦1、庶務2、指導員2、炊事婦1、児童福祉司5
28. 4	県児童課は県庁舎に移転し厚生課に合併し福祉課と改称。
30. 9.3 0	地方事務所廃止し同民生課は福祉事務所と改称、児童福祉司の駐在地は福祉事務所となる。 児童福祉司 2名増（胆沢、二戸福祉事務所）
32. 4. 1	県機構改革により相談所3係制（庶務、相談判定、一時保護）となる。
35. 4. 1	次長制をとる。（庶務係長兼務）
37. 4. 1	専任庶務係長を置く。 児童福祉司 2名増（岩手紫波、和賀福祉事務所）
41. 4. 1	職員1名増（相談員）
43. 4.1 6	盛岡市上ノ橋町6-51 に庁舎移転
45. 4. 1	職員数1名減（主事）
45. 6.2 7	盛岡市本町通三丁目19-1 に庁舎移転
45. 8. 1	当直補助員（非常勤）3名配置、炊事婦（非常勤）1名増
46. 4. 1	庶務係 1名増（主事）
47. 4. 1	職員2名増（相談員、児童指導員）、炊事婦（非常勤）→業務委託 国の基準によるB級となる。職員1（心理判定員）増員となる。
47. 7.1 4	盛岡市名須川町21-1 に庁舎移転
48. 4. 1	職員2名増（主任保健婦、判定係長）
48. 6.2 0	盛岡市本町通三丁目19-1 福祉相談センターに庁舎改築移転
48. 7. 1	事務嘱託（非常勤）1名、ボイラー技師（業務委託）1名配置
49. 4. 1	2名増 庶務係、相談判定係、一時保護係の3係制から、相談判定係を判定係、相談係に分離し4係制とし、主任児童福祉司の職名を専門児童福祉司と改称。判定係、相談係各4名となる。
50. 4. 1	職員1名増（心理判定員）
51. 4. 1	職員2名増（心理判定員、運転技士）
53. 4. 1	職員1名増（児童指導員1名増、心理判定員1名減、専門児童福祉司1名増）
55. 4. 1	一関児童相談所設置に伴う職員定数6名減 （心理判定員1名、児童指導員2名、児童福祉司3名）
57. 4. 1	児童福祉司1名減、相談調査員1名増
58. 4. 1	調理員（業務委託）→期限付、ボイラー技師（業務委託）→期限付
58. 7. 1	調理員（期限付）→非常勤、ボイラー技師（期限付）→業務委託
59. 4. 1	専門児童福祉司の職名を上席児童福祉司と改称
60. 4. 1	定数1名減（調理員→非常勤）

平成 元. 4. 1	<p>県機構改革により総務課（庶務係、一時保護係）、相談支援課（相談調査係、判定指導係、児童福祉司）の2課制となり、相談指導課の2係については係名を改める。</p> <p>また、総務課長が庶務係長兼務、相談指導課長が上席児童福祉司を兼務としたほか、これまで判定係に所属していた保健婦を一時保護係に、相談員の相談調査員1名を減とし、心理判定員1名増となる。</p> <p>この結果、各係員が次のとおりとなる。（定員31名）</p> <p>庶務係5名（主事1名増、庶務係長欠員で総務課長兼務）</p> <p>一時保護係9名（保健婦1名増）</p> <p>相談調査係3名（相談調査員1名減）</p> <p>判定指導係7名（保健婦1名減、心理判定員1名増）</p> <p>児童福祉司6名（児童福祉司1名減、相談調査員1名増）</p> <p>上席児童福祉司1名は相談指導課長兼務</p>
2. 4. 1	<p>岩手県福祉相談センター内に事務所を置く。生活福祉部3公所（身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所及び婦人相談所）の庶務事務（歳入歳出予算の収入・支出及び物品の管理に関する事務）を中央児童相談所で処理することとなり、庶務係1名増なる。</p> <p>この結果、庶務係は6名となる。（庶務係長は総務課長兼務）</p> <p>また、児童福祉司パート6名のうち1名は相談調査員であったが、平成2年4月1日をもって児童福祉司職に発令されたため、上席児童福祉司3名（うち相談指導課長兼務1）、児童福祉司3名の構成となる。（定員32名）</p>
3.10. 1	<p>家庭支援電話相談事業実施のため、電話相談室（子育てテレフォン）を設置し、専任の電話相談員3名配置となる。</p>
4. 4. 1	<p>電話相談員が1名増となり、4名の体制となる。</p>
8. 4. 1	<p>運転技士1名減（定員31名）</p> <p>電話相談員が2名増となり、6名の体制で休日の相談にも対応することとなる。</p>
12. 4. 1	<p>児童虐待対応協力員（14.4.1～児童保護相談員）配置。</p>
13. 4. 1	<p>婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。</p> <p>児童女性部（4）－ 総務課、総合相談企画主査、児童女性課、相談支援課</p> <p>障害保健福祉部（1）－ 障害保健福祉課</p> <p>精神保健福祉センター</p>
13.10. 1	<p>一時保護児童心理専門員配置</p>
14. 4. 1	<p>配偶者暴力相談支援センターの指定。DV電話相談員（4名）配置</p> <p>児童虐待専任の児童福祉司2名配置</p>
16. 4. 1	<p>「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」等の一部改正に対応した児童相談所の相談体制設備に関する検討を行う。</p>
17. 4. 1	<p>児童女性部児童女性課を児童相談課に、相談支援課を女性相談課に改称。係制を廃止し、担当グループ制とする。</p> <p>児童福祉司4名増員</p>
20. 4. 1	<p>児童福祉司1名増、障害保健福祉司主査1名増</p>
22. 4. 1	<p>児童福祉司兼児童心理司（県北広域振興局駐在）1名増、児童保護調査員（非常勤専門）1名増、婦人一時保護所児童対応指導員（非常勤）1名増</p>
23. 4. 1	<p>児童虐待対応補助（臨時職員）1名</p>
23. 5.19	<p>被災児童対応補助（臨時職員）1名配置</p>
24. 4. 2	<p>緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置</p>
28. 4. 1	<p>児童福祉司1名増</p> <p>一時保護児童指導員補助兼当直専門員が2名増となり、6名体制となる。</p>
29. 4. 1	<p>児童福祉司3名増</p>
29. 4.25	<p>嘱託弁護士4名任用（非常勤嘱託員）</p>
30. 4. 1	<p>児童福祉司3名増 児童心理司2名増、学習指導協力員（非常勤職員）1名増</p> <p>県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増</p>

31. 4. 1	児童女性部児童相談課を児童相談第一課（児童虐待相談）と児童相談第二課（児童相談・心理相談）の2課体制とする。 児童相談担当課長1名増、児童福祉司3名増、児童心理司2名増 県北広域振興局駐在（児童福祉司）1名増
令和 元. 9. 1	児童福祉司1名増
2. 4. 1	児童福祉司4名増（里親養育支援児童福祉司1名含む）、児童心理司2名増、主事1名増
3. 4. 1	児童福祉司3名増、児童心理司1名増
4. 4. 1	児童福祉司2名増、県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増
5. 4. 1	児童福祉司3名増、児童心理司1名増 県北広域振興局駐在（児童心理司）1名増

○ 一関児童相談所（同C級）

昭和55. 4. 1	岩手県一関児童相談所設置（庁舎 一関市竹山町13） 職員構成 所長1、次長1（総務係長兼務）、庶務（主事）1、 児童指導員2、相談判定係長1、相談調査員2（児童指導員兼務1） 心理判定員2、児童福祉司3、 嘱託医2、当直専門員3、調理員（業務委託）
56. 4. 1	調理員（業務委託）→期限付
56. 7. 1	調理員（期限付）→非常勤
59. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
60. 4. 1	心理判定員1名増、相談調査員1名減
62. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
62. 7.3 1	児童福祉司1名減
62.10. 1	心理判定員1名増
平成 元. 4. 1	相談調査員1名減、児童福祉司1名増
12. 4. 1	児童虐待対応協力員（臨時職員）1名配置
14. 4. 1	児童虐待対応協力員（臨時職員）→児童保護相談員（非常勤）グループ制の導入、係制の廃止
17. 4. 1	次長（児童福祉司兼務） 総務係長廃職、相談判定係長廃職1名減 児童指導員1名減、児童福祉司1名増 心理判定員2名→児童心理司3名（児童指導員兼務1）
18. 4. 1	一時保護児童心理専門員（非常勤）1名配置
21. 4. 1	保健師1名配置
22. 4. 1	保健師（児童福祉司兼務）
23. 4. 1	児童虐待対応補助（臨時職員）1名配置
24. 4. 1	児童指導員1名減、看護師（児童指導員兼務）1名増 大阪府から派遣（児童福祉司1名、児童心理司1名、3月末まで）保健師（児童福祉司兼務）1名減、児童心理司1名増 （大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名）
25. 4. 1	児童心理司1名減、児童指導員1名増 （大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名）
27. 4. 1	看護師（児童指導員兼務）1名減、保健師（兼児童福祉司）1名増 （大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名）
28. 4. 1	児童指導員1名減、主事（兼児童指導員）1名増 児童福祉司1名増、児童心理司（兼児童指導員）1名 増大阪府から派遣は継続 児童福祉司1名、児童心理司1名）
29. 4. 1	大阪府からの派遣は終了し、岩手県職員2名配置
30. 4. 1	児童福祉司1名増、児童心理司（兼児童指導員）1名増、主事1名増
31. 4. 1	児童福祉司2名増、主事（兼児童指導員）1名減、看護師（兼児童指導員）1

名

令和 2. 4. 1	増 児童福祉司2名増、児童心理司1名増（児童指導員兼務）、学習指導協力員（会計年度任用職員）1名配置
3. 4. 1	児童福祉司1名増
4. 4. 1	児童福祉司2名増、児童心理司1名増、主事1名減

○ 宮古児童相談所（同C級）

昭和26. 4.12	岩手県宮古児童相談所設置（庁舎 宮古市藤原1丁目） 職員構成 相談所 所長1、相談員1、庶務1 一時保護所 指導員1、雑務手1 児童福祉司 相談所勤務1 その他 中央児童相談所から兼務3
35. 4. 1	次長制をとる。
37. 4. 1	児童福祉司1名増（釜石福祉事務所駐在）
38. 7. 6	炊事婦（非常勤）1名増
38.12. 1	児童指導員1名増
40. 4. 1	心理判定員1名増
40.11. 1	措置権制限解除
47. 6. 1	相談調査員職設置
48. 4. 1	心理判定員1名増、相談調査員1名増
49. 2. 8	宮古市和見町9番29号に庁舎移転
49. 4. 1	技師1名増 国の基準によるC級となる。
50. 4. 1	心理判定員1名増。総務係、相談判定係の2係制とな
55. 4. 1	る。相談調査員1名減、児童福祉司1名増
57. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
58. 4. 1	心理判定員（児童指導員兼務）1名増、相談調査員1名減 調理員（業務委託）→期限付
58. 7. 1	調理員（期限付）→非常勤
61. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
62. 4. 1	心理判定員1名減、相談調査員1名増
63. 4. 1	心理判定員1名増、相談調査員1名減
平成 2. 4. 1	心理判定員1名増、相談調査員1名減
4. 4. 1	主任用務員1名減
12. 4. 1	児童虐待対応協力員（臨時職員）1名配
17. 4. 1	置。グループ制の導入、係制の廃止 次長（児童福祉司兼務） 総務係長廃職、相談判定係長廃職1名減 児童心理司1名増（児童指導員兼務2）、児童福祉司1名増
18. 4. 1	一時保護児童心理専門員（非常勤）1名配置
21. 4. 1	児童指導員1名増（児童心理司兼務）、児童心理司1名減（児童指導員兼務）
23. 4. 1	児童虐待対応補助（臨時職員）1名配置
23. 9. 1	青森県から児童福祉司1名派遣（3月末まで）
24. 4. 1	児童福祉司1名増、復興支援のため児童心理司1名派遣（栃木県から1年間）
25. 4. 1	児童指導員1名減 復興支援のため児童福祉司2名派遣（埼玉県及び長崎県から1年間）
26. 4. 1	児童福祉司1名減 復興支援のため児童福祉司3名派遣（埼玉県及び愛知県から1年間、沖縄県から半年間）
27. 4. 1	復興支援のため児童福祉司2名派遣（埼玉県及び愛知県から1年間）

28. 4. 1	復興支援のため児童福祉司2名派遣（千葉県及び愛知県から1年間）
29. 4. 1	児童福祉司1名増
30. 4. 1	復興支援のため児童福祉司1名派遣（愛知県から1年間） 児童福祉司1名増、主事1名増

○ 旧婦人相談所

昭和32. 4. 1	盛岡市内丸86-1 岩手県身体障害者更生相談所の一部に設置し業務を開始。
32.12.12	増築のため、岩手県みどり会協議会の一部に移転。
33. 3.24	2階増築工事完了 2階を一時保護所として業務開始。
40. 3.19	盛岡市内丸18-23 盛岡赤十字病院寮跡へ移転。
43. 2. 1	盛岡市本町通3丁目8-40 生活学園の調理室を借受。
43. 7. 1	一時保護所は盛岡市山岸2丁目5-3 婦人保護施設「山賀荘」の2階一部を借受移転。
44. 7.12	盛岡市本町通3丁目8-40 生活学園の事務室の一部を借受。
45. 6.26	盛岡市本町通3丁目19-1 盛岡保健所跡に移転。
47. 7.14	盛岡市名須川町21-1 盛岡給食会の一部を借受。
48. 6.20	盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉相談センター内に移転。
平成 3. 6. 1	一時保護所移転
13. 4. 1	中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。

○ 旧身体障害者更生相談所

昭和27.11. 1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、岩手県福祉部民生部内に開設。
28. 7.25	盛岡市内丸86番地1号に移転。
35. 4. 1	岩手県身体障害者更生指導所が盛岡市緑ヶ丘2丁目4番60号に開設されたのに伴い、同施設に併設移転。
48. 6.20	岩手県福祉相談センターが盛岡市本町通3丁目19番1号に設置されたのに伴い、同センター内に移転。また、身体障害者更生指導所は、肢体不自由児施設「都南の園」に併設となる。
平成 5. 4. 1	身体障害者福祉法の改正に伴い、当更生相談所に身体障害者福祉司が2名配置された。
5. 4. 1	身体障害者更生援護施設入所調整会議を設置。
8. 4. 1	身体障害者手帳交付事務を所管。
13. 4. 1	中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。
令和 2. 4. 1	身体障がい者更生相談所の機能を県立療育センター内に移転し、職員4名を「矢巾町駐在」として配置。

○ 旧知的障害者更生相談所

昭和35.11. 1	知的障害福祉法（昭和35年法律第37号）に基づき、知的障害者の援護のための相談・判定及び指導を行う機関として、盛岡市緑ヶ丘地内の岩手県身体障害者更生指導所に併設されて業務を開始した。
48. 7. 1	岩手県福祉相談センターの設置に伴い、現在地へ移転する。
平成11. 4. 1	「精神薄弱者の用語整理のための関係法律の一部を改正する法律」（平成10年法律110号）に基づき、名称を「精神薄弱者更生相談所」から「知的障害者更生相談所」に改める。
13. 4. 1	中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センターと統合し、岩手県福祉総合相談センターとなる。

○ 精神保健福祉センター

昭和	48.	3.30	精神衛生センター条例公布（岩手県条例第35号）
	48.	5.31	岩手県福祉相談センター庁舎竣工。
	48.	7.1	精神衛生条例施行（昭和48年6月30日岩手県規則第47号） 岩手県精神衛生センター設置。業務開始。
	50.10.	1	デイ・ケア開設。
	55.10.	1	酒害相談指導事業開始。
	60.	7.1	心の健康づくり推進事業開始。
	63.	7.1	岩手県精神保健センターに改称。
平成	7.	7.1	岩手県精神保健福祉センターに改称。
	13.	4.1	中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害更生相談所と統合し、岩手県福祉総合相談センター（障がい保健福祉部障がい保健福祉課）となる。 ただし、「岩手県精神保健福祉センター」の名称は継続する。
	14.	4.1	心の健康相談員（非常勤専門）1名配置
	18.	4.1	自殺予防支援コーディネーター（非常勤専門）1名配置
	21.	4.1	自殺対策補助（臨時職員）1名配置
	23.	4.1	ひきこもり相談支援員（非常勤専門）2名配置、 緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置
	23.	6.20	緊急雇用対策補助（臨時職員）1名配置
	24.	4.1	自殺対策強化補助（臨時職員）2名配置
	28.	4.1	自殺対策強化補助（臨時職員）2名増
令和	2.	4.1	ひきこもり相談支援員（会計年度任用職員）1名増
	2.10.16		コロナ電話相談員（会計年度任用職員）1名増